

平成 31 年度

当 初 予 算 の 概 要

平成 31 年 2 月

尾 道 市

目 次

I	予算編成の基本方針	1
1	予算編成の基本的考え	1
2	予算編成の背景	2
II	予算の内容	4
1	会計別当初予算規模	4
2	一般会計予算の概要	5
(1)	規 模	5
(2)	一般会計予算の内容	6
①	歳入・歳出の目的別内訳	6
②	歳入・歳出の構成状況	7
③	歳出の性質別内訳	8
(3)	歳入予算	9
①	市 税	9
②	地方交付税	9
③	市 債	10
(4)	歳出予算	11
①	義務的経費	11
②	投資的経費	11
③	投融资関係	12
④	その他経費	12
⑤	公債費	12
(5)	個別指標（普通会計）	12
①	市債残高の推移	12
②	普通会計財政指標	12
III	平成30年7月豪雨災害対策関連事業	13
IV	主要施策の概要	15
	施策体系別主要施策の概要	
1	活力ある産業が育つまち	17
2	活発な交流と賑わいのあるまち	18
3	心豊かな人材を育むまち	19
4	人と地域が支え合うまち	20
5	市民生活を守る安全のまち	21
6	安心な暮らしのあるまち	23
7	その他	25
V	新市建設計画事業	27
VI	使用料・手数料等の改定資料	30
VII	地方消費税交付金（社会保障財源化分）の充当状況	57
VIII	都市計画税の充当状況	58
〈企業会計〉	1. 水道事業	59
	2. 下水道事業	60
	3. 病院事業	61

I 予算編成の基本方針

1 予算編成の基本的考え

日本経済の状況は、内閣府の月例経済報告（平成31年1月）によると、「景気は緩やかに回復している。」としており、緩やかな回復が続くことが期待されている。

また、県内経済についても、広島県経済の動向（平成31年1月）によると「緩やかに回復している。」とされ、改善傾向が続いている状況である。

本市の経済動向については、製造業は上昇傾向、非製造業も回復傾向とされ、平成30年12月の有効求人倍率は2.09（前年同月差0.09ポイント増）となっており、全国的に人手不足の状況の中、本市においても同様の傾向が続いている状況である。

予算編成にあたっては、昨年夏に発生した豪雨災害の復旧・復興、災害に強いまちづくりや、市民生活の安全・安心の確保を最優先とする中、新市建設計画に基づく大規模事業の着実な進捗を図り、これまでの取組の成果を着実に地方創生、地域の活性化に繋げるとともに、引き続き「持続可能な行財政運営」を推進することを基本方針として取り組んだ。

平成31年度予算においては、災害復旧事業の足取りを確実なものとするとともに、本庁舎をはじめとする庁舎整備事業や尾道市クリーンセンター整備事業、向島中学校改築事業、(仮称)尾道中央認定こども園整備事業など将来を見通した基盤整備を進め、地域医療・子育て・教育環境のさらなる整備・拡充、交流人口の拡大など「総合計画」における政策目標の着実な進捗を図ることとしている。

また、尾道港開港850年を契機に、瀬戸内の十字路としての拠点性、優位性を活かしながら、海と港を核としたまちづくりの推進に意を用い、諸施策に取り組むこととした。

さらに、多様な行政課題に対応し、安定した市民サービスを継続して提供する体制の強化や、事務事業の効率化など、将来にわたって持続可能な行財政運営となるよう配慮した。

今後とも、市民の皆様とともに、協働の理念の下、「尾道オリジナル」を活かしたまちづくりを進めていく。

2 予算編成の背景

(1) 国の予算

経済再生と財政健全化を両立する予算

◇経済再生

- ・誰もが活躍できる一億総活躍社会の実現を目指し、経済の好循環を更に加速
- ・「生産性革命」と「人づくり革命」に最優先で取り組む
- ・消費税増収分を活用した全世代型社会保障制度を進め、少子高齢化という最大の壁に立ち向かう
- ・防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策を実施

◇財政健全化

- ・新経済・財政再生計画の下、歳出改革の取組を継続
- ・国債発行額を引き続き縮減（前年度比1兆317億円減）

- ① 国の一般会計予算規模は101兆4,571億円（前年度比3兆7,443億円増）
- ② 国債発行額は32兆6,605億円（前年度比1兆317億円減）
- ③ 「社会保障関係費」は3.0%増加
- ④ 「公共事業関係費」は1.3%増加
- ⑤ 「国債費」は0.9%増加

平成31年度一般会計歳入歳出概算

(単位：億円、%)

区 分		平成31年度	平成30年度	増 減 額	伸 率
歳 入	租税及び印紙収入	624,950	590,790	34,160	5.8
	その他収入	63,016	49,416	13,601	27.5
	公債金	326,605	336,922	△10,317	△3.1
	合 計	1,014,571	977,128	37,444	3.8
歳 出	国債費	235,082	233,020	2,062	0.9
	地方交付税交付金等	159,850	155,150	4,701	3.0
	一般歳出	619,639	588,958	30,680	5.2
	合 計	1,014,571	977,128	37,443	3.8

注 計数については、それぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは合致しないものがある。

(経済見通し)	国内総生産	566.1 兆円程度
	実質成長率	1.3 %程度
	名目成長率	2.4 %程度

(2) 地方財政計画の概要

① 平成31年度の地方財政計画は、引き続き、通常収支分と東日本大震災分を区分して整理し、通常収支分の一般財源総額について、人づくり革命の実現や地方創生の推進、防災・減災対策等により、平成30年度を0.6兆円上回る62.7兆円を確保している。

地方財政計画(通常収支分)の規模は89兆5,900億円程度で、前年度比2兆7,000億円程度の増。

② 歳入(通常収支分)のうち、地方税は1.9%の増、地方交付税は1.1%の増で、歳入に占める一般財源(臨時財政対策債を含む)の比率は66.4%程度(前年度66.9%)となり、地方債依存度は10.5%程度(前年度10.6%)となる。

③ 歳出(通常収支分)では、給与関係経費が0.1%の増、投資的経費(単独分)は5.2%の増、公債費は2.4%の減となり、地方一般歳出は4.0%の増となる。

(単位：億円、%)

区 分		平成31年度	平成30年度	増 減 額	伸 率
歳 入	地 方 税	401,633	394,294	7,339	1.9
	地 方 譲 与 税	27,123	25,754	1,369	5.3
	地方特例交付金等	4,340	1,544	2,796	181.1
	地 方 交 付 税	161,809	160,085	1,724	1.1
	地 方 債	94,282	92,186	2,096	2.3
	そ の 他	206,713	195,110	11,603	5.9
	合 計	895,900	868,973	26,927	3.1
歳 出	地方一般歳出	741,200	712,663	28,537	4.0
	うち給与関係経費	203,300	203,144	156	0.1
	うち一般行政経費(単独分)	141,800	140,614	1,186	0.8
	うち投資的経費(単独分)	61,100	58,076	3,024	5.2
	公 債 費	119,100	122,064	△ 2,964	△ 2.4
	そ の 他	35,600	34,246	1,354	4.0
	合 計	895,900	868,973	26,927	3.1

II 予算の内容

1 会計別当初予算規模

(単位：千円、%)

区 分	平成31年度	平成30年度	増 減 額	伸 率	
一 般 会 計	64,950,000	63,730,000	1,220,000	1.9	
特 別 会 計	港 湾 事 業	197,652	198,403	△ 751	△ 0.4
	国民健康保険事業	16,086,411	15,851,935	234,476	1.5
	千光寺山索道事業	42,819	55,459	△ 12,640	△ 22.8
	駐 車 場 事 業	129,965	133,233	△ 3,268	△ 2.5
	夜間救急診療所事業	69,431	68,333	1,098	1.6
	公共下水道事業	0	2,908,130	△ 2,908,130	皆減
	介護保険事業 (保険事業勘定)	16,875,812	16,671,714	204,098	1.2
	介護保険事業 (介護サービス事業勘定)	20,289	18,918	1,371	7.2
	漁業集落排水事業	20,778	21,026	△ 248	△ 1.2
	特定環境保全 公共下水道事業	0	173,255	△ 173,255	皆減
	農業集落排水事業	33,415	37,592	△ 4,177	△ 11.1
	渡 船 事 業	46,260	44,097	2,163	4.9
	後期高齢者医療事業	2,300,854	2,297,786	3,068	0.1
	特別会計合計	35,823,686	38,479,881	△ 2,656,195	△ 6.9
企 業 会 計	水 道 事 業	5,596,937	5,466,925	130,012	2.4
	下 水 道 事 業	3,659,170	0	3,659,170	皆増
	病 院 事 業	15,634,391	15,394,895	239,496	1.6
	企業会計合計	24,890,498	20,861,820	4,028,678	19.3
総 合 計	125,664,184	123,071,701	2,592,483	2.1	

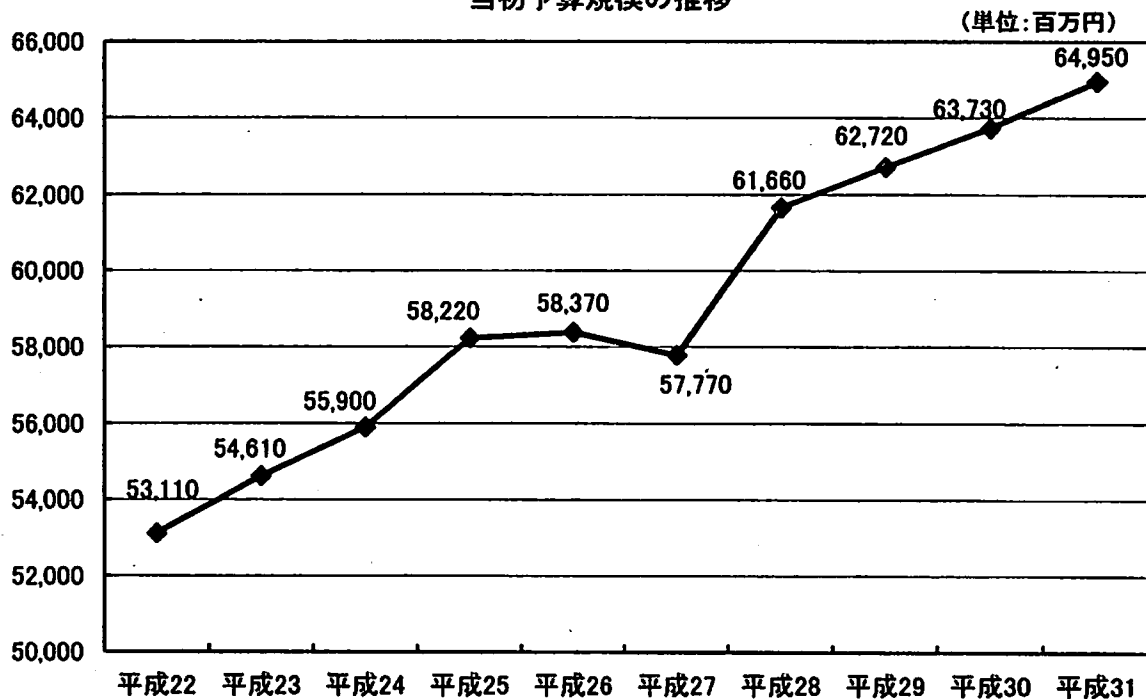
公共下水道事業特別会計及び特定環境保全公共下水道事業特別会計は、平成31年4月からの地方公営企業法全部適用に伴い、企業会計（下水道事業）へ移行します。

2 一般会計予算の概要

(1) 規模

平成31年度一般会計当初予算の規模は、649億5,000万円で、前年度に比べ1.9%の増となっている。これは、(仮称)向東認定こども園整備事業や美木原小学校給食調理場整備事業の減があるものの、昨年夏に発生した豪雨被害に伴う災害復旧費、(仮称)尾道中央認定こども園整備事業、因島総合支所庁舎整備事業などの投資的経費や幼児教育無償化等による私立認定こども園運営費負担金、プレミアム付商品券事業の増加などが主な要因である。

当初予算規模の推移



(単位:千円、%)

年度	当初予算額	増減額	伸率
平成22	53,110,000	△ 1,320,000	△ 2.4
平成23	54,610,000	1,500,000	2.8
平成24	55,900,000	1,290,000	2.4
平成25	58,220,000	2,320,000	4.2
平成26	58,370,000	150,000	0.3
平成27	57,770,000	△ 600,000	△ 1.0
平成28	61,660,000	3,890,000	6.7
平成29	62,720,000	1,060,000	1.7
平成30	63,730,000	1,010,000	1.6
平成31	64,950,000	1,220,000	1.9

(2) 一般会計予算の内容

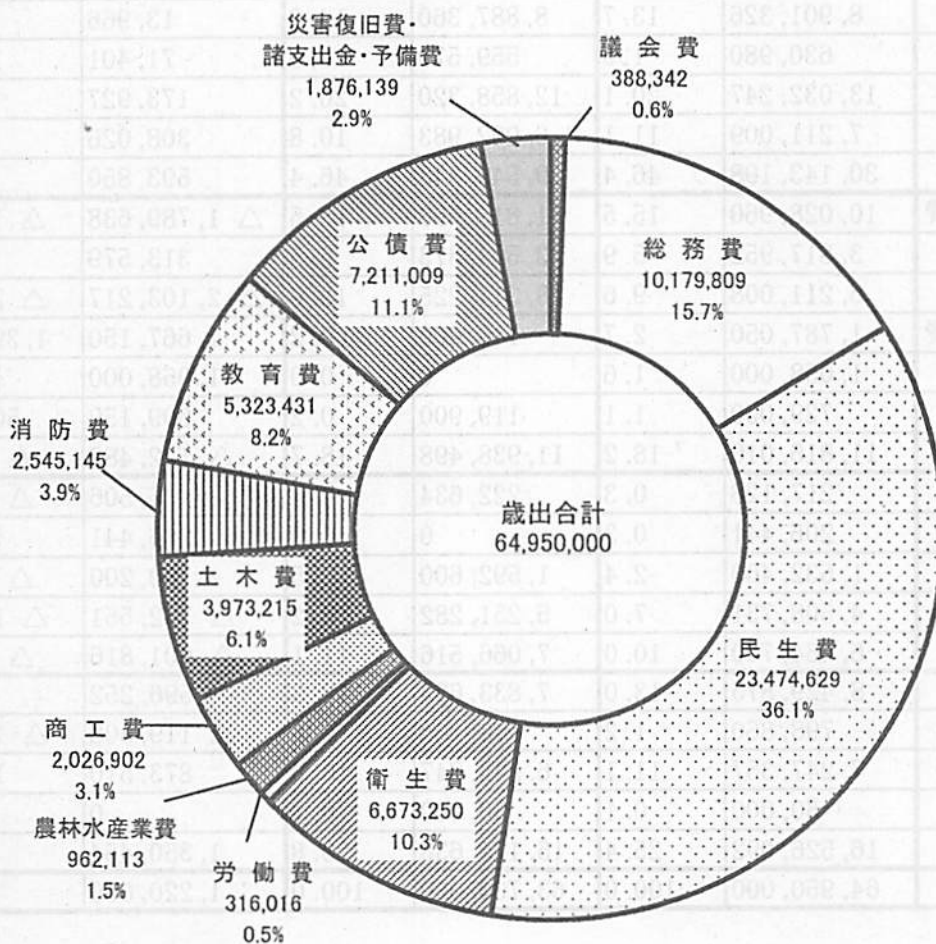
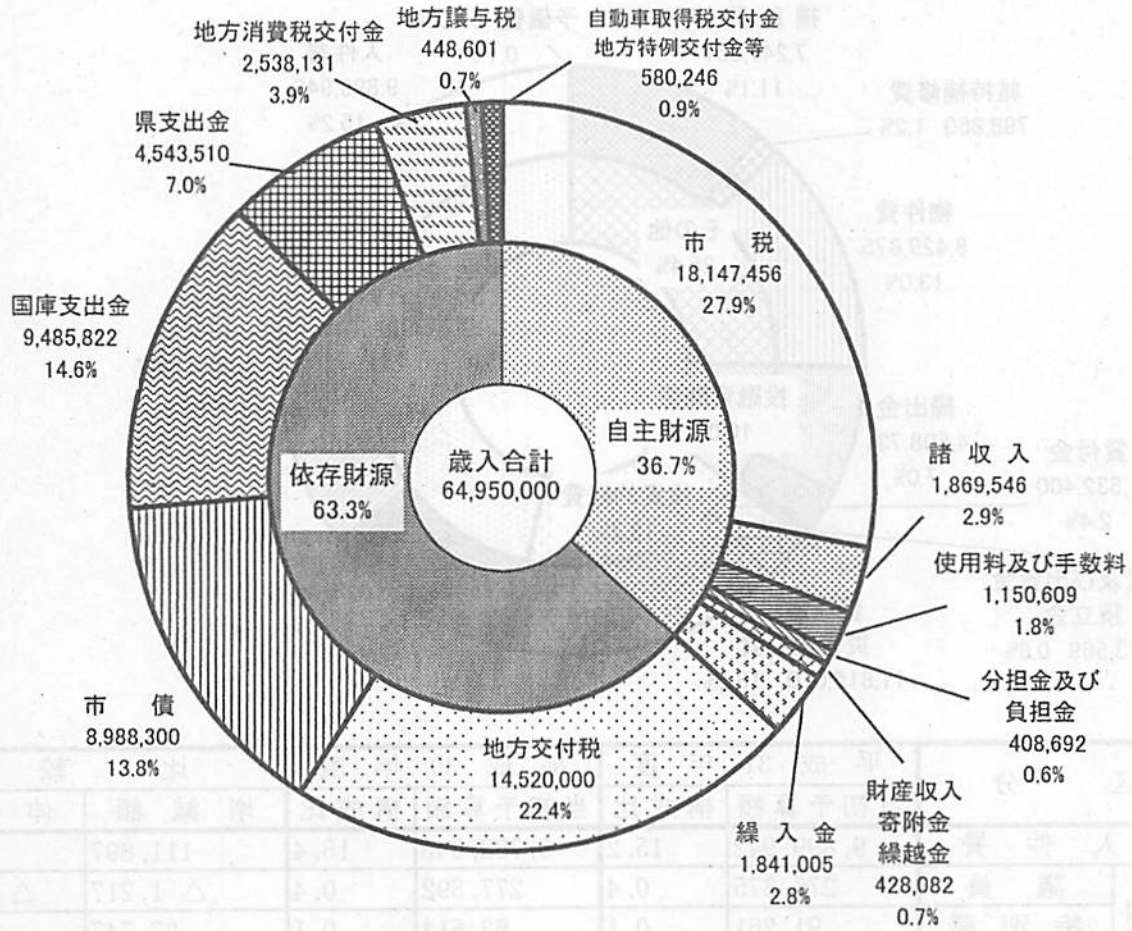
①歳入・歳出の目的別内訳

(単位：千円、%)

区 分	平成 31 年 度		平成 30 年 度		比 較		
	当初予算額	構成比	当初予算額	構成比	増 減 額	伸 率	
歳 入	市 税	18,147,456	27.9	18,335,293	28.8	△ 187,837	△ 1.0
	地方譲与税	448,601	0.7	433,078	0.7	15,523	3.6
	利子割交付金	35,774	0.1	37,177	0.1	△ 1,403	△ 3.8
	配当割交付金	83,248	0.1	74,260	0.1	8,988	12.1
	株式等譲渡所得割交付金	68,781	0.1	70,788	0.1	△ 2,007	△ 2.8
	地方消費税交付金	2,538,131	3.9	2,536,396	4.0	1,735	0.1
	ゴルフ場利用税交付金	9,558	0.0	10,257	0.0	△ 699	△ 6.8
	自動車取得税交付金	90,402	0.1	144,952	0.2	△ 54,550	△ 37.6
	環境性能割交付金	29,691	0.1	0	0.0	29,691	皆増
	地方特例交付金	247,952	0.4	85,457	0.1	162,495	190.1
	地方交付税	14,520,000	22.4	13,820,000	21.7	700,000	5.1
	交通安全対策特別交付金	14,840	0.0	18,060	0.0	△ 3,220	△ 17.8
	分担金及び負担金	408,692	0.6	444,109	0.7	△ 35,417	△ 8.0
	使用料及び手数料	1,150,609	1.8	1,243,943	2.0	△ 93,334	△ 7.5
	国庫支出金	9,485,822	14.6	8,474,928	13.3	1,010,894	11.9
	県 支 出 金	4,543,510	7.0	4,075,906	6.4	467,604	11.5
	財 産 収 入	227,176	0.4	292,281	0.5	△ 65,105	△ 22.3
	寄 附 金	200,905	0.3	150,905	0.2	50,000	33.1
	繰 入 金	1,841,005	2.8	1,475,151	2.3	365,854	24.8
	繰 越 金	1	0.0	1	0.0	0	0.0
諸 収 入	1,869,546	2.9	1,928,058	3.0	△ 58,512	△ 3.0	
市 債	8,988,300	13.8	10,079,000	15.8	△ 1,090,700	△ 10.8	
合 計	64,950,000	100.0	63,730,000	100.0	1,220,000	1.9	
歳 出	議 会 費	388,342	0.6	393,456	0.6	△ 5,114	△ 1.3
	総 務 費	10,179,809	15.7	9,402,718	14.8	777,091	8.3
	民 生 費	23,474,629	36.1	23,383,376	36.7	91,253	0.4
	衛 生 費	6,673,250	10.3	7,075,091	11.1	△ 401,841	△ 5.7
	労 働 費	316,016	0.5	319,429	0.5	△ 3,413	△ 1.1
	農林水産業費	962,113	1.5	1,158,528	1.8	△ 196,415	△ 17.0
	商 工 費	2,026,902	3.1	2,149,420	3.4	△ 122,518	△ 5.7
	土 木 費	3,973,215	6.1	4,468,322	7.0	△ 495,107	△ 11.1
	消 防 費	2,545,145	3.9	2,553,050	4.0	△ 7,905	△ 0.3
	教 育 費	5,323,431	8.2	5,720,744	9.0	△ 397,313	△ 6.9
	災害復旧費	1,787,050	2.7	119,900	0.2	1,667,150	1,390.5
	公 債 費	7,211,009	11.1	6,902,983	10.8	308,026	4.5
	諸 支 出 金	39,089	0.1	32,983	0.0	6,106	18.5
	予 備 費	50,000	0.1	50,000	0.1	0	0.0
	合 計	64,950,000	100.0	63,730,000	100.0	1,220,000	1.9

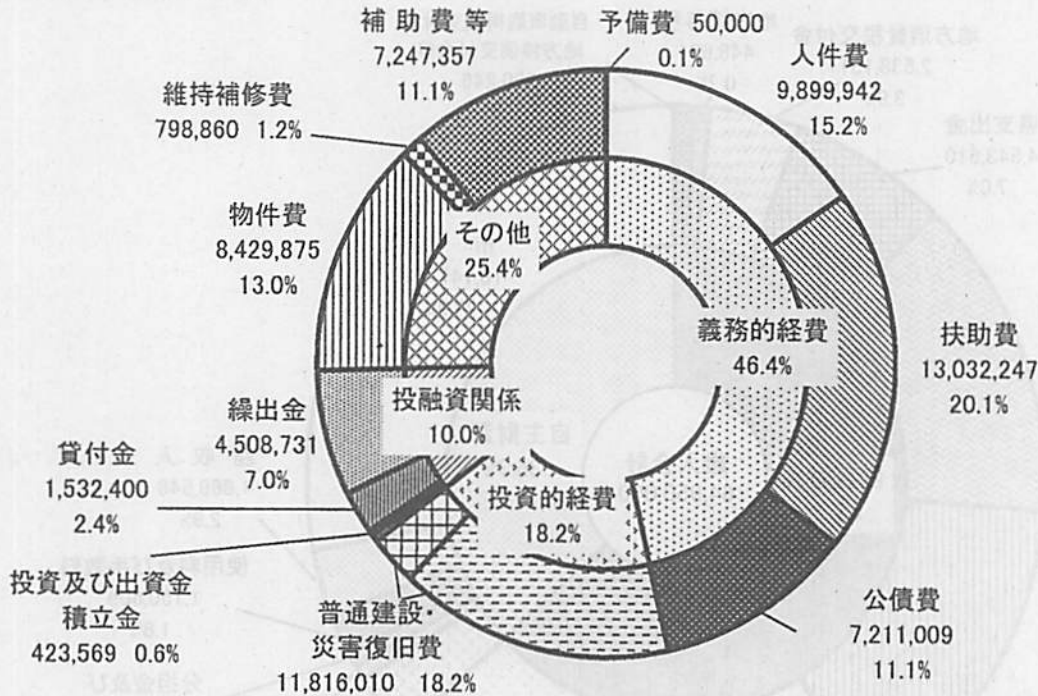
②歳入・歳出の構成状況

(単位：千円、%)



(単位：千円、%)

③歳出の性質別内訳



区 分	平成 31 年度		平成 30 年度		比 較		
	当初予算額	構成比	当初予算額	構成比	増 減 額	伸 率	
義務的経費	人件費	9,899,942	15.2	9,788,045	15.4	111,897	1.1
	内 議員	276,375	0.4	277,592	0.4	△ 1,217	△ 0.4
	内 特別職	91,261	0.1	63,514	0.1	27,747	43.7
	内 一般職	8,901,326	13.7	8,887,360	14.0	13,966	0.2
	内 その他	630,980	1.0	559,579	0.9	71,401	12.8
	扶助費	13,032,247	20.1	12,858,320	20.2	173,927	1.4
	公債費	7,211,009	11.1	6,902,983	10.8	308,026	4.5
	計	30,143,198	46.4	29,549,348	46.4	593,850	2.0
投資的経費	普通建設事業費	10,028,960	15.5	11,818,598	18.5	△ 1,789,638	△ 15.1
	内 補助	3,817,952	5.9	3,504,373	5.5	313,579	8.9
	内 単独	6,211,008	9.6	8,314,225	13.0	△ 2,103,217	△ 25.3
	災害復旧事業費	1,787,050	2.7	119,900	0.2	1,667,150	1,390.5
	内 補助	1,058,000	1.6	0	0.0	1,058,000	皆増
	内 単独	729,050	1.1	119,900	0.2	609,150	508.0
計	11,816,010	18.2	11,938,498	18.7	△ 122,488	△ 1.0	
投融資関係	積立金	217,128	0.3	222,634	0.4	△ 5,506	△ 2.5
	投資及び出資金	206,441	0.3	0	0.0	206,441	皆増
	貸付金	1,532,400	2.4	1,592,600	2.5	△ 60,200	△ 3.8
	繰出金	4,508,731	7.0	5,251,282	8.2	△ 742,551	△ 14.1
	計	6,464,700	10.0	7,066,516	11.1	△ 601,816	△ 8.5
その他	物件費	8,429,875	13.0	7,833,623	12.3	596,252	7.6
	維持補修費	798,860	1.2	918,168	1.4	△ 119,308	△ 13.0
	補助費等	7,247,357	11.1	6,373,847	10.0	873,510	13.7
	予備費	50,000	0.1	50,000	0.1	0	0.0
	計	16,526,092	25.4	15,175,638	23.8	1,350,454	8.9
合 計	64,950,000	100.0	63,730,000	100.0	1,220,000	1.9	

(3) 歳入予算

① 市税

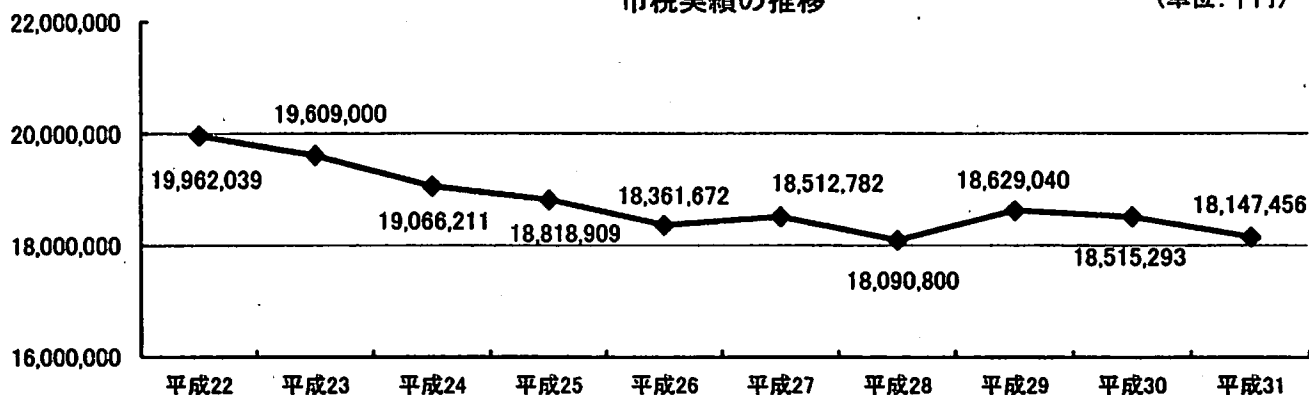
市税収入は181億4,745万6千円、対前年度比で1億8,783万7千円(1.0%)の減額となっている。これは、市民税において、納税義務者数の減少による個人市民税の減及び景気変動による法人市民税の減を見込んでいることが主な要因である。

(単位：千円、%)

区 分	平成31年度当初予算額	平成30年度当初予算額	増 減 額	伸 率
市 税 総 額	18,147,456	18,335,293	△ 187,837	△ 1.0
うち市民税	8,011,522	8,221,434	△ 209,912	△ 2.6
うち固定資産税	7,717,905	7,735,543	△ 17,638	△ 0.2
うち都市計画税	1,155,558	1,150,000	5,558	0.5

市税実績の推移

(単位：千円)



※平成30年度は2月補正後の見込額
平成31年度は当初予算額

② 地方交付税

地方交付税は145億2千万円で、前年度当初予算額より7億円(5.1%)の増を見込んでいる。また、国の地方財政計画によると、地方交付税総額の伸率は1.1%となっている。

このうち、普通交付税では、合併算定替の縮減があるものの、市税の減少が見込まれることや、基準財政需要額に算入される臨時財政対策債及び合併特例債の元利償還額の増加などから前年度の交付決定額(12,585,408千円)に対し0.3%(当初予算比では4.1%)の増を見込んでいる。

(単位：千円、%)

区 分	平成31年度当初予算額	平成30年度当初予算額	増 減 額	伸 率
地 方 交 付 税	14,520,000	13,820,000	700,000	5.1
うち普通交付税	12,620,000	12,120,000	500,000	4.1
うち特別交付税	1,900,000	1,700,000	200,000	11.8

*実績

(単位：千円、%)

年 度	普通交付税 (伸率)	特別交付税 (伸率)	合 計 (伸率)
平成26	13,545,633 (△0.1)	1,789,201 (0.0)	15,334,834 (△1.2)
平成27	13,642,209 (1.4)	1,731,551 (△3.2)	15,373,760 (△0.3)
平成28	13,049,949 (0.7)	1,758,386 (1.5)	14,808,335 (△3.7)
平成29	12,958,792 (△4.3)	1,600,505 (△9.0)	14,559,297 (△1.7)
平成30	12,585,408 (△0.7)	未定	未定

※平成30年度は2月補正後の見込額

③ 市債

市債は、89億8,830万円で、前年度に比べ10億9,070万円(10.8%)の減額となった。

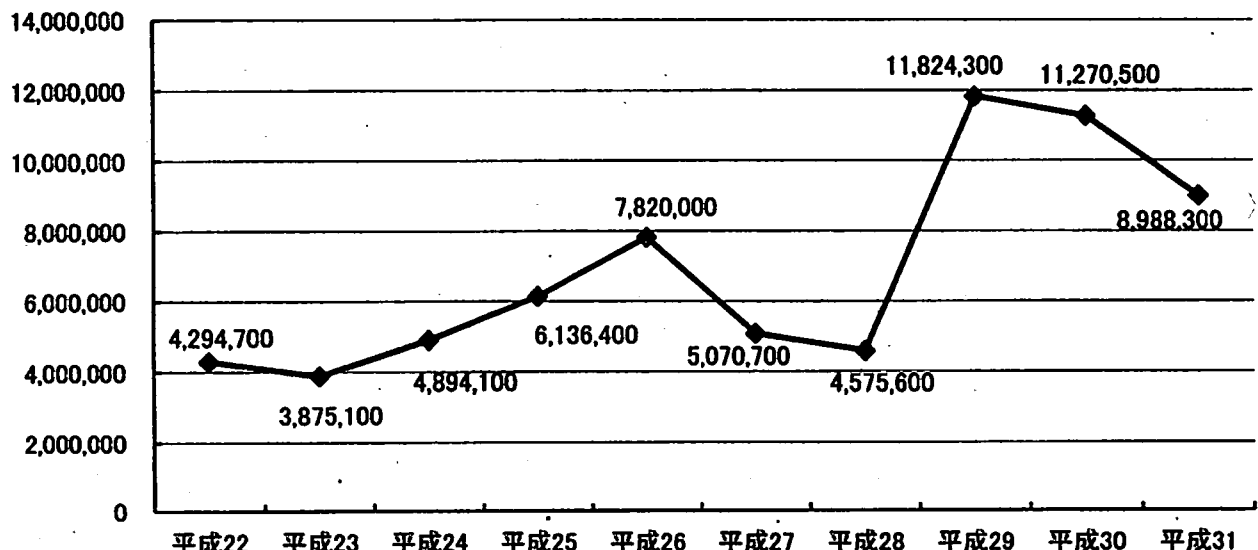
これは、昨年夏に発生した災害復旧事業の増があるものの、(仮称)向東認定こども園整備事業、美木原小学校給食調理場整備事業などの大型事業の減や臨時財政対策債の減によるものである。

(単位：千円、%)

区 分	平成31年度当初予算額	平成30年度当初予算額	増 減 額	伸 率
総 務 債	3,646,400	3,573,000	73,400	2.1
民 生 債	401,400	1,012,300	△ 610,900	△ 60.3
衛 生 債	926,900	1,021,200	△ 94,300	△ 9.2
農林水産業債	62,900	42,700	20,200	47.3
土 木 債	575,200	675,900	△ 100,700	△ 14.9
消 防 債	189,600	240,300	△ 50,700	△ 21.1
教 育 債	1,059,900	1,371,300	△ 311,400	△ 22.7
災害復旧債	430,900	2,300	428,600	18,634.8
臨時財政対策債	1,695,100	2,140,000	△ 444,900	△ 20.8
合 計	8,988,300	10,079,000	△ 1,090,700	△ 10.8
市債依存度	13.8	15.8	—	△ 2.0

市債発行実績の推移

(単位：千円)



平成22 平成23 平成24 平成25 平成26 平成27 平成28 平成29 平成30 平成31

※平成30年度は2月補正後の見込額 (29年度から30年度への繰越含む)

平成31年度は当初予算額

(4) 歳出予算

① 義務的経費

義務的経費については、301億4,319万8千円で対前年度比5億9,385万円(2.0%)の増額となっており、歳出予算に占める構成比率は46.4%で、前年度と同じ比率となっている。

人件費については、定年退職者の増に伴う退職手当の増により対前年度比1億1,189万7千円(1.1%)の増額となっている。

扶助費については、生活保護費の減があるものの、私立認定こども園運営費負担金、児童扶養手当給付費などの増により対前年度比1億7,392万7千円(1.4%)の増額となっている。

公債費については、合併特例債、臨時財政対策債の増により、対前年度比3億802万6千円(4.5%)の増額となっている。

◎義務的経費の状況

(単位：千円、%)

区 分	平成 31 年 度		平成 30 年 度		比 較		
	当初予算額	構成比	当初予算額	構成比	予 算 額	伸 率	
予 算 総 額	64,950,000	100.0	63,730,000	100.0	1,220,000	1.9	
義務的経費	30,143,198	46.4	29,549,348	46.4	593,850	2.0	
内 訳	人 件 費	9,899,942	15.2	9,788,045	15.4	111,897	1.1
	扶 助 費	13,032,247	20.1	12,858,320	20.2	173,927	1.4
	公 債 費	7,211,009	11.1	6,902,983	10.8	308,026	4.5

② 投資的経費

普通建設事業については、(仮称)尾道中央認定こども園整備事業、向島中学校改築事業などの増があるものの、(仮称)向東認定こども園整備事業、市道改良事業の減などにより、17億8,963万8千円(△15.1%)の減額となった。

補助事業では、尾道市クリーンセンター整備事業、久保長江線(久保2工区)整備事業などの減があるものの、(仮称)尾道中央認定こども園整備事業、向島中学校改築事業などの増により、対前年度比3億1,357万9千円(8.9%)の増額となっている。

また、単独事業では庁舎整備事業(因島総合支所ほか)などの増があるものの、(仮称)向東認定こども園整備事業、美木原小学校給食施設整備事業などの減により、対前年度比21億321万7千円(△25.3%)の大幅な減額となっている。

◎普通建設事業費の状況

(単位：千円、%)

区 分	平成31年度当初予算額	平成30年度当初予算額	増 減 額	伸 率
補 助 事 業 費	3,817,952	3,504,373	313,579	8.9
単 独 事 業 費	6,211,008	8,314,225	△ 2,103,217	△ 25.3
合 計	10,028,960	11,818,598	△ 1,789,638	△ 15.1

災害復旧事業については、昨年夏発生の豪雨災害復旧事業の増により、対前年度比16億6,715万円(1,390.5%)の大幅な増額となっている。

◎災害復旧事業費の状況

(単位：千円、%)

区 分	平成31年度当初予算額	平成30年度当初予算額	増 減 額	伸 率
農 林 水 産 施 設	310,550	54,900	255,650	465.7
公 共 土 木 施 設	1,465,000	65,000	1,400,000	2,153.8
そ の 他	11,500	0	11,500	皆増
合 計	1,787,050	119,900	1,667,150	1,390.5

③ 投融資関係

積立金については、減債基金積立金の減などにより、550万6千円(△2.5%)の減額となっている。繰出金については、地方公営企業法全部適用に伴う公共下水道事業特別会計、特定環境保全公共下水道事業特別会計への繰出の皆減などにより、7億4,255万1千円(△14.1%)の減額となっている。投資及び出資金については、下水道事業出資金の皆増により、2億644万1千円の増額となっている。

④ その他経費

物件費については、庁舎整備に伴う庁用備品購入、プレミアム付商品券事業などの増により、対前年度比5億9,625万2千円(7.6%)の増額となっている。

補助費等については、市民病院負担金などの減があるものの、地方公営企業法全部適用に伴う下水道事業負担金、プレミアム付商品券事業の皆増などにより、対前年度比8億7,351万円(13.7%)の増額となっている。

⑤ 公債費

*市債元利償還金の推移(一般会計当初予算)

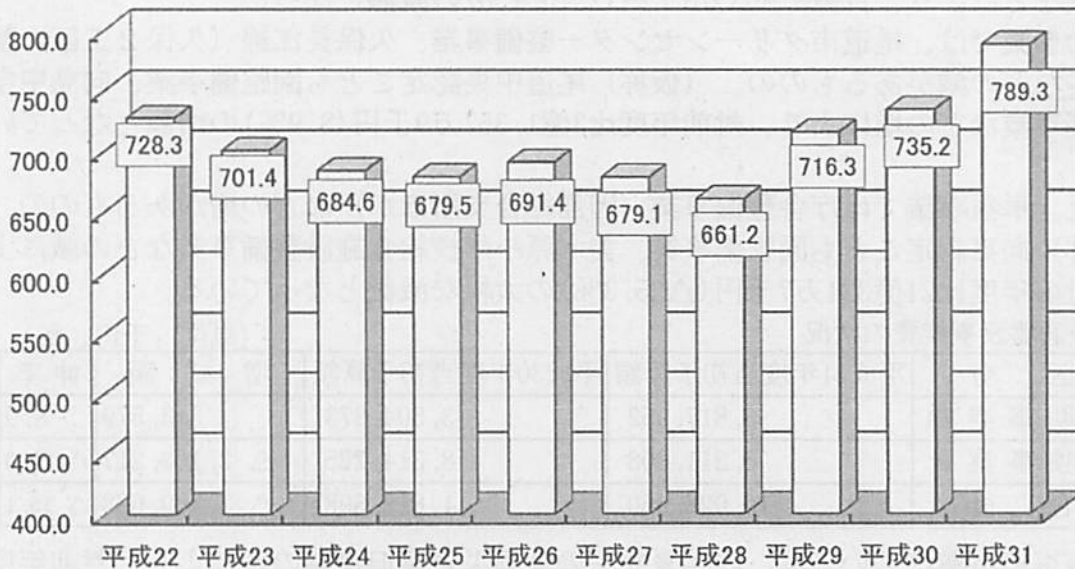
(単位:千円)

年度	元金	利子	計	年度	元金	利子	計
平成22	6,553,515	1,296,865	7,850,380	平成27	6,263,966	893,612	7,157,578
平成23	6,437,812	1,210,689	7,648,501	平成28	6,342,083	789,434	7,131,517
平成24	6,554,199	1,143,909	7,698,108	平成29	6,341,051	653,875	6,994,926
平成25	6,561,307	1,055,395	7,616,702	平成30	6,308,785	591,198	6,899,983
平成26	6,620,166	983,923	7,604,089	平成31	6,659,303	550,706	7,210,009

(5) 個別指標(普通会計)

① 市債残高の推移

(単位:億円)



※平成30年度は2月補正後(29年度から30年度への繰越含む)の見込、平成31年度は当初予算(30年度から31年度への繰越見込含む)による見込。

② 普通会計財政指標

(単位:%)

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度見込	平成31年度見通し
経常収支比率	91.4	95.8	95.5	96.1	96.9
実質公債費比率	7.7	7.0	6.6	6.6	7.0

※平成30年度は2月補正後(29年度から30年度への繰越含む)の見込、平成31年度は当初予算(30年度から31年度への繰越見込含む)による見込。

Ⅲ 平成30年7月豪雨災害対策関連事業

約32億1,000万円

※強固な基盤づくりを除き、企業会計の取り組みを含む。

平成30年7月に発生した記録的豪雨では、本市でも人的・物的に甚大な被害が生じ、災害応急・災害復旧に要する総事業費は約74億円を見込んでいる。

全面復旧には、なお時間を要する状況にあるが、被災された方々が日常生活を取り戻せるよう、市民生活に直結した施設の早期復旧を進め、更に未来につなげていくため、平成31年度では、応急・復旧に加え、観光需要の回復などの復興事業、増加する災害に対応できる防災事業、強固な基盤づくりなどに取り組む。

1 災害復旧の取り組み

約17億6,000万円

□災害復旧事業（過年災害）

被害を受けた公共土木施設等の早期復旧に向け、着実に取り組む。

(単位：千円)

事業区分	平成31年度事業内容	平成30年度	平成31年度	平成32年度	合計
公共土木施設	道路（美ノ郷公園線等）、河川（仲坪川等）等の復旧事業	2,120,226	1,445,000	1,100,000	4,665,226
農林水産施設	農道、農業用施設、林道等の復旧事業	372,150	300,550	360,000	1,032,700
教育施設	山波小、長江小、吉和中の復旧事業	18,956	8,000	100,000	126,956
観光施設	地藏鼻遊歩道の復旧事業	22,247	3,500	30,000	55,747
衛生施設	—	78,692	0	0	78,692
合計		2,612,271	1,757,050	1,590,000	5,959,321

※平成30年度は2月補正後の予算見込額

2 復興への取り組み

約2億8,000万円

□被災者に寄り添う復興支援

被災された方々が一日でも早く日常の生活を取り戻せるよう、被災者一人ひとりに寄り添った支援を行う。

- ・被災者見守り・相談支援事業
- ・災害救助費（応急仮設住宅借上負担・被災住宅応急修理支援）

□未来に向けた賑わいづくり

市内の経済活動を被災前の状態へ回復させ、更なる発展につなげていくため、事業活動への支援、賑わいづくりを図る。

- ・地域おこし協力隊員起業支援事業補助
- ・未来創造支援事業（空き店舗活用支援事業補助）
- ・小規模産業団地整備基本調査事業
- ・創業支援事業補助
- ・地域資源活用推進支援事業
- ・瀬戸内しまなみ海道開通20周年記念事業実行委員会負担金
- ・千光寺公園頂上エリアリニューアル事業
- ・観光宣伝事業（インバウンド情報発信）
- ・尾道港開港850年記念事業
- ・都市再生整備計画事業（視点場整備）
- ・歴史的風致維持向上事業
- ・まちなか文化交流施設整備事業
- ・海と山のアート回廊2020（仮称）実行委員会負担金
- ・尾道文化プログラム事業

3 災害に強いまちづくり

約7億9,000万円

今後予想される災害から市民の生命・財産を保全するため、防災施設・防災体制の整備を進めるとともに、実際の災害時において被害を最小限に抑えるため、地域防災力の向上を図る。

- 防災・減災対策ソフト事業
 - ・総合防災マップ更新
 - ・地域防災マップ作成支援
 - ・災害応急資材、物資の備蓄
 - ・被災者支援システムの導入
 - ・防災啓発教材の作成
 - ・IPトランシーバー導入
 - ・地域避難所登録制度
 - ・地域防災組織育成
 - ・災害時協力井戸登録制度
- 災害に強いインフラ整備事業
 - ・ため池緊急整備事業
 - ・小規模崩壊地復旧事業
 - ・急傾斜地崩壊防止事業
 - ・ポンプ場整備等（ポンプ設置、自動通報装置設置、雨水整備計画策定）
 - ・指定避難所機能強化（小・中学校等のトイレ改良）
- 消防機能の強化事業
 - ・消防体制の強化（消防車両の更新、消防通信指令システム更新）
 - ・消防団機能強化（車両更新、合同器具庫・防火水槽の整備、団員装備品の充実）
- 災害予防事業
 - ・大規模建築物耐震改修補助事業
 - ・大規模盛土造成地変動予測調査事業
 - ・多機能型住宅用火災警報器設置事業
- 現年災害復旧事業
 - ・農林水産施設、公共土木施設

4 企業会計での災害復旧、災害に強いまちづくり

約3億8,000万円

- 水道事業会計
 - ・配水管復旧工事、久山田貯水池支流浚渫工事、給水車導入等
- 下水道事業会計
 - ・高西東新涯ポンプ場整備事業
- 病院事業会計
 - ・瀬戸田診療所受水槽設置

5 強固な基盤づくり

約55億円

- 災害時において防災拠点としての機能を担う各施設の整備を進め、防災体制を強化する。
 - ・庁舎整備事業（本庁舎・因島総合支所・御調支所）
 - ・尾道市クリーンセンター整備事業

IV. 主要施策の概要 < 施策体系別 >

本市では、平成29年度（2017年度）から平成33年度（2021年度）までを期間とする尾道市総合計画前期基本計画を策定している。平成31年度も、基本構想に掲げる都市像「元気あふれ 人がつながり 安心して暮らせる ～誇れるまち『尾道』～」を実現するため、前期基本計画における6つの政策目標を達成するための各施策に取り組むものである。

1 活力ある産業が育つまち

まちに活力をもたらし、豊かな市民生活を支える土台を築くためには、経済の安定的かつ持続的な成長を図っていくことが重要となる。

そこで、小規模産業団地整備基本調査事業、水産物供給基盤機能保全事業などに取り組むとともに、引き続き工場等設置奨励金等、創業支援事業補助やおのみち「農」の担い手総合支援事業補助を実施するなど、産業が活発で多様な働く場が充実したまちづくりを進めていくこととする。

2 活発な交流と賑わいのあるまち

地方分権・地方創生の時代、都市間競争の時代、また人口減少の時代に対応していくためには、まちの個性や特色に磨きをかけながら、交流人口を増やし、まちの賑わいを高めていくことが重要となる。

そこで、移住・定住促進事業への取り組みや、尾道港開港850年記念事業、瀬戸内しまなみ海道開通20周年記念事業をはじめとする多様なイベントや、千光寺公園頂上エリアリニューアル事業、歴史的風致維持向上事業などを実施し、日本最多の3つの日本遺産を持つ本市が、長い歴史の中で培ってきた魅力を国内外に広く発信するなど、さらなる交流環境の整備を図っていくこととする。

3 心豊かな人材を育むまち

人口減少社会が本格的に到来する中で、地域の将来を支える人材の育成のため、個性と創造性に富み、グローバルに躍動する、魅力ある人材が育つとともに、市民一人ひとりが地域に愛着と誇りを持つことのできるまちづくりが重要である。

そこで、尾道教育みらいプラン2の推進により、夢と志を抱きグローバル社会を生き抜く子どもたちを育成する。また、向島中学校の改築をはじめ、小・中学校改修事業に取り組むとともに、向島運動公園などの整備により、多くの市民が生涯学習やスポーツに親しむことができ、社会参加の機会が等しく保障される環境の整備を進めていくこととする。

4 人と地域が支え合うまち

住民自治の確立と自立した地域社会を実現するためには、市民自らが自治の主体であることを認識し、市とともにまちづくりに取り組むことが重要となる。

そこで、地域集会施設整備事業補助、町内会活動費補助、市民活動支援事業や地域活動実践者育成事業などを通じ、地域に根差した地域づくりを支援し、協働のまちづくりを進めていく。

また、複雑化する人権課題に対応するため、すべての人々の人権が尊重され、互いに共存し得る平和で豊かな社会の実現に向けて取り組むことが重要となる。

そこで、人権教育・啓発事業を実施していくこととする。

5 市民生活を守る安全のまち

安全・安心で快適に暮らすことのできるまちづくりを実現するためには、市民の生命や財産を守り、快適な日常生活を支える生活基盤の維持更新が求められるとともに、地域全体が連携して、防災・防犯等の安全対策に取り組むことが重要となる。

そこで、庁舎整備事業（本庁舎ほか）、防災対策事業や福田金本地区排水ポンプ整備事業などに取り組み、災害に強いまちづくりを進め、市民・地域の安全・安心をさらに強化する。

また、尾道市クリーンセンター整備事業などを引き続き実施し、日常生活の快適性を高めていくこととする。

6 安心な暮らしのあるまち

人口減少と少子高齢化が進む中で、市民一人ひとりが安心して、健康で快適に暮らし続けることのできる環境づくりのためには、健康・福祉・医療・介護等の体制の充実が重要となる。

そこで、子育て支援体制を確保するため保育士早期復職サポート助成事業に取り組み、引き続き（仮称）尾道中央認定こども園整備事業の実施、（仮称）清心認定こども園への施設整備費等の支援や、尾道子育て応援スタイルなどの少子化対策事業に取り組むことにより、子育て環境の充実を図ることとする。

また、健康・医療面では、こころサポート事業、みつぎ総合病院建設改良事業等に取り組み、高齢者をはじめとする多様な世代がまちづくりの主役となる活力あふれる都市を目指して、健康づくりと地域医療の拡充を推進し、安心して子どもを産み育て、高齢者や障害がある人たちが不安なく健康に生活でき、誰もが健やかに暮らせるまちづくりを進めていくこととする。

施策体系別主要施策の概要

1 活力ある産業が育つまち

(単位：千円)

予 算 費 目	計	種 別	主 な 施 策		
労働費	285,700	1	労働金庫預託金	280,000	(280,000)
		2	女性の再就職支援事業	2,500	(2,503)
		3	企業の魅力発信事業	3,000	(3,297)
		4	尾道市中小企業人材育成セミナー運営委員会負担金	200	(250)
農林水産業費	351,585	5	県営農業農村整備事業県工事負担金	21,000	(13,500)
		6	小規模農業基盤整備事業	65,000	(79,890)
		7	農業用施設改良補修事業	56,454	(121,336)
		8	尾道スローフードまちづくり事業補助	1,200	(1,200)
		9	尾道ブランド発展支援事業補助	1,500	(1,500)
		10	新規就農者育成事業補助	9,000	(8,625)
		11	おのみち「農」の担い手総合支援事業補助	10,000	(10,000)
		12	経営所得安定対策推進事業	2,128	(2,354)
		13	農地中間管理事業	2,048	(2,297)
		14	因島フラワーセンター管理事業	10,656	(12,102)
		15	中山間地域等直接支払事業	30,096	(30,364)
		16	イノシシ等農業被害対策事業	28,895	(32,544)
			うち鳥獣被害防止総合対策交付金事業	13,170	(10,245)
		17	(新) SAVOR JAPAN活動推進支援事業補助	2,000	(0)
		18	(新) 森林経営管理事業	8,452	(0)
		19	新規漁業就業者育成漁船漁具等整備事業補助	900	(900)
		20	漁船保険加入奨励事業補助	16,017	(14,635)
		21	各種稚魚稚貝放流事業補助	5,000	(5,000)
		22	アサリ資源増加対策事業	1,580	(1,715)
		23	尾道季節の地魚の店認定事業補助	180	(150)
		24	串浜漁港施設整備事業	40,000	(132,500)
		25	(新) 瀬戸内水産資源増大対策事業負担金	2,245	(0)
		26	(新) 新規漁業就業者漁業研修事業補助	2,300	(0)
		27	(新) 水産物供給基盤機能保全事業 (海老漁港)	30,000	(0)
28	奥山ダム管理事業	4,934	(8,667)		
商工費	1,418,233	29	小規模事業者経営改善資金貸付等利子補給	30,000	(30,000)
		30	工場等設置奨励金等	118,871	(104,739)
		31	中小企業者等販路開拓支援事業補助	2,800	(3,400)
		32	産業支援員配置事業補助	4,000	(4,000)
		33	小規模産業団地整備基本調査事業	6,000	(5,000)
		34	中小企業運転資金融資預託	1,080,000	(1,080,000)
		35	中小企業設備資金融資預託	120,000	(120,000)
		36	創業支援利子補給	4,000	(4,000)
		37	信用保証協会保証事務負担金	31,050	(31,050)
		38	中小企業者等高度化事業補助	2,316	(2,317)
		39	(新) 地域資源活用推進支援事業	2,000	(0)
		40	因島技術センター運営補助	8,200	(8,200)
		41	海事都市推進事業	4,996	(3,315)
		42	創業支援事業補助	4,000	(4,000)
合 計	2,055,518				

※ 主な施策欄の () 内は、前年度当初予算額

2 活発な交流と賑わいのあるまち

(単位：千円)

予 算 費 目	計	主 な 施 策		
総務費	132,866	1 移住・定住促進事業	240	(240)
		2 尾道市国際交流推進協議会補助	1,500	(1,500)
		3 広島空港整備事業地元負担金	3,587	(2,684)
		4 広島臨空広域都市圏振興協議会負担金	935	(936)
		5 しまなみ交流館運営事業	94,263	(93,323)
		6 しまなみ交流館・ベル・カントホール自主事業	14,747	(16,685)
		7 地域活動実践者育成事業(地域おこし協力隊関連)	10,135	(8,649)
		うち(新)地域おこし協力隊員起業支援補助	1,000	(0)
		8 未来創造支援事業(移住・定住関連)	5,459	(5,450)
		うち空き店舗等活用支援事業補助	5,000	(5,000)
		9 御調町ふれあい秋まつり開催事業	1,400	(1,400)
		10 御調地域交流促進事業	600	(600)
民生費	9,576	11 尾道ふれあいの里整備事業	9,576	(15,276)
商工費	312,156	12 (新)瀬戸内しまなみ海道開通20周年記念事業実行委員会負担金	4,000	(0)
		13 瀬戸内しまなみ海道スリーデーマーチ実行委員会負担金	5,000	(5,000)
		14 瀬戸内しまなみ海道・国際サイクリング大会実行委員会負担金	2,438	(44,754)
		15 (新)観光宣伝事業(インバウンド情報発信)	2,100	(0)
		16 しまなみジャパン負担金	32,430	(28,650)
		17 尾道観光大志事業	490	(490)
		18 写真のまち尾道四季展事業補助	3,500	(1,450)
		19 尾道港祭協会事業補助	9,000	(9,500)
		20 観光協会補助	40,728	(50,609)
		21 広島県観光連盟負担金	3,652	(3,642)
		22 グルメ海の印象派おのみち事業補助	900	(900)
		23 住吉花火祭事業補助	2,750	(2,750)
		24 尾道灯りまつり負担金	2,300	(2,300)
		25 にこびんしゃん祭り補助	2,000	(2,000)
		26 因島・水軍ふる里まつり振興協議会事業補助	6,400	(6,400)
		27 瀬戸田町夏祭り事業補助	4,500	(4,500)
		28 物産館・市民ギャラリー運営	5,085	(5,111)
		29 (新)公園施設整備事業県工事負担金(高見山公衆トイレ)	2,200	(0)
		30 観光施設維持管理	123,288	(134,268)
		うち瀬戸田サンセットビーチ管理運営事業	19,844	(21,522)
		31 しまなみ海道沿線活性化事業調査	1,000	(4,700)
		32 尾道市イベント実行委員会負担金	700	(700)
		33 全国仮装大会inおのみち実行委員会負担金	3,500	(3,500)
		34 尾道映画祭実行委員会負担金	2,000	(2,500)
		35 里山尾道ウォーク実行委員会負担金	300	(300)
		36 花と潮風かおる尾道むかししまウォーク実行委員会負担金	300	(300)
		37 フラワーカーペット実行委員会負担金	800	(800)
		38 千光寺公園頂上エリアリニューアル事業	41,100	(38,110)
		39 尾道商業会議所記念館管理運営事業	8,995	(8,811)
		40 村上海賊因島史跡散策コース調査整備事業補助	700	(1,000)
土木費	173,100	41 みなとオアシス尾道事業	300	(300)
		42 みなとオアシス瀬戸田事業	300	(300)
		43 (新)尾道港開港850年記念事業	10,000	(0)
		44 歴史的風致維持向上事業	110,000	(112,116)
		45 都市再生整備計画事業(視点場整備)	52,500	(12,000)

※ 主な施策欄の()内は、前年度当初予算額

(単位：千円)

予 算 費 目	計	項目	主 な 施 策		
教育費	128,398	46	高校生絵のまち尾道四季展事業補助	6,900	(1,500)
		47	絵のまち尾道四季展事業補助	3,700	(5,000)
		48	2020年東京オリンピック・パラリンピック事前合宿尾道市実行委員会負担金	5,000	(21,000)
		49	美術館事業	36,766	(36,758)
			うち(新)海と山のアート回廊2020(仮称)実行委員会負担金	8,165	(0)
		50	圓鋸勝三彫刻記念公園運営事業	16,449	(18,413)
		51	おのみち文学の館運営事業	10,798	(10,388)
		52	おのみち映画資料館運営事業	11,727	(11,857)
		53	おのみち歴史博物館運営事業	8,893	(10,186)
		54	本因坊秀策囲碁記念館管理運営事業	10,383	(10,595)
		55	まちなか文化交流施設整備事業	8,400	(60,000)
		56	(新)尾道文化プログラム事業	3,082	(0)
		57	尾道市歴史文化まちづくり推進協議会負担金	1,750	(2,500)
		58	村上海賊魅力発信推進協議会負担金	2,000	(7,000)
59	北前船日本遺産推進協議会負担金	2,550	(500)		
千光寺山索道事業特別会計	42,819	60	千光寺山索道事業	42,819	(55,459)
合 計	798,915				

3 心豊かな人材を育むまち

(単位：千円)

予 算 費 目	計	項目	主 な 施 策		
総務費	421,632	1	市民センターむかいしま管理運営	33,221	(31,499)
		2	サンボル尾道維持管理費	12,556	(12,548)
		3	公立大学法人尾道市立大学補助	357,229	(403,831)
		4	尾道市市民会館管理運営費	8,376	(14,004)
		5	しまなみ交流館整備事業	7,000	(85,000)
		6	瀬戸田高校活性化事業補助	3,250	(3,000)
民生費	13,417	7	青少年健全育成事業	13,417	(13,665)
労働費	22,167	8	勤労青少年ホーム管理運営	19,464	(23,445)
		9	勤労青少年ホーム活動費	2,703	(2,595)
教育費	2,617,700	10	尾道教育みらいプラン2	66,295	(66,770)
		11	(新)統合型校務支援システム導入事業	7,700	(0)
		12	外国語指導助手招致費	51,232	(52,320)
		13	スクールソーシャルワーカー活用事業	6,300	(6,300)
		14	教務事務支援員配置事業	10,374	(6,685)
		15	尾道高等学校私学運営費補助	5,000	(5,000)
		16	小中学校情報教育環境整備事業	101,067	(80,322)
			うち(新)教育用タブレット機器増設(小学校)	20,000	(0)
		17	学力定着実態調査事業	6,386	(6,177)
		18	学校給食調理等業務	81,062	(70,996)
		19	小中学校非構造部材耐震改修事業(三成小学校他)	9,145	(30,320)
		20	小学校改修事業(浦崎小学校他)	138,630	(617,250)
			うち空調設備整備及びトイレ洋式化	69,850	(488,550)
			うち(新)浦崎小学校給食調理場改修工事設計委託	780	(0)
		21	旧小学校解体撤去事業(旧土生小学校)	95,000	(121,880)
22	遠距離通学対策(スクールバス運行等)	185,225	(178,725)		
23	中学校改修事業(栗原中学校他)	291,900	(185,910)		
	うち空調設備整備及びトイレ洋式化	36,400	(144,710)		
24	中学校デリバリー給食事業	103,660	(118,600)		
25	中学校改築事業(向島中学校)	615,945	(237,500)		

※ 主な施策欄の()内は、前年度当初予算額

(単位：千円)

予 算 費 目	計	項目	主 な 施 策				
教育費 (つづき)		26	幼稚園就園奨励費	146,562	(91,000)		
		27	私立幼稚園運営費補助	3,310	(3,848)		
		28	生涯学習推進事業	6,990	(7,010)		
		29	生涯学習センター管理運営	14,298	(12,976)		
		30	放課後子ども教室事業	14,250	(14,826)		
		31	成人式事業	3,013	(3,107)		
		32	公民館管理運営	144,156	(141,898)		
		33	公民館活動事業	6,195	(6,305)		
		34	土生公民館建設事業	1,028	(21,466)		
		35	図書館管理運営	187,102	(185,917)		
		36	スポーツ施設管理事業	115,955	(121,509)		
		37	尾道・今治・松江スポーツ交歓大会負担金	1,250	(950)		
		38	尾道市体育協会補助	12,000	(12,000)		
		39	御調ソフトボール球場整備事業	900	(10,000)		
		40	向島運動公園整備事業	116,600	(71,500)		
		41	市民プール運営事業	7,709	(7,768)		
		42	囲碁のまちづくり推進事業	6,125	(8,630)		
		43	文化財保存修理事業補助	19,300	(17,413)		
		44	民俗文化財保存事業補助	1,576	(1,711)		
		45	現代アートの創造発信事業	2,000	(9,000)		
					うち(新)海と山のアート回廊2020(仮称)実行委員会負担金	2,000	(0)
		46	市史編さん事業	32,460	(40,793)		
		合 計	3,074,916				

4 人と地域が支え合うまち

(単位：千円)

予 算 費 目	計	項目	主 な 施 策				
議会費	4,129	1	本会議インターネット配信事業	750	(700)		
		2	議会報告会	279	(339)		
		3	議会だより印刷	3,100	(2,846)		
総務費	125,099	4	広報おのみち発行	25,627	(25,859)		
		5	市政テレビ放送	6,763	(6,700)		
		6	市政ラジオ放送	7,368	(7,300)		
		7	有線放送維持費補助	850	(890)		
		8	町内会活動費補助	31,783	(31,783)		
		9	市民活動支援事業	5,766	(5,745)		
		10	協働のまちづくり事業	2,107	(2,417)		
		11	コミュニティ助成事業	20,000	(5,000)		
		12	(新)地域集会施設整備事業補助	8,000	(0)		
		13	市民満足度調査	2,200	(0)		
		14	まち・ひと・しごと創生総合戦略策定	4,500	(0)		
		15	地域活動実践者育成事業(地域おこし協力隊関連)(再掲)	10,135	(8,649)		
		民生費	8,979	16	男女共同参画社会づくり事業	979	(1,013)
				17	地区集会施設等リフォーム補助	8,000	(10,000)
		教育費	2,475	18	人権教育・啓発事業	2,475	(2,873)
合 計	140,682						

※ 主な施策欄の()内は、前年度当初予算額

5 市民生活を守る安全のまち

(単位：千円)

予 算 費 目	計	主 な 施 策		
総務費	4,198,818	1	尾道市空き家情報提供事業	2,300 (2,300)
		2	地域安全対策事業	4,460 (4,460)
		3	交通安全施設整備	27,025 (29,385)
		4	防災対策事業	49,806 (50,186)
			うち(新)うちの防災マップ作成事業	790 (0)
			うち(新)総合防災マップ更新	3,000 (0)
			うち(新)防災啓発教材製作	420 (0)
			うち(新)被災者支援システム導入・保守	359 (0)
			うち(新)IPトランシーバー導入	5,520 (0)
			うち防災行政無線設備等移設	7,000 (12,000)
	うち防災士育成支援事業補助	110 (110)		
	うち防災用備品(防災倉庫等)	3,300 (1,000)		
	うち自主防災組織育成支援事業補助	1,500 (1,500)		
	5	地域公共交通協議会負担金	1,350 (1,500)	
	6	港内渡船経営改善資金貸付等利子補給	1,450 (1,450)	
	7	生活航路維持確保対策事業補助	33,436 (33,215)	
	8	生活交通路線維持事業補助	60,900 (70,057)	
	9	庁舎整備事業	4,018,091 (3,765,400)	
		うち本庁舎整備事業	3,196,403 (3,183,855)	
		うち因島総合支所庁舎整備事業	716,688 (418,744)	
		うち御調支所庁舎整備事業	105,000 (162,801)	
民生費	6,295	10	災害応急資材・物資備蓄	6,295 (2,417)
衛生費	4,615,321	11	CO ₂ 削減推進事業	400 (400)
		12	環境学習促進事業	550 (600)
		13	塵芥収集事業	530,334 (536,862)
		14	甲世衛生組合負担金	659 (26,657)
		15	再資源化事業	73,862 (74,876)
		16	塵芥処理事業	882,729 (934,682)
			うち(新)因島一般廃棄物最終処分場整備事業	7,000 (0)
		17	し尿収集事業	121,694 (122,534)
		18	し尿処理事業	344,948 (387,430)
			うち(新)汚泥共同処理事業負担金	7,269 (0)
		19	尾道市クリーンセンター整備事業	1,479,054 (1,618,459)
		20	斎場運營業務	96,596 (100,983)
		21	小型浄化槽設置整備事業	137,485 (140,985)
		22	下水道事業負担金・出資金(H30年度繰出金)	860,616 (828,012)
		23	上水道事業負担金	86,394 (85,585)
農林水産業費	190,627	24	小規模崩壊地復旧事業	69,933 (37,116)
		25	海岸保全施設整備事業県工事負担金	4,000 (6,300)
		26	県営基幹農道整備事業県工事負担金	11,700 (23,700)
		27	樋門・ポンプ場維持管理事業	44,217 (54,208)
		28	管理漁港維持修繕事業	2,000 (1,000)
		29	漁港海岸保全施設長寿命化計画策定事業	16,000 (16,000)
		30	串浜漁港海岸保全施設整備事業	20,000 (55,000)
		31	おのみちの森づくり事業	21,277 (18,520)
		32	林道整備等事業	1,500 (7,500)

※ 主な施策欄の()内は、前年度当初予算額

(単位：千円)

予 算 費 目	計	主 な 施 策		
商工費	7,056	33 消費生活相談等事業	6,295	(6,508)
		34 消費者行政活性化事業	761	(650)
土木費	2,269,680	35 離島航路対策事業	39,860	(23,827)
		36 百島マイクロバス運行事業	5,345	(5,053)
		37 防犯灯設置補助	16,270	(21,510)
		38 防犯灯設置及び維持	40,493	(39,195)
		39 防犯灯管球交換委託	5,300	(5,300)
		40 港湾整備事業県工事負担金	66,000	(67,000)
		41 福田港浮桟橋改良事業	136,000	(110,100)
		42 急傾斜地崩壊防止事業(維持修繕含む)	110,002	(90,002)
		43 急傾斜地崩壊防止事業県工事負担金	2,500	(3,600)
		44 市内各所道路維持補修・原材料等	375,192	(402,563)
		45 県道維持補修費	85,500	(85,552)
		46 橋りょう長寿命化事業	100,000	(100,000)
		47 河川改良事業(大田川外4河川)	30,000	(50,000)
		48 排水路等維持改良	217,064	(192,827)
		うち福田金本地区排水ポンプ整備	30,000	(8,300)
		49 汚水処理施設維持管理(工業団地・流通団地、住宅団地)	69,192	(55,353)
		50 県河川維持補修費	10,000	(10,200)
		51 都市公園施設改修事業	6,650	(27,700)
		52 公園緑地維持管理業務	36,738	(37,275)
		53 市営住宅指定管理事業	80,480	(66,870)
		54 市営住宅改修費	82,359	(75,600)
		55 市営住宅長寿命化計画改定委託料	7,800	(0)
		56 優良賃貸住宅供給促進事業	10,188	(10,188)
		57 木造住宅耐震診断・改修等補助	950	(950)
		58 建築物土砂災害対策改修促進事業	759	(759)
		59 (新)大規模建築物耐震改修補助事業	61,293	(0)
		60 (新)大規模盛土造成地変動予測調査事業	17,000	(0)
		61 アスベスト除去等補助	2,000	(6,000)
		62 空家等対策事業	35,545	(32,052)
		63 久保長江線道路改良事業(東久保町・西久保町)	180,000	(327,000)
		64 東新涯線道路改良事業(高須町)	19,800	(130,100)
		65 山波45号線道路改良事業(山波町)	17,000	(77,000)
		66 堤線道路改良事業(向東町)	168,700	(131,000)
		67 向浜・折古線道路改良事業(因島三庄町)	93,500	(72,500)
		68 湊越・津部附線道路改良事業(因島土生町)	13,000	(15,000)
		69 千光寺登山線(栗原東)	65,000	(42,200)
		70 その他道路新設改良等(維持修繕工事除く)	33,000	(208,800)
		71 道路改良事業県工事負担金(国道317号外6路線)	9,200	(22,000)
		72 浸水対策等整備事業(向島町)	20,000	(40,000)
消防費	2,477,166	73 常備消防事業	1,978,702	(1,977,888)
		74 消防車両等整備事業(常備消防)	78,244	(98,380)
		75 多機能型住宅用火災警報器設置事業	5,300	(4,200)
		76 通信指令システム改修等委託	30,000	(6,480)
		77 消防団員活動事業	142,895	(112,242)
		78 消防団運営事業	93,593	(92,052)
		79 消防団器具庫建設事業(2棟)	82,902	(114,030)
		80 小型動力ポンプ積載車整備事業	35,130	(33,530)

※ 主な施策欄の()内は、前年度当初予算額

(単位：千円)

予 算 費 目	計	番号	主 な 施 策		
消防費 (つづき)		81	防火水槽設置事業	6,400	(6,600)
		82	消火栓新設改良工事負担金	24,000	(24,000)
港湾事業特別会計	197,652	83	港湾事業	197,652	(198,403)
漁業集落排水事業特別会計	20,778	84	漁業集落排水事業	20,778	(21,026)
農業集落排水事業特別会計	33,415	85	農業集落排水事業	33,415	(37,592)
渡船事業特別会計	46,260	86	渡船事業	46,260	(44,097)
合 計	14,063,068				

6 安心な暮らしのあるまち

(単位：千円)

予 算 費 目	計	番号	主 な 施 策		
民生費・衛生費	29,514	1	尾道子育て応援スタイル	29,514	(27,583)
			うち産後ケア事業	417	(1,333)
			うち産前・産後サポート事業補助	97	(97)
			うちワンストップサービス拠点事業	22,200	(19,453)
			うち(新)ぼかぼか※むかいしま開設	1,046	(0)
			うち家庭教育支援講座	200	(200)
民生費	16,498,245	2	家庭保育園等事業	28,289	(13,323)
			うち(新)認可外保育施設利用者助成事業	15,984	(0)
		3	保育コンシェルジュ配置事業	3,206	(2,835)
		4	結婚応援フォーラム開催事業	360	(388)
		5	子育て情報Webサイト	2,616	(2,592)
		6	「パパの輪」プロジェクト事業	530	(611)
		7	保育士就労奨励事業補助	5,000	(4,000)
		8	保育士確保対策事業(保育現場見学・体験事業委託)	300	(300)
		9	(新)保育士早期復職サポート助成事業	3,600	(0)
		10	子ども医療費助成事業	344,654	(327,166)
		11	ブックスタート・プラス事業及びブック・ステップアップ事業	5,950	(5,440)
		12	放課後児童クラブ運営	230,713	(208,497)
			うち(新)西藤放課後児童クラブ整備事業	3,187	(0)
		13	子育て支援センター事業	30,113	(29,464)
		14	ファミリー・サポート・センター事業	2,377	(2,406)
		15	子ども・子育て支援事業計画策定委託	2,310	(2,642)
		16	病児・病後児保育委託	16,264	(16,339)
		17	ひとり親家庭等医療助成事業	50,894	(54,520)
		18	児童扶養手当給付費	642,259	(516,098)
		19	児童手当給付費	1,932,468	(1,993,635)
		20	母子・父子家庭自立支援給付	17,000	(17,000)
		21	母子生活支援施設措置委託	42,000	(49,943)
		22	ひとり親家庭の子どもの学習支援事業	5,667	(4,333)
		23	子ども食堂支援事業	600	(600)
		24	保育カリキュラム研究開発事業	400	(400)
		25	保育所完全給食実施事業	5,154	(5,154)
		26	(新)保育所A I 入所選考運用保守委託	751	(0)
		27	(新)児童虐待対応専門員配置	1,743	(0)
28	(新)児童虐待スーパーバイザー配置	114	(0)		

※ 主な施策欄の()内は、前年度当初予算額

(単位：千円)

予 算 費 目	計	主 な 施 策		
民生費 (つづき)		29 (仮称)向東認定こども園整備事業	97,576	(781,773)
		30 (仮称)尾道中央認定こども園敷地整備事業	25,049	(64,000)
		31 (仮称)尾道中央認定こども園整備事業補助	425,784	(35,460)
		32 (仮称)清心認定こども園整備事業補助	102,093	(183,758)
		33 延長保育事業補助	1,600	(1,400)
		34 一時保育事業補助	13,500	(13,000)
		35 私立保育園等運営委託	830,000	(830,000)
		36 私立認定こども園運営費負担金	950,000	(658,000)
		37 地域型保育給付費負担金	115,000	(145,000)
		38 障害児保育事業委託	20,000	(27,000)
		39 発達障害児等支援指導事業	800	(1,200)
		40 シルバー人材センター補助	12,036	(12,238)
		41 老人クラブ連合会事業補助	7,425	(7,759)
		42 高齢者生きがい対策事業	5,450	(5,400)
		43 敬老祝金支給	1,840	(1,640)
		44 敬老会事業	39,000	(39,000)
		45 敬老用乗車・船券等負担金	194,000	(204,000)
		46 介護人材確保・定着支援補助	1,500	(2,000)
		47 離島介護人材養成補助	200	(200)
		48 寝具乾燥サービス事業	5,700	(5,300)
		49 生活支援ハウス運営事業	8,074	(8,000)
		50 老人保護措置費	365,000	(350,000)
		51 いきいきサロン施設整備事業 (久保、新浜)	125,000	(166,700)
		52 地域密着型サービス施設整備補助	64,000	(0)
		53 施設等開設準備等支援補助	14,400	(0)
		54 社会福祉協議会補助	65,000	(50,000)
		55 自立支援給付費	3,550,430	(3,503,430)
		56 (新)医療型短期入所レスパイト事業補助	2,763	(0)
		57 相談支援事業	34,920	(34,600)
		58 地域生活支援給付(日中一時支援)	51,000	(55,000)
		59 日常生活用具給付	35,600	(36,100)
		60 地域生活支援給付(移動支援)	28,000	(33,000)
		61 心身障害者優待乗車証等負担金	38,000	(38,000)
		62 特別障害者手当等	81,500	(82,000)
		63 重症心身障害者福祉年金	7,700	(7,800)
		64 重度心身障害者医療助成	520,000	(520,000)
		65 障害児通所給付費等	666,000	(620,000)
		66 障害児通所利用負担軽減事業	11,300	(15,000)
		67 旧因島保健センター等解体撤去事業	1,404	(6,000)
		68 生活困窮者自立支援事業	25,116	(19,087)
		うち学習支援事業	7,600	(5,485)
		69 生活保護費	2,435,000	(2,694,000)
		70 被災者見守り・相談支援事業	18,408	(0)
		71 後期高齢者医療事業療養給付費負担金	2,125,745	(2,109,780)

※ 主な施策欄の()内は、前年度当初予算額

(単位：千円)

予 算 費 目	計	主 な 施 策		
衛生費	2,348,858	72 妊産婦・乳児一般健康診査・乳幼児健康診査委託	92,163	(96,591)
		うち産婦健康診査	5,925	(6,500)
		うち新生児聴覚検査	2,073	(2,130)
		73 妊婦健診等交通費助成	1,358	(1,430)
		74 母子訪問指導事業	3,908	(4,065)
		75 5歳児相談事業	3,791	(3,786)
		76 未熟児養育医療事業	6,003	(6,003)
		77 不妊治療医療費助成事業	9,000	(12,000)
		うち特定不妊治療医療費助成	4,875	(9,000)
		78 予防接種事業	319,544	(325,959)
		うち小児インフルエンザ予防接種費補助	9,000	(9,000)
		うち(新)風しん予防接種事業費	19,742	(0)
		79 成人健康診査事業	124,390	(130,104)
		80 病院群輪番制事業負担金	72,189	(72,185)
		81 在宅当番医事業委託	10,204	(10,114)
		82 歯科在宅当番医事業委託	2,637	(2,684)
		83 広島県地域保健医療推進機構負担金	3,680	(4,294)
		84 小児科診療支援事業負担金	2,000	(2,000)
		85 産科医等確保支援事業補助	11,500	(10,000)
		86 看護専門学校補助	3,600	(3,600)
		87 地域医療支援事業補助	43,869	(33,000)
		88 歯科訪問診療事業補助	60	(60)
		89 骨髄・末梢血幹細胞ドナー等助成事業補助	195	(195)
		90 市民病院事業負担金	759,052	(946,773)
		91 みつぎ総合病院事業負担金	662,941	(615,677)
		92 市民病院建設改良事業負担金(瀬戸田診療所)	2,000	(36,000)
		93 みつぎ総合病院建設改良事業負担金	110,000	(42,165)
		94 医師確保奨学金事業	50,760	(57,600)
		95 こころの体温計事業委託	101	(333)
		96 こころサポート事業委託	8,100	(8,000)
		97 後期高齢者健康診査委託	24,527	(23,529)
		98 公衆衛生推進協議会補助	21,286	(20,880)
衛生費・教育費	471	99 尾道健幸スタイル事業	471	(514)
国民健康保険事業特別会計	16,086,411	100 国民健康保険事業	16,086,411	(15,851,935)
		うち初めての健診報償事業	500	(500)
夜間救急診療所事業特別会計	69,431	101 夜間救急診療所事業	69,431	(68,333)
介護保険事業特別会計	16,896,101	102 保険事業勘定	16,875,812	(16,671,714)
		103 介護サービス事業勘定	20,289	(18,918)
後期高齢者医療事業特別会計	2,300,854	104 後期高齢者医療事業	2,300,854	(2,297,786)
合 計	54,229,885			

7 その他

(単位：千円)

予 算 費 目	計	主 な 施 策		
議会費	2,915	1 パーパーレス会議システム導入	2,915	(3,308)
総務費	839,738	2 ふるさと納税業務委託	93,000	(68,700)
		3 電子自治体推進事業	502,273	(252,632)
		うち情報システム再構築事業	120,214	(0)
		うち(新)RPA(ロボティクス・プロセス・オートメーション)導入	2,750	(0)
		うち(新)サーバー室附帯設備設置	45,000	(0)
		うち(新)システム・サーバー移設改修	69,500	(0)
		4 (新)ページ口座振替受付サービス事業	3,344	(0)
		5 納税案内センター設置事業	8,820	(6,670)
		6 地方公会計作成委託	4,982	(4,945)
		7 (新)戸籍システム更新等事業	3,500	(0)
		8 境界確定協議書電子化事業	2,766	(2,500)
		9 旅券発給事務費	2,266	(2,416)
		10 市議会市長選挙費	112,362	(3,464)
		11 県議会議員選挙費	46,222	(14,986)
		12 参議院議員選挙費	60,203	(0)

※ 主な施策欄の()内は、前年度当初予算額

(単位：千円)

民生費	319,959	13 (新)プレミアム付商品券事業	319,959	(0)
民生費・国民健康保険 事業特別会計・後期高齢 者医療事業特別会計	24,745	14 (新)窓口サービス関連事務委託 (一般会計・民生費)	12,516	(0)
		" (国民健康保険事業特別会計予算内数)	9,329	(0)
		" (後期高齢者医療事業特別会計予算内数)	2,900	(0)
災害復旧費	1,757,600	15 農林水産施設過年災害復旧事業	300,550	(44,900)
		16 公共土木施設過年災害復旧事業	1,445,550	(45,000)
		17 観光施設過年災害復旧事業	3,500	(0)
		18 教育施設過年災害復旧事業	8,000	(0)
合 計	2,944,691			

○ 少子化対策事業

(単位：千円)

予 算 費 目	計	連 号	主 な 施 策		
民生費・衛生費			1 尾道子育て応援スタイル (再掲)	29,514	(27,583)
			うち産後ケア事業	417	(1,333)
			うち産前・産後サポート事業補助	97	(97)
			うちワンストップサービス拠点事業	22,200	(19,453)
			うち(新)ぼかぼか＊むかいしま開設	1,046	(0)
			うち家庭教育支援講演会	200	(200)
民生費			2 結婚応援フォーラム開催事業(再掲)	360	(388)
			3 「パパの輪」プロジェクト事業(再掲)	530	(611)
			4 子育て情報Webサイト(再掲)	2,616	(2,592)
			5 保育士就労奨励事業補助(再掲)	5,000	(4,000)
			6 子ども医療費助成事業 (再掲)	344,654	(327,166)
			7 保育所完全給食実施事業 (再掲)	5,154	(5,154)
			8 保育カリキュラム研究開発事業(再掲)	400	(400)
			9 保育士確保対策事業(保育現場見学・体験事業委託)(再掲)	300	(300)
			10 (仮称)向東認定こども園整備事業(再掲)	97,576	(781,773)
			11 (仮称)尾道中央認定こども園敷地整備事業(再掲)	25,049	(64,000)
			12 (仮称)尾道中央認定こども園整備事業補助(再掲)	425,784	(35,460)
			13 (仮称)清心認定こども園整備事業補助(再掲)	102,093	(183,758)
			14 (新)西藤放課後児童クラブ整備事業(再掲)	3,187	(0)
			15 (新)保育士早期復職サポート助成事業(再掲)	3,600	(0)
衛生費			16 不妊治療医療費助成事業(再掲)	9,000	(12,000)
			うち特定不妊治療医療費助成	4,875	(9,000)
			17 小児インフルエンザ予防接種費補助(再掲)	9,000	(9,000)
			18 産婦健康診査(再掲)	5,925	(6,500)
			19 新生児聴覚検査(再掲)	2,073	(2,130)
			20 妊婦健診等交通費助成(再掲)	1,358	(1,430)
合 計	1,073,173				

○ おのみち幸齢プロジェクト

(単位：千円)

予 算 費 目	計	連 号	主 な 施 策		
総務費			1 地域活動実践者育成事業	131	(140)
民生費			2 おのみち「今昔」域・活事業	120	(130)
教育費			3 アラ還ピック	500	(500)
国民健康保険事業			4 幸齢ウォーキング推進事業	2,500	(2,500)
介護保険事業特別会計			5 シルバーリハビリ体操事業	2,908	(2,800)
			6 認知症高齢者等見守りネットワーク事業	1,137	(1,161)
合 計	7,296				

※ 主な施策欄の()内は、前年度当初予算額

V 新市建設計画事業

(単位：千円)

事業区分	予算額	主要な施策
1 世界と交流するまちへ	100,495	
多彩な交流・連携の推進	63,565	ベル・カントホール自主事業 6,612 みなとオアシス尾道事業 300 みなとオアシス瀬戸田事業 300 おのみち文学の館運営事業 10,798 囲碁のまちづくり推進事業 6,125 瀬戸田サンセットビーチ管理運営事業 19,844 シトラスパーク管理運営事業 3,137 圓鋸勝三彫刻記念公園管理運営事業 16,449
観光の振興	36,930	しまなみジャパン負担金 32,430 瀬戸田町夏祭り事業補助 4,500
2 出会いとドラマを演出するまちへ	4,751,090	
拠点地区の整備	4,027,086	尾道商業会議所記念館管理運営事業 8,995 庁舎整備事業 4,018,091 うち本庁舎整備事業 3,196,403 うち因島総合支所庁舎整備事業 716,688 うち御調支所庁舎整備事業 105,000
地域内道路網の整備	603,790	久保長江線道路改良事業(東久保町・西久保町) 180,000 川尻江奥線道路改良事業(向島町) 1,000 山波45号線道路改良事業(山波町) 17,000 堤線道路改良事業(向東町) 168,700 向浜・折古線道路改良事業(因島三庄町) 93,500 道路改良事業県工事負担金(国道486号線外5路線) 8,590 大規模舗装整備事業 50,000 橋りょう長寿命化事業 85,000
高度情報通信ネットワークの整備	120,214	情報システム再構築事業 120,214

(単位：千円)

事業区分	予算額	主要な施策	
3 産業ルネッサンスのまちへ	205,861		
農林水産業の振興	69,032	市行分収造林事業	4,425
		人工造林事業	2,400
		松くい虫被害対策事業	3,000
		土地改良施設維持管理適正化事業	312
		イノシシ等農業被害対策事業	28,895
		排水路改良費 (福田金本地区排水ポンプ整備)	30,000
商工業の振興	136,829	尾道商業会議所記念館管理運営事業(再掲)	8,995
		地域産業活性化事業 (企業立地促進事業・新規ビジネス振興事業)	119,634
		因島技術センター運営補助	8,200
4 優しさを共有するまちへ	2,401,617		
地域福祉の推進	23,200	地域介護予防活動支援事業	23,200
福祉サービスの充実	1,253,000	じん臓機能障害者通院扶助事業	1,700
		障害児通所利用負担軽減事業	11,300
		自立支援給付(訓練等給付)	1,240,000
健康づくりの推進と医療の充実	154,461	病院群輪番制事業	72,189
		在宅当番医事業	10,204
		歯科在宅当番医事業	2,637
		夜間救急診療所事業	69,431
子育て支援の充実	957,539	放課後児童クラブ運営	230,713
		うち(新)西藤放課後児童クラブ整備事業	3,187
		保育サービス充実事業 (延長保育、一時保育、休日保育、乳幼児保育等の実施)	43,834
		子育て支援推進事業 (子育て相談の実施等)	32,490
		(仮称)向東認定こども園整備事業	97,576
		(仮称)尾道中央認定こども園敷地整備事業	25,049
		(仮称)尾道中央認定こども園整備事業補助	425,784
		(仮称)清心認定こども園整備事業補助	102,093
青少年の健全育成	13,417	青少年健全育成事業	13,417

(単位：千円)

事業区分	予算額	主要な施策	
5 未来を拓く住民活力を培うまちへ	2,340,550		
人権の尊重	2,475	人権教育・啓発事業	2,475
男女共同参画社会の形成	979	男女共同参画社会づくり事業	979
コミュニティ活動の推進	142,159	御調町ふれあい秋まつり開催事業	1,400
		御調地域交流促進事業	600
		市政テレビ・ラジオの充実事業	14,131
		土生公民館建設事業	1,028
		いきいきサロン施設整備事業(久保、新浜)	125,000
学校教育の充実	2,008,874	小学校改修事業(浦崎小学校他)	138,630
		中学校改修事業(栗原中学校他)	291,900
		中学校改築事業(向島中学校)	615,945
		小中学校非構造部材耐震改修事業 (三成小学校他)	9,145
		(仮称)向東認定こども園整備事業(再掲)	97,576
		(仮称)尾道中央認定こども園敷地整備事業(再掲)	25,049
		(仮称)尾道中央認定こども園整備事業補助(再掲)	425,784
		(仮称)清心認定こども園整備事業補助(再掲)	102,093
		外国語指導助手招致費	51,232
		尾道教育みらいプラン2	66,295
		スクールバス運行事業	185,225
生涯学習の推進	20,407	青少年健全育成事業(再掲)	13,417
		生涯学習推進事業	6,990
芸術・文化の振興	17,212	高校生絵のまち尾道四季展事業	6,900
		絵のまち尾道四季展事業	3,700
		ベル・カントホール自主事業(再掲)	6,612
スポーツ・レクリエーションの振興	148,444	尾道市体育協会補助	12,000
		瀬戸田サンセットビーチ管理運営事業(再掲)	19,844
		向島運動公園整備事業	116,600
6 自然と共生した快適な生活のまちへ	2,556,705		
循環型社会の構築	1,572,089	ごみ減量化推進事業	93,035
		尾道市クリーンセンター整備事業	1,479,054
安全な生活の確保	114,000	浸水対策等整備事業(向島町)	20,000
		港湾海岸保全施設整備事業県工事負担金	9,000
		橋りょう長寿命化事業(再掲)	85,000
生活基盤の整備	870,616	生活道路整備事業(瀬戸田地域)	10,000
		下水道事業	860,616
合計	12,356,318	(再掲分784,370を含む)	

VI 使用料・手数料等の改定資料

【単位:改定内容欄 円、その他 千円】

一般会計 (使用料)

区分	歳入影響額(千円)	改定内容																																																																																																																																																																																																																										
駐車場使用料	143	<p>【尾道市庁舎駐車場設置及び管理条例(抜粋)】 (庁舎北駐車場) 【現行】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>使用区分</th> <th>使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般使用</td> <td>入庫から30分まで 無料</td> </tr> <tr> <td>平日(市役所開庁日)</td> <td>30分を超え1時間30分まで 210</td> </tr> <tr> <td>全日</td> <td>その後30分ごと 100</td> </tr> <tr> <td>一般使用</td> <td>入庫から1時間まで 210</td> </tr> <tr> <td>休日(市役所開庁日)</td> <td>その後30分ごと 100</td> </tr> <tr> <td>全日</td> <td></td> </tr> <tr> <td>24時間上限</td> <td>2,470</td> </tr> </tbody> </table> <p>→</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">【2019.10.1~】</th> </tr> <tr> <th>使用区分</th> <th>使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般使用</td> <td>入庫から30分まで 無料</td> </tr> <tr> <td>平日(市役所開庁日)</td> <td>30分を超え1時間30分まで 210</td> </tr> <tr> <td>全日</td> <td>その後20分ごと 70</td> </tr> <tr> <td>24時間上限</td> <td>2,510</td> </tr> </tbody> </table> <p>【尾道市専用駐車場設置及び管理条例(抜粋)】 【現行】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>使用料(月額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>西久保駐車場</td> <td>7,130</td> </tr> <tr> <td>栗原東二丁目駐車場</td> <td>5,180</td> </tr> </tbody> </table> <p>→</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">【2019.10.1~】</th> </tr> <tr> <th>名称</th> <th>月額使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>西久保駐車場</td> <td>7,260</td> </tr> <tr> <td>栗原東二丁目駐車場</td> <td>5,280</td> </tr> </tbody> </table>	使用区分	使用料	一般使用	入庫から30分まで 無料	平日(市役所開庁日)	30分を超え1時間30分まで 210	全日	その後30分ごと 100	一般使用	入庫から1時間まで 210	休日(市役所開庁日)	その後30分ごと 100	全日		24時間上限	2,470	【2019.10.1~】		使用区分	使用料	一般使用	入庫から30分まで 無料	平日(市役所開庁日)	30分を超え1時間30分まで 210	全日	その後20分ごと 70	24時間上限	2,510	名称	使用料(月額)	西久保駐車場	7,130	栗原東二丁目駐車場	5,180	【2019.10.1~】		名称	月額使用料	西久保駐車場	7,260	栗原東二丁目駐車場	5,280																																																																																																																																																																																
使用区分	使用料																																																																																																																																																																																																																											
一般使用	入庫から30分まで 無料																																																																																																																																																																																																																											
平日(市役所開庁日)	30分を超え1時間30分まで 210																																																																																																																																																																																																																											
全日	その後30分ごと 100																																																																																																																																																																																																																											
一般使用	入庫から1時間まで 210																																																																																																																																																																																																																											
休日(市役所開庁日)	その後30分ごと 100																																																																																																																																																																																																																											
全日																																																																																																																																																																																																																												
24時間上限	2,470																																																																																																																																																																																																																											
【2019.10.1~】																																																																																																																																																																																																																												
使用区分	使用料																																																																																																																																																																																																																											
一般使用	入庫から30分まで 無料																																																																																																																																																																																																																											
平日(市役所開庁日)	30分を超え1時間30分まで 210																																																																																																																																																																																																																											
全日	その後20分ごと 70																																																																																																																																																																																																																											
24時間上限	2,510																																																																																																																																																																																																																											
名称	使用料(月額)																																																																																																																																																																																																																											
西久保駐車場	7,130																																																																																																																																																																																																																											
栗原東二丁目駐車場	5,180																																																																																																																																																																																																																											
【2019.10.1~】																																																																																																																																																																																																																												
名称	月額使用料																																																																																																																																																																																																																											
西久保駐車場	7,260																																																																																																																																																																																																																											
栗原東二丁目駐車場	5,280																																																																																																																																																																																																																											
百島バス運行使用料	1	<p>【尾道市百島町定期輸送車の運行及び管理条例(抜粋)】 【現行】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="5">【2019.10.1~】</th> </tr> <tr> <th>乗車区間</th> <th>乗車料</th> <th>乗車料</th> <th>乗車料</th> <th>乗車料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>泊港</td> <td>90円</td> <td>90円</td> <td>90円</td> <td>90円</td> </tr> <tr> <td>明神下</td> <td>90円</td> <td>90円</td> <td>90円</td> <td>90円</td> </tr> <tr> <td>泊上</td> <td>90円</td> <td>90円</td> <td>90円</td> <td>90円</td> </tr> <tr> <td>診療所前</td> <td>90円</td> <td>90円</td> <td>90円</td> <td>90円</td> </tr> <tr> <td>本村</td> <td>90円</td> <td>90円</td> <td>90円</td> <td>90円</td> </tr> <tr> <td>中学校前</td> <td>90円</td> <td>90円</td> <td>90円</td> <td>120円</td> </tr> <tr> <td>福田港</td> <td>90円</td> <td>90円</td> <td>120円</td> <td>120円</td> </tr> </tbody> </table> <p>→</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="5">【2019.10.1~】</th> </tr> <tr> <th>乗車区間</th> <th>乗車料</th> <th>乗車料</th> <th>乗車料</th> <th>乗車料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>泊港</td> <td>90円</td> <td>90円</td> <td>90円</td> <td>90円</td> </tr> <tr> <td>明神下</td> <td>90円</td> <td>90円</td> <td>90円</td> <td>90円</td> </tr> <tr> <td>泊上</td> <td>90円</td> <td>90円</td> <td>90円</td> <td>90円</td> </tr> <tr> <td>診療所前</td> <td>90円</td> <td>90円</td> <td>90円</td> <td>90円</td> </tr> <tr> <td>本村</td> <td>90円</td> <td>90円</td> <td>90円</td> <td>90円</td> </tr> <tr> <td>中学校前</td> <td>90円</td> <td>90円</td> <td>90円</td> <td>130円</td> </tr> <tr> <td>福田港</td> <td>90円</td> <td>90円</td> <td>130円</td> <td>130円</td> </tr> </tbody> </table>	【2019.10.1~】					乗車区間	乗車料	乗車料	乗車料	乗車料	泊港	90円	90円	90円	90円	明神下	90円	90円	90円	90円	泊上	90円	90円	90円	90円	診療所前	90円	90円	90円	90円	本村	90円	90円	90円	90円	中学校前	90円	90円	90円	120円	福田港	90円	90円	120円	120円	【2019.10.1~】					乗車区間	乗車料	乗車料	乗車料	乗車料	泊港	90円	90円	90円	90円	明神下	90円	90円	90円	90円	泊上	90円	90円	90円	90円	診療所前	90円	90円	90円	90円	本村	90円	90円	90円	90円	中学校前	90円	90円	90円	130円	福田港	90円	90円	130円	130円																																																																																																																																
【2019.10.1~】																																																																																																																																																																																																																												
乗車区間	乗車料	乗車料	乗車料	乗車料																																																																																																																																																																																																																								
泊港	90円	90円	90円	90円																																																																																																																																																																																																																								
明神下	90円	90円	90円	90円																																																																																																																																																																																																																								
泊上	90円	90円	90円	90円																																																																																																																																																																																																																								
診療所前	90円	90円	90円	90円																																																																																																																																																																																																																								
本村	90円	90円	90円	90円																																																																																																																																																																																																																								
中学校前	90円	90円	90円	120円																																																																																																																																																																																																																								
福田港	90円	90円	120円	120円																																																																																																																																																																																																																								
【2019.10.1~】																																																																																																																																																																																																																												
乗車区間	乗車料	乗車料	乗車料	乗車料																																																																																																																																																																																																																								
泊港	90円	90円	90円	90円																																																																																																																																																																																																																								
明神下	90円	90円	90円	90円																																																																																																																																																																																																																								
泊上	90円	90円	90円	90円																																																																																																																																																																																																																								
診療所前	90円	90円	90円	90円																																																																																																																																																																																																																								
本村	90円	90円	90円	90円																																																																																																																																																																																																																								
中学校前	90円	90円	90円	130円																																																																																																																																																																																																																								
福田港	90円	90円	130円	130円																																																																																																																																																																																																																								
尾道市市民会館使用料	13	<p>【尾道市市民会館設置及び管理条例(抜粋)】 【現行】</p> <p>基本使用料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>使用区分</th> <th>名称</th> <th>定員</th> <th>8:30~12:00</th> <th>12:00~17:00</th> <th>17:00~22:00</th> <th>8:30~17:00</th> <th>12:00~22:00</th> <th>8:30~22:00</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">入場料その他これらに類する料金を徴収しない場合</td> <td>21号室</td> <td>60</td> <td>1,020</td> <td>1,440</td> <td>1,950</td> <td>2,260</td> <td>3,080</td> <td>4,010</td> </tr> <tr> <td>22号室</td> <td>45</td> <td>970</td> <td>1,380</td> <td>1,850</td> <td>2,160</td> <td>2,930</td> <td>3,800</td> </tr> <tr> <td>31号室</td> <td>100</td> <td>1,330</td> <td>1,850</td> <td>2,570</td> <td>2,980</td> <td>4,010</td> <td>5,240</td> </tr> <tr> <td>32号室</td> <td>30</td> <td>920</td> <td>1,330</td> <td>1,740</td> <td>2,050</td> <td>2,770</td> <td>3,600</td> </tr> <tr> <td>33号室</td> <td>12</td> <td>610</td> <td>920</td> <td>1,230</td> <td>1,440</td> <td>1,950</td> <td>2,460</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">入場料その他これらに類する料金を徴収する場合</td> <td>40号室</td> <td>180</td> <td>2,670</td> <td>3,800</td> <td>5,140</td> <td>5,860</td> <td>8,020</td> <td>10,490</td> </tr> <tr> <td>21号室</td> <td>60</td> <td>2,050</td> <td>2,880</td> <td>3,900</td> <td>4,520</td> <td>6,170</td> <td>8,020</td> </tr> <tr> <td>22号室</td> <td>45</td> <td>1,950</td> <td>2,770</td> <td>3,700</td> <td>4,320</td> <td>5,860</td> <td>7,610</td> </tr> <tr> <td>31号室</td> <td>100</td> <td>2,670</td> <td>3,700</td> <td>5,140</td> <td>5,960</td> <td>8,020</td> <td>10,490</td> </tr> <tr> <td>32号室</td> <td>30</td> <td>1,850</td> <td>2,670</td> <td>3,490</td> <td>4,110</td> <td>5,550</td> <td>7,200</td> </tr> <tr> <td></td> <td>33号室</td> <td>12</td> <td>1,230</td> <td>1,850</td> <td>2,460</td> <td>2,880</td> <td>3,900</td> <td>4,930</td> </tr> <tr> <td></td> <td>40号室</td> <td>180</td> <td>5,340</td> <td>7,610</td> <td>10,280</td> <td>11,720</td> <td>16,040</td> <td>20,980</td> </tr> </tbody> </table> <p>↓</p> <p>【2019.10.1~】</p> <p>基本使用料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>使用区分</th> <th>名称</th> <th>定員</th> <th>8:30~12:00</th> <th>12:00~17:00</th> <th>17:00~22:00</th> <th>8:30~17:00</th> <th>12:00~22:00</th> <th>8:30~22:00</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">入場料その他これらに類する料金を徴収しない場合</td> <td>21号室</td> <td>60</td> <td>1,050</td> <td>1,470</td> <td>1,990</td> <td>2,300</td> <td>3,140</td> <td>4,090</td> </tr> <tr> <td>22号室</td> <td>45</td> <td>1,000</td> <td>1,410</td> <td>1,890</td> <td>2,200</td> <td>2,990</td> <td>3,880</td> </tr> <tr> <td>31号室</td> <td>100</td> <td>1,360</td> <td>1,890</td> <td>2,620</td> <td>3,040</td> <td>4,090</td> <td>5,340</td> </tr> <tr> <td>32号室</td> <td>30</td> <td>940</td> <td>1,360</td> <td>1,780</td> <td>2,100</td> <td>2,830</td> <td>3,670</td> </tr> <tr> <td>33号室</td> <td>12</td> <td>630</td> <td>940</td> <td>1,260</td> <td>1,470</td> <td>1,990</td> <td>2,510</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">入場料その他これらに類する料金を徴収する場合</td> <td>40号室</td> <td>180</td> <td>2,720</td> <td>3,880</td> <td>5,240</td> <td>5,970</td> <td>8,170</td> <td>10,690</td> </tr> <tr> <td>21号室</td> <td>60</td> <td>2,100</td> <td>2,930</td> <td>3,980</td> <td>4,610</td> <td>6,290</td> <td>8,170</td> </tr> <tr> <td>22号室</td> <td>45</td> <td>1,990</td> <td>2,830</td> <td>3,770</td> <td>4,400</td> <td>5,970</td> <td>7,750</td> </tr> <tr> <td>31号室</td> <td>100</td> <td>2,720</td> <td>3,770</td> <td>5,240</td> <td>6,080</td> <td>8,170</td> <td>10,690</td> </tr> <tr> <td>32号室</td> <td>30</td> <td>1,890</td> <td>2,720</td> <td>3,560</td> <td>4,190</td> <td>5,660</td> <td>7,330</td> </tr> <tr> <td></td> <td>33号室</td> <td>12</td> <td>1,260</td> <td>1,890</td> <td>2,510</td> <td>2,930</td> <td>3,980</td> <td>5,030</td> </tr> <tr> <td></td> <td>40号室</td> <td>180</td> <td>5,450</td> <td>7,750</td> <td>10,480</td> <td>11,940</td> <td>16,340</td> <td>21,370</td> </tr> </tbody> </table>	使用区分	名称	定員	8:30~12:00	12:00~17:00	17:00~22:00	8:30~17:00	12:00~22:00	8:30~22:00	入場料その他これらに類する料金を徴収しない場合	21号室	60	1,020	1,440	1,950	2,260	3,080	4,010	22号室	45	970	1,380	1,850	2,160	2,930	3,800	31号室	100	1,330	1,850	2,570	2,980	4,010	5,240	32号室	30	920	1,330	1,740	2,050	2,770	3,600	33号室	12	610	920	1,230	1,440	1,950	2,460	入場料その他これらに類する料金を徴収する場合	40号室	180	2,670	3,800	5,140	5,860	8,020	10,490	21号室	60	2,050	2,880	3,900	4,520	6,170	8,020	22号室	45	1,950	2,770	3,700	4,320	5,860	7,610	31号室	100	2,670	3,700	5,140	5,960	8,020	10,490	32号室	30	1,850	2,670	3,490	4,110	5,550	7,200		33号室	12	1,230	1,850	2,460	2,880	3,900	4,930		40号室	180	5,340	7,610	10,280	11,720	16,040	20,980	使用区分	名称	定員	8:30~12:00	12:00~17:00	17:00~22:00	8:30~17:00	12:00~22:00	8:30~22:00	入場料その他これらに類する料金を徴収しない場合	21号室	60	1,050	1,470	1,990	2,300	3,140	4,090	22号室	45	1,000	1,410	1,890	2,200	2,990	3,880	31号室	100	1,360	1,890	2,620	3,040	4,090	5,340	32号室	30	940	1,360	1,780	2,100	2,830	3,670	33号室	12	630	940	1,260	1,470	1,990	2,510	入場料その他これらに類する料金を徴収する場合	40号室	180	2,720	3,880	5,240	5,970	8,170	10,690	21号室	60	2,100	2,930	3,980	4,610	6,290	8,170	22号室	45	1,990	2,830	3,770	4,400	5,970	7,750	31号室	100	2,720	3,770	5,240	6,080	8,170	10,690	32号室	30	1,890	2,720	3,560	4,190	5,660	7,330		33号室	12	1,260	1,890	2,510	2,930	3,980	5,030		40号室	180	5,450	7,750	10,480	11,940	16,340	21,370
使用区分	名称	定員	8:30~12:00	12:00~17:00	17:00~22:00	8:30~17:00	12:00~22:00	8:30~22:00																																																																																																																																																																																																																				
入場料その他これらに類する料金を徴収しない場合	21号室	60	1,020	1,440	1,950	2,260	3,080	4,010																																																																																																																																																																																																																				
	22号室	45	970	1,380	1,850	2,160	2,930	3,800																																																																																																																																																																																																																				
	31号室	100	1,330	1,850	2,570	2,980	4,010	5,240																																																																																																																																																																																																																				
	32号室	30	920	1,330	1,740	2,050	2,770	3,600																																																																																																																																																																																																																				
	33号室	12	610	920	1,230	1,440	1,950	2,460																																																																																																																																																																																																																				
入場料その他これらに類する料金を徴収する場合	40号室	180	2,670	3,800	5,140	5,860	8,020	10,490																																																																																																																																																																																																																				
	21号室	60	2,050	2,880	3,900	4,520	6,170	8,020																																																																																																																																																																																																																				
	22号室	45	1,950	2,770	3,700	4,320	5,860	7,610																																																																																																																																																																																																																				
	31号室	100	2,670	3,700	5,140	5,960	8,020	10,490																																																																																																																																																																																																																				
	32号室	30	1,850	2,670	3,490	4,110	5,550	7,200																																																																																																																																																																																																																				
	33号室	12	1,230	1,850	2,460	2,880	3,900	4,930																																																																																																																																																																																																																				
	40号室	180	5,340	7,610	10,280	11,720	16,040	20,980																																																																																																																																																																																																																				
使用区分	名称	定員	8:30~12:00	12:00~17:00	17:00~22:00	8:30~17:00	12:00~22:00	8:30~22:00																																																																																																																																																																																																																				
入場料その他これらに類する料金を徴収しない場合	21号室	60	1,050	1,470	1,990	2,300	3,140	4,090																																																																																																																																																																																																																				
	22号室	45	1,000	1,410	1,890	2,200	2,990	3,880																																																																																																																																																																																																																				
	31号室	100	1,360	1,890	2,620	3,040	4,090	5,340																																																																																																																																																																																																																				
	32号室	30	940	1,360	1,780	2,100	2,830	3,670																																																																																																																																																																																																																				
	33号室	12	630	940	1,260	1,470	1,990	2,510																																																																																																																																																																																																																				
入場料その他これらに類する料金を徴収する場合	40号室	180	2,720	3,880	5,240	5,970	8,170	10,690																																																																																																																																																																																																																				
	21号室	60	2,100	2,930	3,980	4,610	6,290	8,170																																																																																																																																																																																																																				
	22号室	45	1,990	2,830	3,770	4,400	5,970	7,750																																																																																																																																																																																																																				
	31号室	100	2,720	3,770	5,240	6,080	8,170	10,690																																																																																																																																																																																																																				
	32号室	30	1,890	2,720	3,560	4,190	5,660	7,330																																																																																																																																																																																																																				
	33号室	12	1,260	1,890	2,510	2,930	3,980	5,030																																																																																																																																																																																																																				
	40号室	180	5,450	7,750	10,480	11,940	16,340	21,370																																																																																																																																																																																																																				
合計	157																																																																																																																																																																																																																											

VI 使用料・手数料等の改定資料

【単位:改定内容欄 円、その他 千円】

一般会計 (使用料)

区分	歳入影響額(千円)	改定内容																														
しまなみ交流館使用料	278	<p>【しまなみ交流館設置及び管理条例(抜粋)】</p> <p>しまなみ交流館使用料の改定例 【現行】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>使用区分</th> <th>9:00~12:00</th> <th>13:00~17:00</th> <th>18:00~22:00</th> <th>全日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ホール</td> <td>13,060</td> <td>21,800</td> <td>28,380</td> <td>56,770</td> </tr> <tr> <td>市民ギャラリー</td> <td>1,330</td> <td>2,160</td> <td>2,880</td> <td>5,650</td> </tr> </tbody> </table> <p>※平日、入場料徴収なしの場合</p> <p>【2019.10.1~】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>使用区分</th> <th>9:00~12:00</th> <th>13:00~17:00</th> <th>18:00~22:00</th> <th>全日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ホール</td> <td>13,310</td> <td>22,210</td> <td>28,910</td> <td>57,830</td> </tr> <tr> <td>市民ギャラリー</td> <td>1,360</td> <td>2,200</td> <td>2,940</td> <td>5,760</td> </tr> </tbody> </table>	使用区分	9:00~12:00	13:00~17:00	18:00~22:00	全日	ホール	13,060	21,800	28,380	56,770	市民ギャラリー	1,330	2,160	2,880	5,650	使用区分	9:00~12:00	13:00~17:00	18:00~22:00	全日	ホール	13,310	22,210	28,910	57,830	市民ギャラリー	1,360	2,200	2,940	5,760
		使用区分	9:00~12:00	13:00~17:00	18:00~22:00	全日																										
ホール	13,060	21,800	28,380	56,770																												
市民ギャラリー	1,330	2,160	2,880	5,650																												
使用区分	9:00~12:00	13:00~17:00	18:00~22:00	全日																												
ホール	13,310	22,210	28,910	57,830																												
市民ギャラリー	1,360	2,200	2,940	5,760																												
御調文化会館使用料	4	<p>【しまなみ交流館設置及び管理条例施行規則(抜粋)】</p> <p>しまなみ交流館附属設備使用料の改定例 【現行】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>品名</th> <th>数量</th> <th>使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>所作台</td> <td>1式</td> <td>4,000</td> </tr> <tr> <td>平台(足を含む。)</td> <td>1台</td> <td>150</td> </tr> <tr> <td>紗幕</td> <td>1枚</td> <td>1,000</td> </tr> <tr> <td>金屏風</td> <td>1双</td> <td>1,000</td> </tr> <tr> <td>鳥の子屏風</td> <td>1双</td> <td>1,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1回につき</p> <p>【2019.10.1~】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>品名</th> <th>使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>所作台</td> <td>4,190</td> </tr> <tr> <td>平台(足を含む。)</td> <td>170</td> </tr> <tr> <td>紗幕</td> <td>1,060</td> </tr> <tr> <td>金屏風</td> <td>1,060</td> </tr> <tr> <td>鳥の子屏風</td> <td>1,060</td> </tr> </tbody> </table>	品名	数量	使用料	所作台	1式	4,000	平台(足を含む。)	1台	150	紗幕	1枚	1,000	金屏風	1双	1,000	鳥の子屏風	1双	1,000	品名	使用料	所作台	4,190	平台(足を含む。)	170	紗幕	1,060	金屏風	1,060	鳥の子屏風	1,060
品名	数量	使用料																														
所作台	1式	4,000																														
平台(足を含む。)	1台	150																														
紗幕	1枚	1,000																														
金屏風	1双	1,000																														
鳥の子屏風	1双	1,000																														
品名	使用料																															
所作台	4,190																															
平台(足を含む。)	170																															
紗幕	1,060																															
金屏風	1,060																															
鳥の子屏風	1,060																															
御調文化会館使用料	4	<p>【尾道市御調文化会館設置及び管理に関する条例(抜粋)】</p> <p>御調文化会館使用料の改定例 【現行】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>使用区分</th> <th>9:00~12:00</th> <th>13:00~17:00</th> <th>18:00~22:00</th> <th>全日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大ホール</td> <td>5,320</td> <td>7,110</td> <td>8,890</td> <td>17,800</td> </tr> <tr> <td>料理実習室</td> <td>1,660</td> <td>1,880</td> <td>2,460</td> <td>5,650</td> </tr> </tbody> </table> <p>※入場料徴収なしの場合</p> <p>【2019.10.1~】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>使用区分</th> <th>9:00~12:00</th> <th>13:00~17:00</th> <th>18:00~22:00</th> <th>全日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大ホール</td> <td>5,420</td> <td>7,250</td> <td>9,060</td> <td>18,140</td> </tr> <tr> <td>料理実習室</td> <td>1,690</td> <td>1,930</td> <td>2,510</td> <td>5,760</td> </tr> </tbody> </table>	使用区分	9:00~12:00	13:00~17:00	18:00~22:00	全日	大ホール	5,320	7,110	8,890	17,800	料理実習室	1,660	1,880	2,460	5,650	使用区分	9:00~12:00	13:00~17:00	18:00~22:00	全日	大ホール	5,420	7,250	9,060	18,140	料理実習室	1,690	1,930	2,510	5,760
		使用区分	9:00~12:00	13:00~17:00	18:00~22:00	全日																										
大ホール	5,320	7,110	8,890	17,800																												
料理実習室	1,660	1,880	2,460	5,650																												
使用区分	9:00~12:00	13:00~17:00	18:00~22:00	全日																												
大ホール	5,420	7,250	9,060	18,140																												
料理実習室	1,690	1,930	2,510	5,760																												
御調文化会館使用料	4	<p>御調文化会館附属設備使用料の改定例 【現行】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>品名</th> <th>数量</th> <th>使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">放送装置(マイク付)</td> <td rowspan="2">1式</td> <td>全日 1,350</td> </tr> <tr> <td>昼間及び夜間 670</td> </tr> <tr> <td>舞台照明</td> <td>#</td> <td>2,400</td> </tr> <tr> <td>ピアノ</td> <td>1台</td> <td>1,560</td> </tr> <tr> <td>スポットライト</td> <td>#</td> <td>510</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1回につき</p> <p>【2019.10.1~】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>品名</th> <th>使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>放送装置(マイク付)</td> <td>1,420</td> </tr> <tr> <td>舞台照明</td> <td>700</td> </tr> <tr> <td>ピアノ</td> <td>2,520</td> </tr> <tr> <td>スポットライト</td> <td>540</td> </tr> </tbody> </table>	品名	数量	使用料	放送装置(マイク付)	1式	全日 1,350	昼間及び夜間 670	舞台照明	#	2,400	ピアノ	1台	1,560	スポットライト	#	510	品名	使用料	放送装置(マイク付)	1,420	舞台照明	700	ピアノ	2,520	スポットライト	540				
品名	数量	使用料																														
放送装置(マイク付)	1式	全日 1,350																														
		昼間及び夜間 670																														
舞台照明	#	2,400																														
ピアノ	1台	1,560																														
スポットライト	#	510																														
品名	使用料																															
放送装置(マイク付)	1,420																															
舞台照明	700																															
ピアノ	2,520																															
スポットライト	540																															
三浦線バス運行使用料	6	<p>【尾道市因島定期輸送車の運行及び管理条例(抜粋)】</p> <p>別表(第4条関係) 【現行】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>外浦</th> <th>鏡浦</th> <th>椋浦</th> <th>千守</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>入川橋</td> <td>200</td> <td>200</td> <td>200</td> <td>200</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 小児(満12歳未満の者)の運賃は半額とする</p> <p>【2019.10.1~】</p> <p>大人 210円、 小児(小学生以下の者) 110円 ※乗客に同伴する未就学児は、乗客1人につき1人を無料</p>		外浦	鏡浦	椋浦	千守	入川橋	200	200	200	200																				
	外浦	鏡浦	椋浦	千守																												
入川橋	200	200	200	200																												
合計	288																															

VI 使用料・手数料等の改定資料

一般会計（使用料）

【単位：改定内容欄 円、その他 千円】

区分	歳入影響額(千円)	改定内容																																																																																																																																																																																		
瀬戸田市民会館使用料	17	<p>【尾道市瀬戸田市民会館設置及び管理に関する条例（抜粋）】</p> <p>尾道市瀬戸田老人福祉センター使用料の改定例</p> <p>【現行】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>使用区分</th> <th>9:00 ~12:00</th> <th>12:00 ~17:00</th> <th>17:00 ~22:00</th> <th>全日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>工作室</td> <td>1,080</td> <td>1,640</td> <td>2,160</td> <td>4,880</td> </tr> </tbody> </table> <p>⇒</p> <p>【2019.10.1~】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>9:00 ~12:00</th> <th>12:00 ~17:00</th> <th>17:00 ~22:00</th> <th>全日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1,100</td> <td>1,670</td> <td>2,200</td> <td>4,970</td> </tr> </tbody> </table>	使用区分	9:00 ~12:00	12:00 ~17:00	17:00 ~22:00	全日	工作室	1,080	1,640	2,160	4,880	9:00 ~12:00	12:00 ~17:00	17:00 ~22:00	全日	1,100	1,670	2,200	4,970																																																																																																																																																																
		使用区分	9:00 ~12:00	12:00 ~17:00	17:00 ~22:00	全日																																																																																																																																																																														
		工作室	1,080	1,640	2,160	4,880																																																																																																																																																																														
		9:00 ~12:00	12:00 ~17:00	17:00 ~22:00	全日																																																																																																																																																																															
		1,100	1,670	2,200	4,970																																																																																																																																																																															
<p>尾道市瀬戸田多目的研修集会施設使用料の改定例</p> <p>【現行】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>使用区分</th> <th>9:00 ~12:00</th> <th>12:00 ~17:00</th> <th>17:00 ~22:00</th> <th>全日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>多目的ホール</td> <td>2,720</td> <td>3,850</td> <td>4,880</td> <td>10,280</td> </tr> </tbody> </table> <p>⇒</p> <p>【2019.10.1~】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>9:00 ~12:00</th> <th>12:00 ~17:00</th> <th>17:00 ~22:00</th> <th>全日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2,770</td> <td>3,930</td> <td>4,970</td> <td>10,470</td> </tr> </tbody> </table>	使用区分	9:00 ~12:00	12:00 ~17:00	17:00 ~22:00	全日	多目的ホール	2,720	3,850	4,880	10,280	9:00 ~12:00	12:00 ~17:00	17:00 ~22:00	全日	2,770	3,930	4,970	10,470																																																																																																																																																																		
使用区分	9:00 ~12:00	12:00 ~17:00	17:00 ~22:00	全日																																																																																																																																																																																
多目的ホール	2,720	3,850	4,880	10,280																																																																																																																																																																																
9:00 ~12:00	12:00 ~17:00	17:00 ~22:00	全日																																																																																																																																																																																	
2,770	3,930	4,970	10,470																																																																																																																																																																																	
<p>ベル・カントホール使用料の改定例</p> <p>【現行】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>使用区分</th> <th>9:00 ~12:00</th> <th>12:00 ~17:00</th> <th>17:00 ~22:00</th> <th>全日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ベル・カントホール</td> <td>5,400</td> <td>8,090</td> <td>10,800</td> <td>20,520</td> </tr> </tbody> </table> <p>⇒</p> <p>【2019.10.1~】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>9:00 ~12:00</th> <th>12:00 ~17:00</th> <th>17:00 ~22:00</th> <th>全日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5,500</td> <td>8,250</td> <td>11,000</td> <td>20,900</td> </tr> </tbody> </table> <p>※平日、入場料徴収なし、市民の場合</p>	使用区分	9:00 ~12:00	12:00 ~17:00	17:00 ~22:00	全日	ベル・カントホール	5,400	8,090	10,800	20,520	9:00 ~12:00	12:00 ~17:00	17:00 ~22:00	全日	5,500	8,250	11,000	20,900																																																																																																																																																																		
使用区分	9:00 ~12:00	12:00 ~17:00	17:00 ~22:00	全日																																																																																																																																																																																
ベル・カントホール	5,400	8,090	10,800	20,520																																																																																																																																																																																
9:00 ~12:00	12:00 ~17:00	17:00 ~22:00	全日																																																																																																																																																																																	
5,500	8,250	11,000	20,900																																																																																																																																																																																	
<p>【尾道市瀬戸田市民会館設置及び管理に関する条例施行規則（抜粋）】</p> <p>尾道市瀬戸田多目的研修集会施設附属設備使用料の改定例</p> <p>【現行】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>品名</th> <th>数量</th> <th>使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>アンブローズ(ワイヤレスマイク2本付)</td> <td>1式</td> <td>1,050</td> </tr> <tr> <td>マコンデンサーマイクロホン</td> <td>1本</td> <td>740</td> </tr> <tr> <td>ダイナミックマイクロホン</td> <td>1本</td> <td>420</td> </tr> <tr> <td>クワイヤレスマイクロホン</td> <td>1本</td> <td>420</td> </tr> <tr> <td>コンセント</td> <td>1口</td> <td>320</td> </tr> </tbody> </table> <p>⇒</p> <p>【2019.10.1~】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>品名</th> <th>使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>アンブローズ</td> <td>1,100</td> </tr> <tr> <td>マコンデンサーマイクロホン</td> <td>780</td> </tr> <tr> <td>ダイナミックマイクロホン</td> <td>440</td> </tr> <tr> <td>クワイヤレスマイクロホン</td> <td>440</td> </tr> <tr> <td>コンセント</td> <td>340</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1回につき</p>	品名	数量	使用料	アンブローズ(ワイヤレスマイク2本付)	1式	1,050	マコンデンサーマイクロホン	1本	740	ダイナミックマイクロホン	1本	420	クワイヤレスマイクロホン	1本	420	コンセント	1口	320	品名	使用料	アンブローズ	1,100	マコンデンサーマイクロホン	780	ダイナミックマイクロホン	440	クワイヤレスマイクロホン	440	コンセント	340																																																																																																																																																						
品名	数量	使用料																																																																																																																																																																																		
アンブローズ(ワイヤレスマイク2本付)	1式	1,050																																																																																																																																																																																		
マコンデンサーマイクロホン	1本	740																																																																																																																																																																																		
ダイナミックマイクロホン	1本	420																																																																																																																																																																																		
クワイヤレスマイクロホン	1本	420																																																																																																																																																																																		
コンセント	1口	320																																																																																																																																																																																		
品名	使用料																																																																																																																																																																																			
アンブローズ	1,100																																																																																																																																																																																			
マコンデンサーマイクロホン	780																																																																																																																																																																																			
ダイナミックマイクロホン	440																																																																																																																																																																																			
クワイヤレスマイクロホン	440																																																																																																																																																																																			
コンセント	340																																																																																																																																																																																			
<p>ベル・カントホール附属設備使用料の改定例</p> <p>【現行】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>品名</th> <th>数量</th> <th>使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>所作台</td> <td>1式</td> <td>8,400</td> </tr> <tr> <td>平</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>4×6(1,200×1,800)</td> <td>1台</td> <td>210</td> </tr> <tr> <td>3×6(900×1,800)</td> <td>1台</td> <td>160</td> </tr> <tr> <td>2×6(600×1,800)</td> <td>1台</td> <td>110</td> </tr> <tr> <td>人形立</td> <td>1本</td> <td>110</td> </tr> <tr> <td>金屏風</td> <td>1双</td> <td>1,050</td> </tr> </tbody> </table> <p>⇒</p> <p>【2019.10.1~】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>品名</th> <th>使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>所作台</td> <td>8,800</td> </tr> <tr> <td>平</td> <td></td> </tr> <tr> <td>4×6</td> <td>220</td> </tr> <tr> <td>3×6</td> <td>180</td> </tr> <tr> <td>2×6</td> <td>120</td> </tr> <tr> <td>人形立</td> <td>120</td> </tr> <tr> <td>金屏風</td> <td>1,100</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1回につき</p>	品名	数量	使用料	所作台	1式	8,400	平			4×6(1,200×1,800)	1台	210	3×6(900×1,800)	1台	160	2×6(600×1,800)	1台	110	人形立	1本	110	金屏風	1双	1,050	品名	使用料	所作台	8,800	平		4×6	220	3×6	180	2×6	120	人形立	120	金屏風	1,100																																																																																																																																												
品名	数量	使用料																																																																																																																																																																																		
所作台	1式	8,400																																																																																																																																																																																		
平																																																																																																																																																																																				
4×6(1,200×1,800)	1台	210																																																																																																																																																																																		
3×6(900×1,800)	1台	160																																																																																																																																																																																		
2×6(600×1,800)	1台	110																																																																																																																																																																																		
人形立	1本	110																																																																																																																																																																																		
金屏風	1双	1,050																																																																																																																																																																																		
品名	使用料																																																																																																																																																																																			
所作台	8,800																																																																																																																																																																																			
平																																																																																																																																																																																				
4×6	220																																																																																																																																																																																			
3×6	180																																																																																																																																																																																			
2×6	120																																																																																																																																																																																			
人形立	120																																																																																																																																																																																			
金屏風	1,100																																																																																																																																																																																			
サンボル尾道使用料	26	<p>【サンボル尾道設置及び管理条例（抜粋）】</p> <p>【現行】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">名称</th> <th colspan="4">使用区分</th> </tr> <tr> <th>9:00~ 12:00</th> <th>12:00~ 17:00</th> <th>17:00~ 21:00</th> <th>9:00~ 21:00</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>研修室(1)(2)共通</td> <td>610</td> <td>820</td> <td>1,020</td> <td>1,950</td> </tr> <tr> <td>会議室(1)</td> <td>1,230</td> <td>1,640</td> <td>2,050</td> <td>3,900</td> </tr> <tr> <td>会議室(2)</td> <td>1,130</td> <td>1,230</td> <td>1,640</td> <td>2,980</td> </tr> <tr> <td>視聴覚室</td> <td>2,260</td> <td>2,460</td> <td>3,290</td> <td>5,960</td> </tr> <tr> <td>教養文化室</td> <td>1,020</td> <td>1,230</td> <td>1,540</td> <td>2,880</td> </tr> <tr> <td>体育室</td> <td>2,050</td> <td>2,460</td> <td>3,080</td> <td>5,760</td> </tr> <tr> <td>器具</td> <td>610</td> <td>820</td> <td>1,020</td> <td>1,950</td> </tr> <tr> <td>ビデオデッキ</td> <td>1,230</td> <td>1,640</td> <td>2,050</td> <td>3,900</td> </tr> <tr> <td>拡声装置一式</td> <td>1,020</td> <td>1,230</td> <td>1,540</td> <td>2,880</td> </tr> <tr> <td>会議等に使用</td> <td>2,050</td> <td>2,460</td> <td>3,080</td> <td>5,760</td> </tr> <tr> <td>スポーツに使用・片面につ</td> <td>3,290</td> <td>4,210</td> <td>5,140</td> <td>9,460</td> </tr> <tr> <td></td> <td>6,580</td> <td>8,430</td> <td>10,280</td> <td>18,920</td> </tr> <tr> <td></td> <td>920</td> <td>1,130</td> <td>1,130</td> <td>2,460</td> </tr> <tr> <td></td> <td>1,850</td> <td>2,260</td> <td>2,260</td> <td>4,930</td> </tr> <tr> <td></td> <td>600</td> <td>600</td> <td>600</td> <td>1,800</td> </tr> <tr> <td></td> <td>600</td> <td>600</td> <td>600</td> <td>1,800</td> </tr> </tbody> </table> <p>⇒</p> <p>【2019.10.1~】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">名称</th> <th colspan="4">使用区分</th> </tr> <tr> <th>9:00~ 12:00</th> <th>12:00~ 17:00</th> <th>17:00~ 21:00</th> <th>9:00~ 21:00</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>研修室(1)(2)共通</td> <td>630</td> <td>840</td> <td>1,050</td> <td>1,990</td> </tr> <tr> <td>会議室(1)</td> <td>1,260</td> <td>1,680</td> <td>2,100</td> <td>3,980</td> </tr> <tr> <td>会議室(2)</td> <td>1,150</td> <td>1,260</td> <td>1,680</td> <td>3,040</td> </tr> <tr> <td>視聴覚室</td> <td>2,300</td> <td>2,510</td> <td>3,350</td> <td>6,080</td> </tr> <tr> <td>教養文化室</td> <td>1,050</td> <td>1,260</td> <td>1,570</td> <td>2,930</td> </tr> <tr> <td>体育室</td> <td>2,100</td> <td>2,510</td> <td>3,140</td> <td>5,870</td> </tr> <tr> <td>器具</td> <td>630</td> <td>840</td> <td>1,050</td> <td>1,990</td> </tr> <tr> <td>ビデオデッキ</td> <td>1,260</td> <td>1,680</td> <td>2,100</td> <td>3,980</td> </tr> <tr> <td>拡声装置一式</td> <td>1,050</td> <td>1,260</td> <td>1,570</td> <td>2,930</td> </tr> <tr> <td>会議等に使用</td> <td>2,100</td> <td>2,510</td> <td>3,140</td> <td>5,870</td> </tr> <tr> <td>スポーツに使用・片面につ</td> <td>3,350</td> <td>4,300</td> <td>5,240</td> <td>9,640</td> </tr> <tr> <td></td> <td>6,700</td> <td>8,590</td> <td>10,480</td> <td>19,280</td> </tr> <tr> <td></td> <td>940</td> <td>1,150</td> <td>1,150</td> <td>2,510</td> </tr> <tr> <td></td> <td>1,890</td> <td>2,300</td> <td>2,300</td> <td>5,030</td> </tr> <tr> <td></td> <td>630</td> <td>630</td> <td>630</td> <td>1,890</td> </tr> <tr> <td></td> <td>630</td> <td>630</td> <td>630</td> <td>1,890</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 料金の上段は一般料金、下段は営利を目的として使用する場合の料金とする。</p>	名称	使用区分				9:00~ 12:00	12:00~ 17:00	17:00~ 21:00	9:00~ 21:00	研修室(1)(2)共通	610	820	1,020	1,950	会議室(1)	1,230	1,640	2,050	3,900	会議室(2)	1,130	1,230	1,640	2,980	視聴覚室	2,260	2,460	3,290	5,960	教養文化室	1,020	1,230	1,540	2,880	体育室	2,050	2,460	3,080	5,760	器具	610	820	1,020	1,950	ビデオデッキ	1,230	1,640	2,050	3,900	拡声装置一式	1,020	1,230	1,540	2,880	会議等に使用	2,050	2,460	3,080	5,760	スポーツに使用・片面につ	3,290	4,210	5,140	9,460		6,580	8,430	10,280	18,920		920	1,130	1,130	2,460		1,850	2,260	2,260	4,930		600	600	600	1,800		600	600	600	1,800	名称	使用区分				9:00~ 12:00	12:00~ 17:00	17:00~ 21:00	9:00~ 21:00	研修室(1)(2)共通	630	840	1,050	1,990	会議室(1)	1,260	1,680	2,100	3,980	会議室(2)	1,150	1,260	1,680	3,040	視聴覚室	2,300	2,510	3,350	6,080	教養文化室	1,050	1,260	1,570	2,930	体育室	2,100	2,510	3,140	5,870	器具	630	840	1,050	1,990	ビデオデッキ	1,260	1,680	2,100	3,980	拡声装置一式	1,050	1,260	1,570	2,930	会議等に使用	2,100	2,510	3,140	5,870	スポーツに使用・片面につ	3,350	4,300	5,240	9,640		6,700	8,590	10,480	19,280		940	1,150	1,150	2,510		1,890	2,300	2,300	5,030		630	630	630	1,890		630	630	630	1,890
名称	使用区分																																																																																																																																																																																			
	9:00~ 12:00	12:00~ 17:00	17:00~ 21:00	9:00~ 21:00																																																																																																																																																																																
研修室(1)(2)共通	610	820	1,020	1,950																																																																																																																																																																																
会議室(1)	1,230	1,640	2,050	3,900																																																																																																																																																																																
会議室(2)	1,130	1,230	1,640	2,980																																																																																																																																																																																
視聴覚室	2,260	2,460	3,290	5,960																																																																																																																																																																																
教養文化室	1,020	1,230	1,540	2,880																																																																																																																																																																																
体育室	2,050	2,460	3,080	5,760																																																																																																																																																																																
器具	610	820	1,020	1,950																																																																																																																																																																																
ビデオデッキ	1,230	1,640	2,050	3,900																																																																																																																																																																																
拡声装置一式	1,020	1,230	1,540	2,880																																																																																																																																																																																
会議等に使用	2,050	2,460	3,080	5,760																																																																																																																																																																																
スポーツに使用・片面につ	3,290	4,210	5,140	9,460																																																																																																																																																																																
	6,580	8,430	10,280	18,920																																																																																																																																																																																
	920	1,130	1,130	2,460																																																																																																																																																																																
	1,850	2,260	2,260	4,930																																																																																																																																																																																
	600	600	600	1,800																																																																																																																																																																																
	600	600	600	1,800																																																																																																																																																																																
名称	使用区分																																																																																																																																																																																			
	9:00~ 12:00	12:00~ 17:00	17:00~ 21:00	9:00~ 21:00																																																																																																																																																																																
研修室(1)(2)共通	630	840	1,050	1,990																																																																																																																																																																																
会議室(1)	1,260	1,680	2,100	3,980																																																																																																																																																																																
会議室(2)	1,150	1,260	1,680	3,040																																																																																																																																																																																
視聴覚室	2,300	2,510	3,350	6,080																																																																																																																																																																																
教養文化室	1,050	1,260	1,570	2,930																																																																																																																																																																																
体育室	2,100	2,510	3,140	5,870																																																																																																																																																																																
器具	630	840	1,050	1,990																																																																																																																																																																																
ビデオデッキ	1,260	1,680	2,100	3,980																																																																																																																																																																																
拡声装置一式	1,050	1,260	1,570	2,930																																																																																																																																																																																
会議等に使用	2,100	2,510	3,140	5,870																																																																																																																																																																																
スポーツに使用・片面につ	3,350	4,300	5,240	9,640																																																																																																																																																																																
	6,700	8,590	10,480	19,280																																																																																																																																																																																
	940	1,150	1,150	2,510																																																																																																																																																																																
	1,890	2,300	2,300	5,030																																																																																																																																																																																
	630	630	630	1,890																																																																																																																																																																																
	630	630	630	1,890																																																																																																																																																																																
合計	43																																																																																																																																																																																			

VI 使用料・手数料等の改定資料

【単位:改定内容欄 円、その他 千円】

一般会計 (使用料)

区分	歳入影響額 (千円)	改定内容																																																																																																																																
総合福祉センター 使用料	4	<p>【尾道市福祉保健施設設置及び管理条例 (抜粋)】</p> <p>総合福祉センター使用料の改定例</p> <p>【現行】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>使用区分</th> <th>9:00 ~12:00</th> <th>12:00 ~17:00</th> <th>17:00 ~22:00</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1階会議室</td> <td>610</td> <td>1,130</td> <td>1,230</td> </tr> <tr> <td>1階集会室(和室)</td> <td>2,360</td> <td>3,800</td> <td>4,730</td> </tr> </tbody> </table> <p>⇒</p> <p>【2019.10.1~】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>使用区分</th> <th>9:00 ~12:00</th> <th>12:00 ~17:00</th> <th>17:00 ~22:00</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>630</td> <td>1,150</td> <td>1,260</td> </tr> <tr> <td></td> <td>2,410</td> <td>3,880</td> <td>4,820</td> </tr> </tbody> </table>	使用区分	9:00 ~12:00	12:00 ~17:00	17:00 ~22:00	1階会議室	610	1,130	1,230	1階集会室(和室)	2,360	3,800	4,730	使用区分	9:00 ~12:00	12:00 ~17:00	17:00 ~22:00		630	1,150	1,260		2,410	3,880	4,820																																																																																																								
使用区分	9:00 ~12:00	12:00 ~17:00	17:00 ~22:00																																																																																																																															
1階会議室	610	1,130	1,230																																																																																																																															
1階集会室(和室)	2,360	3,800	4,730																																																																																																																															
使用区分	9:00 ~12:00	12:00 ~17:00	17:00 ~22:00																																																																																																																															
	630	1,150	1,260																																																																																																																															
	2,410	3,880	4,820																																																																																																																															
総合福祉センター 使用料 (因島)	7	<p>【尾道市因島総合福祉保健センター設置及び管理条例 (抜粋)】</p> <p>因島総合福祉保健センター使用料の改定例</p> <p>【現行】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>使用区分</th> <th>9:00 ~12:00</th> <th>12:00 ~17:00</th> <th>17:00 ~21:30</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>調理実習室</td> <td>1,960</td> <td>3,260</td> <td>4,070</td> </tr> <tr> <td>和室</td> <td>1,600</td> <td>2,660</td> <td>3,320</td> </tr> </tbody> </table> <p>⇒</p> <p>【2019.10.1~】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>使用区分</th> <th>9:00 ~12:00</th> <th>12:00 ~17:00</th> <th>17:00 ~21:30</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>2,000</td> <td>3,320</td> <td>4,150</td> </tr> <tr> <td></td> <td>1,630</td> <td>2,710</td> <td>3,380</td> </tr> </tbody> </table>	使用区分	9:00 ~12:00	12:00 ~17:00	17:00 ~21:30	調理実習室	1,960	3,260	4,070	和室	1,600	2,660	3,320	使用区分	9:00 ~12:00	12:00 ~17:00	17:00 ~21:30		2,000	3,320	4,150		1,630	2,710	3,380																																																																																																								
使用区分	9:00 ~12:00	12:00 ~17:00	17:00 ~21:30																																																																																																																															
調理実習室	1,960	3,260	4,070																																																																																																																															
和室	1,600	2,660	3,320																																																																																																																															
使用区分	9:00 ~12:00	12:00 ~17:00	17:00 ~21:30																																																																																																																															
	2,000	3,320	4,150																																																																																																																															
	1,630	2,710	3,380																																																																																																																															
生きがい活動推進 センター使用料	0	<p>【尾道ふくしむら老人福祉センター設置及び管理条例 (抜粋)】</p> <p>生きがい活動推進センター使用料の改定例</p> <p>【現行】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>使用区分</th> <th>9:00 ~12:00</th> <th>12:00 ~17:00</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>集会室</td> <td>2,260</td> <td>3,800</td> </tr> <tr> <td>研修室</td> <td>1,230</td> <td>2,050</td> </tr> </tbody> </table> <p>⇒</p> <p>【2019.10.1~】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>使用区分</th> <th>9:00 ~12:00</th> <th>12:00 ~17:00</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>2,300</td> <td>3,880</td> </tr> <tr> <td></td> <td>1,260</td> <td>2,100</td> </tr> </tbody> </table>	使用区分	9:00 ~12:00	12:00 ~17:00	集会室	2,260	3,800	研修室	1,230	2,050	使用区分	9:00 ~12:00	12:00 ~17:00		2,300	3,880		1,260	2,100																																																																																																														
使用区分	9:00 ~12:00	12:00 ~17:00																																																																																																																																
集会室	2,260	3,800																																																																																																																																
研修室	1,230	2,050																																																																																																																																
使用区分	9:00 ~12:00	12:00 ~17:00																																																																																																																																
	2,300	3,880																																																																																																																																
	1,260	2,100																																																																																																																																
向島中央老人福祉 会館使用料	6	<p>【尾道市向島中央老人福祉会館設置及び管理条例 (抜粋)】</p> <p>向島中央老人福祉会館使用料の改定例</p> <p>【現行】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>使用区分 \ 使用時間</th> <th>9:00 ~17:00</th> <th>17:00 ~21:00</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>和室 (10畳)</td> <td>610</td> <td>1,020</td> </tr> <tr> <td>和室 (36畳)</td> <td>1,230</td> <td>2,050</td> </tr> <tr> <td>集会室</td> <td>2,260</td> <td>3,800</td> </tr> </tbody> </table> <p>⇒</p> <p>【2019.10.1~】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>使用区分 \ 使用時間</th> <th>9:00 ~17:00</th> <th>17:00 ~21:00</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>630</td> <td>1,050</td> </tr> <tr> <td></td> <td>1,260</td> <td>2,100</td> </tr> <tr> <td></td> <td>2,300</td> <td>3,880</td> </tr> </tbody> </table>	使用区分 \ 使用時間	9:00 ~17:00	17:00 ~21:00	和室 (10畳)	610	1,020	和室 (36畳)	1,230	2,050	集会室	2,260	3,800	使用区分 \ 使用時間	9:00 ~17:00	17:00 ~21:00		630	1,050		1,260	2,100		2,300	3,880																																																																																																								
使用区分 \ 使用時間	9:00 ~17:00	17:00 ~21:00																																																																																																																																
和室 (10畳)	610	1,020																																																																																																																																
和室 (36畳)	1,230	2,050																																																																																																																																
集会室	2,260	3,800																																																																																																																																
使用区分 \ 使用時間	9:00 ~17:00	17:00 ~21:00																																																																																																																																
	630	1,050																																																																																																																																
	1,260	2,100																																																																																																																																
	2,300	3,880																																																																																																																																
みつぎいこい会館 使用料	5	<p>【みつぎいこい会館設置及び管理条例 (抜粋)】</p> <p>1 みつぎいこい会館使用料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">時間 使用区分</th> <th colspan="2">午前</th> <th>夜間</th> <th>昼間</th> <th>昼夜間</th> <th>全日</th> </tr> <tr> <th>9~12 時</th> <th>13~ 17時</th> <th>18~ 22時</th> <th>9~17 時</th> <th>13~ 22時</th> <th>9~22 時</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>研修室 1.2 (1 室)</td> <td>円 510</td> <td>円 710</td> <td>円 920</td> <td>円 1230</td> <td>円 1640</td> <td>円 2160</td> </tr> <tr> <td>研修室3</td> <td>410</td> <td>510</td> <td>710</td> <td>1230</td> <td>1230</td> <td>1640</td> </tr> <tr> <td>和室</td> <td>410</td> <td>510</td> <td>710</td> <td>1230</td> <td>1230</td> <td>1640</td> </tr> <tr> <td>多目的 ホール</td> <td>1020</td> <td>1330</td> <td>1540</td> <td>1230</td> <td>2870</td> <td>3900</td> </tr> <tr> <td>調理 研修室</td> <td>510</td> <td>710</td> <td>920</td> <td>1230</td> <td>1640</td> <td>2160</td> </tr> </tbody> </table> <p>⇒</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>時間</th> <th>午前</th> <th>午後</th> <th>夜間</th> <th>昼間</th> <th>昼夜間</th> <th>全日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>円 520</td> <td>円 730</td> <td>円 940</td> <td>円 1260</td> <td>円 1680</td> <td>円 2200</td> </tr> <tr> <td></td> <td>420</td> <td>520</td> <td>730</td> <td>940</td> <td>1260</td> <td>1680</td> </tr> <tr> <td></td> <td>420</td> <td>520</td> <td>730</td> <td>940</td> <td>1260</td> <td>1680</td> </tr> <tr> <td></td> <td>1050</td> <td>1360</td> <td>1570</td> <td>2410</td> <td>2930</td> <td>3980</td> </tr> <tr> <td></td> <td>520</td> <td>730</td> <td>940</td> <td>1260</td> <td>1680</td> <td>2200</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 冷・暖房使用料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">室名 \ 区分</th> <th colspan="2">冷暖房使用料 (1時間当たり)</th> </tr> <tr> <th>冷房</th> <th>暖房</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>研修室1.2 (1室)</td> <td>円 100</td> <td>円 100</td> </tr> <tr> <td>研修室3</td> <td>50</td> <td>50</td> </tr> <tr> <td>和室</td> <td>100</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td>多目的ホール</td> <td>300</td> <td>300</td> </tr> <tr> <td>調理研修室</td> <td>100</td> <td>100</td> </tr> </tbody> </table> <p>⇒</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>室名 \ 区分</th> <th>冷房</th> <th>暖房</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>円 110</td> <td>円 110</td> </tr> <tr> <td></td> <td>50</td> <td>50</td> </tr> <tr> <td></td> <td>110</td> <td>110</td> </tr> <tr> <td></td> <td>310</td> <td>310</td> </tr> <tr> <td></td> <td>110</td> <td>110</td> </tr> </tbody> </table>	時間 使用区分	午前		夜間	昼間	昼夜間	全日	9~12 時	13~ 17時	18~ 22時	9~17 時	13~ 22時	9~22 時	研修室 1.2 (1 室)	円 510	円 710	円 920	円 1230	円 1640	円 2160	研修室3	410	510	710	1230	1230	1640	和室	410	510	710	1230	1230	1640	多目的 ホール	1020	1330	1540	1230	2870	3900	調理 研修室	510	710	920	1230	1640	2160	時間	午前	午後	夜間	昼間	昼夜間	全日		円 520	円 730	円 940	円 1260	円 1680	円 2200		420	520	730	940	1260	1680		420	520	730	940	1260	1680		1050	1360	1570	2410	2930	3980		520	730	940	1260	1680	2200	室名 \ 区分	冷暖房使用料 (1時間当たり)		冷房	暖房	研修室1.2 (1室)	円 100	円 100	研修室3	50	50	和室	100	100	多目的ホール	300	300	調理研修室	100	100	室名 \ 区分	冷房	暖房		円 110	円 110		50	50		110	110		310	310		110	110
時間 使用区分	午前			夜間	昼間	昼夜間	全日																																																																																																																											
	9~12 時	13~ 17時	18~ 22時	9~17 時	13~ 22時	9~22 時																																																																																																																												
研修室 1.2 (1 室)	円 510	円 710	円 920	円 1230	円 1640	円 2160																																																																																																																												
研修室3	410	510	710	1230	1230	1640																																																																																																																												
和室	410	510	710	1230	1230	1640																																																																																																																												
多目的 ホール	1020	1330	1540	1230	2870	3900																																																																																																																												
調理 研修室	510	710	920	1230	1640	2160																																																																																																																												
時間	午前	午後	夜間	昼間	昼夜間	全日																																																																																																																												
	円 520	円 730	円 940	円 1260	円 1680	円 2200																																																																																																																												
	420	520	730	940	1260	1680																																																																																																																												
	420	520	730	940	1260	1680																																																																																																																												
	1050	1360	1570	2410	2930	3980																																																																																																																												
	520	730	940	1260	1680	2200																																																																																																																												
室名 \ 区分	冷暖房使用料 (1時間当たり)																																																																																																																																	
	冷房	暖房																																																																																																																																
研修室1.2 (1室)	円 100	円 100																																																																																																																																
研修室3	50	50																																																																																																																																
和室	100	100																																																																																																																																
多目的ホール	300	300																																																																																																																																
調理研修室	100	100																																																																																																																																
室名 \ 区分	冷房	暖房																																																																																																																																
	円 110	円 110																																																																																																																																
	50	50																																																																																																																																
	110	110																																																																																																																																
	310	310																																																																																																																																
	110	110																																																																																																																																
合計	22																																																																																																																																	

VI 使用料・手数料等の改定資料

一般会計（使用料）

【単位：改定内容欄 円、その他 千円】

区分	歳入影響額 (千円)	改定内容																																																		
市民センターむかいしま文化ホール使用料	60	<p>【尾道市民センターむかいしま文化ホール設置及び管理条例（抜粋）】</p> <p>尾道市民センターむかいしま文化ホール使用料の改定例</p> <p>【現行】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>使用区分</th> <th>9:00 ~12:00</th> <th>13:00 ~17:00</th> <th>18:00 ~22:00</th> <th>全日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ホール</td> <td>7,610</td> <td>12,650</td> <td>16,450</td> <td>32,910</td> </tr> </tbody> </table> <p>※平日、入場料徴収なしの場合</p> <p>【2019.10.1~】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>使用区分</th> <th>9:00 ~12:00</th> <th>13:00 ~17:00</th> <th>18:00 ~22:00</th> <th>全日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ホール</td> <td>7,760</td> <td>12,890</td> <td>16,760</td> <td>33,530</td> </tr> </tbody> </table> <p>【尾道市民センターむかいしま文化ホール設置及び管理条例施行規則（抜粋）】</p> <p>尾道市民センターむかいしま文化ホール附属設備使用料の改定例</p> <p>【現行】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>品名</th> <th>数量</th> <th>使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平台</td> <td>1枚</td> <td>150</td> </tr> <tr> <td>指押台・指押者用踏面台</td> <td>1台</td> <td>150</td> </tr> <tr> <td>毛氈</td> <td>1枚</td> <td>200</td> </tr> <tr> <td>座布団</td> <td>1枚</td> <td>50</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1回につき</p> <p>【2019.10.1~】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>品名</th> <th>使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平台</td> <td>170</td> </tr> <tr> <td>指押台・指押者用踏面台</td> <td>170</td> </tr> <tr> <td>毛氈</td> <td>220</td> </tr> <tr> <td>座布団</td> <td>60</td> </tr> </tbody> </table>	使用区分	9:00 ~12:00	13:00 ~17:00	18:00 ~22:00	全日	ホール	7,610	12,650	16,450	32,910	使用区分	9:00 ~12:00	13:00 ~17:00	18:00 ~22:00	全日	ホール	7,760	12,890	16,760	33,530	品名	数量	使用料	平台	1枚	150	指押台・指押者用踏面台	1台	150	毛氈	1枚	200	座布団	1枚	50	品名	使用料	平台	170	指押台・指押者用踏面台	170	毛氈	220	座布団	60					
使用区分	9:00 ~12:00	13:00 ~17:00	18:00 ~22:00	全日																																																
ホール	7,610	12,650	16,450	32,910																																																
使用区分	9:00 ~12:00	13:00 ~17:00	18:00 ~22:00	全日																																																
ホール	7,760	12,890	16,760	33,530																																																
品名	数量	使用料																																																		
平台	1枚	150																																																		
指押台・指押者用踏面台	1台	150																																																		
毛氈	1枚	200																																																		
座布団	1枚	50																																																		
品名	使用料																																																			
平台	170																																																			
指押台・指押者用踏面台	170																																																			
毛氈	220																																																			
座布団	60																																																			
因島市民会館使用料	50	<p>【尾道市因島市民会館設置及び管理条例（抜粋）】</p> <p>尾道市因島市民会館使用料の改定例</p> <p>【現行】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>使用区分</th> <th>9:00 ~12:00</th> <th>13:00 ~17:00</th> <th>18:00 ~22:00</th> <th>全日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大ホール</td> <td>10,600</td> <td>21,200</td> <td>26,440</td> <td>53,020</td> </tr> </tbody> </table> <p>※平日、入場料徴収なし、市民の場合</p> <p>【2019.10.1~】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>使用区分</th> <th>9:00 ~12:00</th> <th>13:00 ~17:00</th> <th>18:00 ~22:00</th> <th>全日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大ホール</td> <td>10,800</td> <td>21,590</td> <td>26,940</td> <td>54,010</td> </tr> </tbody> </table> <p>尾道市因島市民会館附属設備使用料の改定例</p> <p>【現行】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>品名</th> <th>数量</th> <th>使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>音響反射板</td> <td>1式</td> <td>5,150</td> </tr> <tr> <td>オーケストラピット</td> <td>1式</td> <td>5,150</td> </tr> <tr> <td>所作台</td> <td>1式</td> <td>5,150</td> </tr> <tr> <td>平台</td> <td>1枚</td> <td>210</td> </tr> <tr> <td>松羽目</td> <td>1式</td> <td>520</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1回につき</p> <p>【2019.10.1~】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>品名</th> <th>使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>音響反射板</td> <td>5,400</td> </tr> <tr> <td>オーケストラピット</td> <td>5,400</td> </tr> <tr> <td>所作台</td> <td>5,400</td> </tr> <tr> <td>平台</td> <td>220</td> </tr> <tr> <td>松羽目</td> <td>550</td> </tr> </tbody> </table>	使用区分	9:00 ~12:00	13:00 ~17:00	18:00 ~22:00	全日	大ホール	10,600	21,200	26,440	53,020	使用区分	9:00 ~12:00	13:00 ~17:00	18:00 ~22:00	全日	大ホール	10,800	21,590	26,940	54,010	品名	数量	使用料	音響反射板	1式	5,150	オーケストラピット	1式	5,150	所作台	1式	5,150	平台	1枚	210	松羽目	1式	520	品名	使用料	音響反射板	5,400	オーケストラピット	5,400	所作台	5,400	平台	220	松羽目	550
使用区分	9:00 ~12:00	13:00 ~17:00	18:00 ~22:00	全日																																																
大ホール	10,600	21,200	26,440	53,020																																																
使用区分	9:00 ~12:00	13:00 ~17:00	18:00 ~22:00	全日																																																
大ホール	10,800	21,590	26,940	54,010																																																
品名	数量	使用料																																																		
音響反射板	1式	5,150																																																		
オーケストラピット	1式	5,150																																																		
所作台	1式	5,150																																																		
平台	1枚	210																																																		
松羽目	1式	520																																																		
品名	使用料																																																			
音響反射板	5,400																																																			
オーケストラピット	5,400																																																			
所作台	5,400																																																			
平台	220																																																			
松羽目	550																																																			
みつぎいきいきセンター使用料	20	<p>【尾道市みつぎいきいきセンター設置及び管理条例（抜粋）】</p> <p>【現行】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>使用料(円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>尾道市に住所を有するもの</td> <td></td> </tr> <tr> <td>1日</td> <td>200円</td> </tr> <tr> <td>1年間</td> <td>6,000円</td> </tr> <tr> <td>上記以外のもの</td> <td></td> </tr> <tr> <td>1日</td> <td>300円</td> </tr> <tr> <td>1年間</td> <td>10,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>【2019.10.1~】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>使用料(円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>尾道市に住所を有するもの</td> <td></td> </tr> <tr> <td>1日</td> <td>210円</td> </tr> <tr> <td>1年間</td> <td>6,290円</td> </tr> <tr> <td>上記以外のもの</td> <td></td> </tr> <tr> <td>1日</td> <td>310円</td> </tr> <tr> <td>1年間</td> <td>10,480円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	使用料(円)	尾道市に住所を有するもの		1日	200円	1年間	6,000円	上記以外のもの		1日	300円	1年間	10,000円	区分	使用料(円)	尾道市に住所を有するもの		1日	210円	1年間	6,290円	上記以外のもの		1日	310円	1年間	10,480円																						
区分	使用料(円)																																																			
尾道市に住所を有するもの																																																				
1日	200円																																																			
1年間	6,000円																																																			
上記以外のもの																																																				
1日	300円																																																			
1年間	10,000円																																																			
区分	使用料(円)																																																			
尾道市に住所を有するもの																																																				
1日	210円																																																			
1年間	6,290円																																																			
上記以外のもの																																																				
1日	310円																																																			
1年間	10,480円																																																			
墓園墓地使用料	48	<p>【尾道市営墓園・墓地条例（抜粋）】</p> <p>墓園墓地使用料の改定例</p> <p>【現行】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>使用区分</th> <th>使用期間</th> <th>1区画年額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>因島墓園 (管理料)</td> <td></td> <td>4,320</td> </tr> </tbody> </table> <p>【2019.10.1~】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>使用区分</th> <th>1区画年額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>因島墓園 (管理料)</td> <td>4,400</td> </tr> </tbody> </table>	使用区分	使用期間	1区画年額	因島墓園 (管理料)		4,320	使用区分	1区画年額	因島墓園 (管理料)	4,400																																								
使用区分	使用期間	1区画年額																																																		
因島墓園 (管理料)		4,320																																																		
使用区分	1区画年額																																																			
因島墓園 (管理料)	4,400																																																			
合計	178																																																			

VI 使用料・手数料等の改定資料

【単位:改定内容欄 円、その他 千円】

一般会計 (使用料)

区分	歳入影響額 (千円)	改定内容																																																																						
勤労青少年ホーム 使用料	0	<p>【尾道市勤労青少年ホーム条例 (抜粋)】</p> <p>尾道市勤労青少年ホーム使用料の改定例 【現行】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>午前 9~12時</th> <th>午後 12~17時</th> <th>夜間 17~21時</th> <th>全日 9~21時</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第一集会室</td> <td>500</td> <td>600</td> <td>600</td> <td>1,500</td> </tr> <tr> <td>第二集会室</td> <td>600</td> <td>700</td> <td>700</td> <td>1,800</td> </tr> <tr> <td>講習室1</td> <td>700</td> <td>800</td> <td>800</td> <td>2,000</td> </tr> <tr> <td>講習室2</td> <td>500</td> <td>600</td> <td>600</td> <td>1,500</td> </tr> <tr> <td>修養室</td> <td>800</td> <td>1,000</td> <td>1,000</td> <td>2,500</td> </tr> <tr> <td>料理講習室</td> <td>2,000</td> <td>2,500</td> <td>2,500</td> <td>6,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>【2019.10.1~】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>午前 9~12時</th> <th>午後 12~17時</th> <th>夜間 17~21時</th> <th>全日 9~21時</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>520</td> <td>630</td> <td>630</td> <td>1,570</td> </tr> <tr> <td></td> <td>630</td> <td>730</td> <td>730</td> <td>1,890</td> </tr> <tr> <td></td> <td>730</td> <td>840</td> <td>840</td> <td>2,100</td> </tr> <tr> <td></td> <td>520</td> <td>630</td> <td>630</td> <td>1,570</td> </tr> <tr> <td></td> <td>840</td> <td>1,050</td> <td>1,050</td> <td>2,620</td> </tr> <tr> <td></td> <td>2,100</td> <td>2,620</td> <td>2,620</td> <td>6,290</td> </tr> </tbody> </table>	区分	午前 9~12時	午後 12~17時	夜間 17~21時	全日 9~21時	第一集会室	500	600	600	1,500	第二集会室	600	700	700	1,800	講習室1	700	800	800	2,000	講習室2	500	600	600	1,500	修養室	800	1,000	1,000	2,500	料理講習室	2,000	2,500	2,500	6,000	区分	午前 9~12時	午後 12~17時	夜間 17~21時	全日 9~21時		520	630	630	1,570		630	730	730	1,890		730	840	840	2,100		520	630	630	1,570		840	1,050	1,050	2,620		2,100	2,620	2,620	6,290
区分	午前 9~12時	午後 12~17時	夜間 17~21時	全日 9~21時																																																																				
第一集会室	500	600	600	1,500																																																																				
第二集会室	600	700	700	1,800																																																																				
講習室1	700	800	800	2,000																																																																				
講習室2	500	600	600	1,500																																																																				
修養室	800	1,000	1,000	2,500																																																																				
料理講習室	2,000	2,500	2,500	6,000																																																																				
区分	午前 9~12時	午後 12~17時	夜間 17~21時	全日 9~21時																																																																				
	520	630	630	1,570																																																																				
	630	730	730	1,890																																																																				
	730	840	840	2,100																																																																				
	520	630	630	1,570																																																																				
	840	1,050	1,050	2,620																																																																				
	2,100	2,620	2,620	6,290																																																																				
尾道市勤労者体育 センター使用料	50	<p>【尾道市勤労者体育センター設置及び管理条例 (抜粋)】</p> <p>尾道市勤労者体育センター使用料の改定例 【現行】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>使用料 (1時間)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>体育室全面</td> <td>800</td> </tr> <tr> <td>体育室半面</td> <td>400</td> </tr> <tr> <td>小体育室</td> <td>250</td> </tr> </tbody> </table> <p>【2019.10.1~】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>使用料 (1時間)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>840</td> </tr> <tr> <td></td> <td>420</td> </tr> <tr> <td></td> <td>260</td> </tr> </tbody> </table>	区分	使用料 (1時間)	体育室全面	800	体育室半面	400	小体育室	250	区分	使用料 (1時間)		840		420		260																																																						
区分	使用料 (1時間)																																																																							
体育室全面	800																																																																							
体育室半面	400																																																																							
小体育室	250																																																																							
区分	使用料 (1時間)																																																																							
	840																																																																							
	420																																																																							
	260																																																																							
千光寺公園グラウ ンド使用料	10	<p>【千光寺公園条例 (抜粋)】</p> <p>千光寺公園グラウンド使用料の改定例 【現行】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>使用時間</th> <th>3時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>千光寺公園グラ ウンドの占有使用</td> <td>1,020</td> </tr> </tbody> </table> <p>【2019.10.1~】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>使用時間</th> <th>3時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>1,040</td> </tr> </tbody> </table>	使用時間	3時間	千光寺公園グラ ウンドの占有使用	1,020	使用時間	3時間		1,040																																																														
使用時間	3時間																																																																							
千光寺公園グラ ウンドの占有使用	1,020																																																																							
使用時間	3時間																																																																							
	1,040																																																																							
農村環境改善セン ター施設使用料	12	<p>【尾道市農村環境改善センター設置及び管理条例 (抜粋)】</p> <p>農村環境改善センター施設使用料の改定例 【現行】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>使用時間</th> <th>9:00 ~12:00</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>多目的ホール (スポーツ使用)</td> <td>1,330</td> </tr> </tbody> </table> <p>【2019.10.1~】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>使用時間</th> <th>9:00 ~12:00</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>1,360</td> </tr> </tbody> </table>	使用時間	9:00 ~12:00	多目的ホール (スポーツ使用)	1,330	使用時間	9:00 ~12:00		1,360																																																														
使用時間	9:00 ~12:00																																																																							
多目的ホール (スポーツ使用)	1,330																																																																							
使用時間	9:00 ~12:00																																																																							
	1,360																																																																							
市民農園使用料	3	<p>【尾道市市民農園設置及び管理条例 (抜粋)】</p> <p>市民農園使用料の改定例 【現行】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>市民農園</th> <th>1区画年額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>使用料</td> <td>2,500</td> </tr> </tbody> </table> <p>【2019.10.1~】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>市民農園</th> <th>1区画年額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>2,550</td> </tr> </tbody> </table>	市民農園	1区画年額	使用料	2,500	市民農園	1区画年額		2,550																																																														
市民農園	1区画年額																																																																							
使用料	2,500																																																																							
市民農園	1区画年額																																																																							
	2,550																																																																							
合計	75																																																																							

VI 使用料・手数料等の改定資料

【単位：改定内容欄 円、その他 千円】

一般会計（使用料）

区分	歳入影響額 (千円)	改定内容														
因島フラワーセンター使用料	0	<p>【因島フラワーセンター設置及び管理条例（抜粋）】</p> <p>因島フラワーセンター使用料の改定例</p> <p>【現行】</p> <table border="1"> <tr> <td>使用時間</td> <td>9:00 ~17:00</td> </tr> <tr> <td>芝生広場</td> <td>10,800</td> </tr> </table> <p>⇒</p> <table border="1"> <tr> <td colspan="2">【2019.10.1~】</td> </tr> <tr> <td>使用時間</td> <td>9:00 ~17:00</td> </tr> <tr> <td>芝生広場</td> <td>11,000</td> </tr> </table>	使用時間	9:00 ~17:00	芝生広場	10,800	【2019.10.1~】		使用時間	9:00 ~17:00	芝生広場	11,000				
使用時間	9:00 ~17:00															
芝生広場	10,800															
【2019.10.1~】																
使用時間	9:00 ~17:00															
芝生広場	11,000															
奥山ダムかんがい施設使用料	0	<p>【尾道市奥山ダム畑地かんがい施設設置及び管理条例（抜粋）】</p> <p>奥山ダムかんがい施設使用料の改定例</p> <p>【現行】</p> <table border="1"> <tr> <td>使用区分</td> <td>年額</td> </tr> <tr> <td>かんがい施設を使用する農地面積1,000平方メートルにつき</td> <td>4,000</td> </tr> </table> <p>⇒</p> <table border="1"> <tr> <td colspan="2">【2019.10.1~】</td> </tr> <tr> <td>年額</td> <td>4,070</td> </tr> </table>	使用区分	年額	かんがい施設を使用する農地面積1,000平方メートルにつき	4,000	【2019.10.1~】		年額	4,070						
使用区分	年額															
かんがい施設を使用する農地面積1,000平方メートルにつき	4,000															
【2019.10.1~】																
年額	4,070															
公園土地使用料	4	<p>【千光寺公園条例（抜粋）】</p> <p>公園土地使用料の改定例</p> <p>【現行】</p> <table border="1"> <tr> <td>使用期間</td> <td>1日につき（3.3平方メートル当たり）</td> </tr> <tr> <td>使用行為</td> <td>露店、行商、募金その他これに類する行為</td> </tr> <tr> <td></td> <td>330</td> </tr> </table> <p>⇒</p> <table border="1"> <tr> <td colspan="2">【2019.10.1~】</td> </tr> <tr> <td>使用期間</td> <td>1日につき（3.3平方メートル当たり）</td> </tr> <tr> <td>使用行為</td> <td>露店、行商、募金その他これに類する行為</td> </tr> <tr> <td></td> <td>350</td> </tr> </table>	使用期間	1日につき（3.3平方メートル当たり）	使用行為	露店、行商、募金その他これに類する行為		330	【2019.10.1~】		使用期間	1日につき（3.3平方メートル当たり）	使用行為	露店、行商、募金その他これに類する行為		350
使用期間	1日につき（3.3平方メートル当たり）															
使用行為	露店、行商、募金その他これに類する行為															
	330															
【2019.10.1~】																
使用期間	1日につき（3.3平方メートル当たり）															
使用行為	露店、行商、募金その他これに類する行為															
	350															
展望台使用料	0	<p>【千光寺公園条例（抜粋）】</p> <p>展望台使用料の改定例</p> <p>【現行】</p> <table border="1"> <tr> <td>使用期間</td> <td>月額</td> </tr> <tr> <td>使用区分</td> <td>展望台付食堂</td> </tr> <tr> <td></td> <td>15,420以上</td> </tr> </table> <p>⇒</p> <table border="1"> <tr> <td colspan="2">【2019.10.1~】</td> </tr> <tr> <td>月額</td> <td>15,710以上</td> </tr> </table> <p>※ 現在入っているグリル展望は月額45千円を支払っている。</p>	使用期間	月額	使用区分	展望台付食堂		15,420以上	【2019.10.1~】		月額	15,710以上				
使用期間	月額															
使用区分	展望台付食堂															
	15,420以上															
【2019.10.1~】																
月額	15,710以上															
合計	4															

VI 使用料・手数料等の改定資料

【単位:改定内容欄 円、その他 千円】

一般会計 (使用料)

区分	歳入影響額 (千円)	改定内容														
千光寺公園多目的 展示場使用料	1	<p>【千光寺公園条例 (抜粋)】</p> <p>千光寺公園多目的展示場使用料の改定例 【現行】</p> <table border="1"> <tr> <td>使用期間</td> <td>1ヶ月につき</td> </tr> <tr> <td>千光寺公園多目的 展示場</td> <td>75,080</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">⇒</p> <table border="1"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">【2019.10.1~】</td> </tr> <tr> <td>使用期間</td> <td>1ヶ月につき</td> </tr> <tr> <td></td> <td>76,480</td> </tr> </table>	使用期間	1ヶ月につき	千光寺公園多目的 展示場	75,080	【2019.10.1~】		使用期間	1ヶ月につき		76,480				
使用期間	1ヶ月につき															
千光寺公園多目的 展示場	75,080															
【2019.10.1~】																
使用期間	1ヶ月につき															
	76,480															
長江口観光バス駐 車場使用料	0	<p>【尾道市長江口観光バス駐車場設置及び管理条例 (抜粋)】</p> <p>長江口観光バス駐車場使用料の改定例 【現行】</p> <table border="1"> <tr> <td>使用時間</td> <td>8:30 ~17:00</td> </tr> <tr> <td>観光バス (乗車定 員29人超)</td> <td>2,000</td> </tr> <tr> <td>観光バス (乗車定 員29人以下)</td> <td>1,500</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">⇒</p> <table border="1"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">【2019.10.1~】</td> </tr> <tr> <td>使用時間</td> <td>8:30 ~17:00</td> </tr> <tr> <td></td> <td>2,040</td> </tr> <tr> <td></td> <td>1,530</td> </tr> </table> <p>※ 30分まで無料</p>	使用時間	8:30 ~17:00	観光バス (乗車定 員29人超)	2,000	観光バス (乗車定 員29人以下)	1,500	【2019.10.1~】		使用時間	8:30 ~17:00		2,040		1,530
使用時間	8:30 ~17:00															
観光バス (乗車定 員29人超)	2,000															
観光バス (乗車定 員29人以下)	1,500															
【2019.10.1~】																
使用時間	8:30 ~17:00															
	2,040															
	1,530															
尾道商業会議所記 念館使用料	0	<p>【尾道商業会議所記念館設置及び管理条例 (抜粋)】</p> <p>尾道商業会議所記念館使用料の改定例 【現行】</p> <table border="1"> <tr> <td>使用時間</td> <td>10:00 ~12:00</td> </tr> <tr> <td>議場 (入場料有料)</td> <td>3,080</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">⇒</p> <table border="1"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">【2019.10.1~】</td> </tr> <tr> <td>使用時間</td> <td>10:00 ~12:00</td> </tr> <tr> <td></td> <td>3,140</td> </tr> </table>	使用時間	10:00 ~12:00	議場 (入場料有料)	3,080	【2019.10.1~】		使用時間	10:00 ~12:00		3,140				
使用時間	10:00 ~12:00															
議場 (入場料有料)	3,080															
【2019.10.1~】																
使用時間	10:00 ~12:00															
	3,140															
因島レストハウス 使用料	0	<p>【尾道市因島レストハウス条例 (抜粋)】</p> <p>因島レストハウス使用料の改訂例 【現行】</p> <table border="1"> <tr> <td>年額使用料</td> <td>57万円</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">⇒</p> <table border="1"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">【2019.10.1~】</td> </tr> <tr> <td></td> <td>58万560円</td> </tr> </table>	年額使用料	57万円	【2019.10.1~】			58万560円								
年額使用料	57万円															
【2019.10.1~】																
	58万560円															
因島野外ステージ 使用料	0	<p>【尾道市因島屋外ステージ設置及び管理条例 (抜粋)】</p> <p>因島野外ステージ使用料の改定例 【現行】</p> <table border="1"> <tr> <td>使用時間</td> <td>4時間以内</td> </tr> <tr> <td>入場料無料</td> <td>2,050</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">⇒</p> <table border="1"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">【2019.10.1~】</td> </tr> <tr> <td>使用時間</td> <td>4時間以内</td> </tr> <tr> <td></td> <td>2,090</td> </tr> </table>	使用時間	4時間以内	入場料無料	2,050	【2019.10.1~】		使用時間	4時間以内		2,090				
使用時間	4時間以内															
入場料無料	2,050															
【2019.10.1~】																
使用時間	4時間以内															
	2,090															
因島アメニティ公 園使用料	0	<p>【因島アメニティ公園条例 (抜粋)】</p> <p>因島アメニティ公園使用料の改定例 【現行】</p> <table border="1"> <tr> <td>使用時間</td> <td>4時間を超え 8時間以内</td> </tr> <tr> <td>交流室</td> <td>820</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">⇒</p> <table border="1"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">【2019.10.1~】</td> </tr> <tr> <td>使用時間</td> <td>4時間を超え 8時間以内</td> </tr> <tr> <td></td> <td>840</td> </tr> </table>	使用時間	4時間を超え 8時間以内	交流室	820	【2019.10.1~】		使用時間	4時間を超え 8時間以内		840				
使用時間	4時間を超え 8時間以内															
交流室	820															
【2019.10.1~】																
使用時間	4時間を超え 8時間以内															
	840															
合計	1															

VI 使用料・手数料等の改定資料

一般会計（使用料）

【単位：改定内容欄 円、その他 千円】

区分	歳入影響額(千円)	改定内容																									
向島町立花自然活用村使用料	1	<p>【尾道市向島町立花自然活用村施設設置及び管理運営条例（抜粋）】</p> <p>向島町立花自然活用村使用料の改定例</p> <p>【現行】</p> <table border="1"> <tr> <td>使用時間</td> <td>全日</td> </tr> <tr> <td>使用区分</td> <td>伝習室</td> </tr> <tr> <td></td> <td>5,400</td> </tr> </table> <p>⇒</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td>全日</td> </tr> <tr> <td></td> <td>5,500</td> </tr> </table> <p>【2019.10.1～】</p>	使用時間	全日	使用区分	伝習室		5,400		全日		5,500															
使用時間	全日																										
使用区分	伝習室																										
	5,400																										
	全日																										
	5,500																										
千光寺公園南斜面専用駐車場使用料	4	<p>【尾道市千光寺公園南斜面専用駐車場設置及び管理条例（抜粋）】</p> <p>千光寺公園南斜面専用駐車場使用料の改定例</p> <p>【現行】</p> <table border="1"> <tr> <td>使用期間</td> <td>月額</td> </tr> <tr> <td>使用区分</td> <td>1区画</td> </tr> <tr> <td></td> <td>5,180</td> </tr> </table> <p>⇒</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td>月額</td> </tr> <tr> <td></td> <td>5,280</td> </tr> </table> <p>【2019.10.1～】</p>	使用期間	月額	使用区分	1区画		5,180		月額		5,280															
使用期間	月額																										
使用区分	1区画																										
	5,180																										
	月額																										
	5,280																										
港湾使用料	70	<p>【港湾使用料の改定例】</p> <p>【現行】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>港湾施設</th> <th>種類</th> <th>種別</th> <th>単位</th> <th>使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>荷さばき施設</td> <td>上屋</td> <td>使用料</td> <td>1㎡1日までごとに</td> <td>18.79</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">係留施設</td> <td rowspan="2">栈橋・浮栈橋</td> <td rowspan="2">係船料</td> <td>係留1回総トン数1トンにつき12時間まで</td> <td>外航船舶を除く船舶 1.71</td> </tr> <tr> <td>係留1回総トン数1トンにつき12時間を超える場合24時間までごとに</td> <td>外航船舶を除く船舶 2.29</td> </tr> </tbody> </table> <p>⇒</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">【2019.10.1～】</th> </tr> <tr> <th>使用料</th> <th>使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>19.13</td> <td>1.74</td> </tr> <tr> <td>2.33</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	港湾施設	種類	種別	単位	使用料	荷さばき施設	上屋	使用料	1㎡1日までごとに	18.79	係留施設	栈橋・浮栈橋	係船料	係留1回総トン数1トンにつき12時間まで	外航船舶を除く船舶 1.71	係留1回総トン数1トンにつき12時間を超える場合24時間までごとに	外航船舶を除く船舶 2.29	【2019.10.1～】		使用料	使用料	19.13	1.74	2.33	
港湾施設	種類	種別	単位	使用料																							
荷さばき施設	上屋	使用料	1㎡1日までごとに	18.79																							
係留施設	栈橋・浮栈橋	係船料	係留1回総トン数1トンにつき12時間まで	外航船舶を除く船舶 1.71																							
			係留1回総トン数1トンにつき12時間を超える場合24時間までごとに	外航船舶を除く船舶 2.29																							
【2019.10.1～】																											
使用料	使用料																										
19.13	1.74																										
2.33																											
映画資料館使用料	260	<p>【おのみち映画資料館設置及び管理条例（抜粋）】</p> <p>おのみち映画資料館入館料の改定例</p> <p>【現行】</p> <table border="1"> <tr> <th colspan="2">一人あたりの入館料</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>大人</th> <th>団体</th> </tr> <tr> <td>500円</td> <td>400円</td> <td>(1) 大人とは、中学生を除く15歳以上の者をいう。 (2) 団体とは、20人以上で入館する場合をいう。</td> </tr> </table> <p>⇒</p> <table border="1"> <tr> <th colspan="2">【2019.10.1～】</th> </tr> <tr> <th colspan="2">一人あたりの入館料</th> </tr> <tr> <th>大人</th> <th>団体</th> </tr> <tr> <td>520円</td> <td>420円</td> </tr> </table>	一人あたりの入館料		備考	大人	団体	500円	400円	(1) 大人とは、中学生を除く15歳以上の者をいう。 (2) 団体とは、20人以上で入館する場合をいう。	【2019.10.1～】		一人あたりの入館料		大人	団体	520円	420円									
一人あたりの入館料		備考																									
大人	団体																										
500円	400円	(1) 大人とは、中学生を除く15歳以上の者をいう。 (2) 団体とは、20人以上で入館する場合をいう。																									
【2019.10.1～】																											
一人あたりの入館料																											
大人	団体																										
520円	420円																										
おのみち文学の館使用料	70	<p>【おのみち文学の館設置及び管理条例（抜粋）】</p> <p>おのみち文学の館入館料の改定例</p> <p>【現行】</p> <table border="1"> <tr> <th rowspan="2">入館区分</th> <th colspan="2">一人当たりの入館料</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>大人</th> <th>団体</th> </tr> <tr> <td>文学の館 (文学記念室、志賀直哉旧居及び中村憲吉旧居)</td> <td>300円</td> <td>240円</td> <td>(1) 大人とは、中学生を除く15歳以上の者 (2) 団体とは、20人以上で入館する場合</td> </tr> </table> <p>⇒</p> <table border="1"> <tr> <th colspan="2">【2019.10.1～】</th> </tr> <tr> <th colspan="2">一人当たりの入館料</th> </tr> <tr> <th>大人</th> <th>団体</th> </tr> <tr> <td>310円</td> <td>250円</td> </tr> </table>	入館区分	一人当たりの入館料		備考	大人	団体	文学の館 (文学記念室、志賀直哉旧居及び中村憲吉旧居)	300円	240円	(1) 大人とは、中学生を除く15歳以上の者 (2) 団体とは、20人以上で入館する場合	【2019.10.1～】		一人当たりの入館料		大人	団体	310円	250円							
入館区分	一人当たりの入館料			備考																							
	大人	団体																									
文学の館 (文学記念室、志賀直哉旧居及び中村憲吉旧居)	300円	240円	(1) 大人とは、中学生を除く15歳以上の者 (2) 団体とは、20人以上で入館する場合																								
【2019.10.1～】																											
一人当たりの入館料																											
大人	団体																										
310円	250円																										
合計	405																										

VI 使用料・手数料等の改定資料

【単位:改定内容欄 円、その他 千円】

一般会計 (使用料)

区分	歳入影響額 (千円)	改定内容																																																			
美術館使用料 (尾道市立美術館 観覧料)	13	<p>【尾道市立美術館設置及び管理条例 (抜粋)】</p> <p>尾道市立美術館観覧料の改定例 【現行】 [2019.10.1~]</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>観覧料</th> <th>観覧料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">個人</td> <td>大人</td> <td>300</td> </tr> <tr> <td>高校生</td> <td>200</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>310</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>210</td> </tr> </tbody> </table> <p>尾道市立美術館施設使用料の改定例 【現行】 [2019.10.1~]</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>9:00 ~12:00</th> <th>13:00 ~17:00</th> <th>9:00 ~17:00</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>集合ロビー</td> <td>1,020</td> <td>1,230</td> <td>2,250</td> </tr> <tr> <td></td> <td>1,040</td> <td>1,250</td> <td>2,290</td> </tr> </tbody> </table>	区分	観覧料	観覧料	個人	大人	300	高校生	200			310			210	区分	9:00 ~12:00	13:00 ~17:00	9:00 ~17:00	集合ロビー	1,020	1,230	2,250		1,040	1,250	2,290																									
区分	観覧料	観覧料																																																			
個人	大人	300																																																			
	高校生	200																																																			
		310																																																			
		210																																																			
区分	9:00 ~12:00	13:00 ~17:00	9:00 ~17:00																																																		
集合ロビー	1,020	1,230	2,250																																																		
	1,040	1,250	2,290																																																		
美術館使用料 (圓鞆勝三彫刻美 術館入館料)	23	<p>【尾道市立圓鞆勝三彫刻記念公園設置及び管理条例 (抜粋)】</p> <p>圓鞆勝三彫刻美術館入館料の改定例 【現行】 [2019.10.1~]</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>入館料</th> <th>観覧料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">個人</td> <td>大人</td> <td>400</td> </tr> <tr> <td>高校生</td> <td>300</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>420</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>310</td> </tr> </tbody> </table> <p>創作棟使用料の改定例 【現行】 [2019.10.1~]</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>使用区分</th> <th>9:00 ~12:00</th> <th>13:00 ~17:00</th> <th>18:00 ~22:00</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>創作室</td> <td>370</td> <td>490</td> <td>750</td> </tr> <tr> <td></td> <td>380</td> <td>500</td> <td>760</td> </tr> </tbody> </table> <p>※市民の場合</p>	区分	入館料	観覧料	個人	大人	400	高校生	300			420			310	使用区分	9:00 ~12:00	13:00 ~17:00	18:00 ~22:00	創作室	370	490	750		380	500	760																									
区分	入館料	観覧料																																																			
個人	大人	400																																																			
	高校生	300																																																			
		420																																																			
		310																																																			
使用区分	9:00 ~12:00	13:00 ~17:00	18:00 ~22:00																																																		
創作室	370	490	750																																																		
	380	500	760																																																		
夜間照明施設使用 料	91	<p>【尾道市立市民スポーツ広場設置及び管理条例 (抜粋)】</p> <p>夜間照明施設使用料の改定例 【現行】 [2019.10.1~]</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>使用料</th> <th>使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>江奥市民スポーツ広場</td> <td>1回につき2時間まで 1,200</td> <td>1時間につき 630</td> </tr> <tr> <td>立花市民スポーツ広場</td> <td>1回につき2時間まで 1,200</td> <td>1時間につき 630</td> </tr> <tr> <td>田熊市民スポーツ広場</td> <td>1時間につき 900</td> <td>1時間につき 940</td> </tr> <tr> <td>椋浦市民スポーツ広場</td> <td>1時間につき 300</td> <td>1時間につき 310</td> </tr> <tr> <td>鏡浦市民スポーツ広場</td> <td>1時間につき 300</td> <td>1時間につき 310</td> </tr> </tbody> </table> <p>体育館使用料の改定例 【現行】 [2019.10.1~]</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">名称</th> <th colspan="2">使用料</th> <th colspan="2">使用料</th> </tr> <tr> <th>1回につき 2時間まで</th> <th>超過時間1 時間につ き</th> <th>1回につき 2時間まで</th> <th>超過時間1 時間につ き</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>田熊市民スポーツ広場</td> <td>400</td> <td>200</td> <td>420</td> <td>210</td> </tr> <tr> <td>田熊西市民スポーツ広場</td> <td>600</td> <td>300</td> <td>630</td> <td>320</td> </tr> </tbody> </table> <p>多目的芝広場 (新設)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">名称</th> <th colspan="4">利用時間</th> </tr> <tr> <th>8:00~ 12:00</th> <th>13:00~ 17:00</th> <th>8:00~ 17:00</th> <th>超過時間 (1 時間につき)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>生口市民スポーツ広場</td> <td>1,570</td> <td>1,570</td> <td>2,880</td> <td>530</td> </tr> </tbody> </table>	名称	使用料	使用料	江奥市民スポーツ広場	1回につき2時間まで 1,200	1時間につき 630	立花市民スポーツ広場	1回につき2時間まで 1,200	1時間につき 630	田熊市民スポーツ広場	1時間につき 900	1時間につき 940	椋浦市民スポーツ広場	1時間につき 300	1時間につき 310	鏡浦市民スポーツ広場	1時間につき 300	1時間につき 310	名称	使用料		使用料		1回につき 2時間まで	超過時間1 時間につ き	1回につき 2時間まで	超過時間1 時間につ き	田熊市民スポーツ広場	400	200	420	210	田熊西市民スポーツ広場	600	300	630	320	名称	利用時間				8:00~ 12:00	13:00~ 17:00	8:00~ 17:00	超過時間 (1 時間につき)	生口市民スポーツ広場	1,570	1,570	2,880	530
名称	使用料	使用料																																																			
江奥市民スポーツ広場	1回につき2時間まで 1,200	1時間につき 630																																																			
立花市民スポーツ広場	1回につき2時間まで 1,200	1時間につき 630																																																			
田熊市民スポーツ広場	1時間につき 900	1時間につき 940																																																			
椋浦市民スポーツ広場	1時間につき 300	1時間につき 310																																																			
鏡浦市民スポーツ広場	1時間につき 300	1時間につき 310																																																			
名称	使用料		使用料																																																		
	1回につき 2時間まで	超過時間1 時間につ き	1回につき 2時間まで	超過時間1 時間につ き																																																	
田熊市民スポーツ広場	400	200	420	210																																																	
田熊西市民スポーツ広場	600	300	630	320																																																	
名称	利用時間																																																				
	8:00~ 12:00	13:00~ 17:00	8:00~ 17:00	超過時間 (1 時間につき)																																																	
生口市民スポーツ広場	1,570	1,570	2,880	530																																																	
合計	127																																																				

VI 使用料・手数料等の改定資料

【単位:改定内容欄 円、その他 千円】

一般会計 (使用料)

区分	歳入影響額(千円)	改定内容																												
テニスコート使用料	3	<p>【尾道市立学校施設等使用条例 (抜粋)】</p> <p>夜間照明施設使用料の改定例</p> <p>【現行】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>地区</th> <th>施設名</th> <th>使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="12">尾道</td> <td>山波小学校</td> <td rowspan="6">1回につき2時間まで 2,400</td> </tr> <tr> <td>西藤小学校</td> </tr> <tr> <td>栗原北小学校</td> </tr> <tr> <td>栗原中学校</td> </tr> <tr> <td>浦崎中学校</td> </tr> <tr> <td>高須小学校</td> </tr> <tr> <td>久保中学校</td> <td rowspan="6">1回につき2時間まで 1,800</td> </tr> <tr> <td>吉和中学校</td> </tr> <tr> <td>日比崎中学校</td> </tr> <tr> <td>美木中学校</td> </tr> <tr> <td>旧原田中学校</td> </tr> <tr> <td>長江中学校</td> </tr> <tr> <td>木ノ庄東幼稚園</td> <td>1回につき2時間まで 1,200</td> </tr> </tbody> </table> <p>→</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">【2019.10.1~】</th> </tr> <tr> <th>地区</th> <th>使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">尾道</td> <td rowspan="6">2,520</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">1,880</td> </tr> <tr> <td>1,260</td> </tr> </tbody> </table>	地区	施設名	使用料	尾道	山波小学校	1回につき2時間まで 2,400	西藤小学校	栗原北小学校	栗原中学校	浦崎中学校	高須小学校	久保中学校	1回につき2時間まで 1,800	吉和中学校	日比崎中学校	美木中学校	旧原田中学校	長江中学校	木ノ庄東幼稚園	1回につき2時間まで 1,200	【2019.10.1~】		地区	使用料	尾道	2,520	1,880	1,260
		地区	施設名	使用料																										
		尾道	山波小学校	1回につき2時間まで 2,400																										
西藤小学校																														
栗原北小学校																														
栗原中学校																														
浦崎中学校																														
高須小学校																														
久保中学校	1回につき2時間まで 1,800																													
吉和中学校																														
日比崎中学校																														
美木中学校																														
旧原田中学校																														
長江中学校																														
木ノ庄東幼稚園	1回につき2時間まで 1,200																													
【2019.10.1~】																														
地区	使用料																													
尾道	2,520																													
		1,880																												
			1,260																											
			<p>【尾道市テニスコート設置及び管理条例 (抜粋)】</p> <p>テニスコート使用料の改定例</p> <p>【現行】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設名</th> <th>使用区分</th> <th>使用時間</th> <th>使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>新高山テニスコート</td> <td>コート1面当たり</td> <td>午前9時~午後5時 又は午後1時~9時</td> <td>1,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>→</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">【2019.10.1~】</th> </tr> <tr> <th>施設名</th> <th>使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>新高山テニスコート</td> <td>1,050</td> </tr> </tbody> </table>	施設名	使用区分	使用時間	使用料	新高山テニスコート	コート1面当たり	午前9時~午後5時 又は午後1時~9時	1,000	【2019.10.1~】		施設名	使用料	新高山テニスコート	1,050													
			施設名	使用区分	使用時間	使用料																								
			新高山テニスコート	コート1面当たり	午前9時~午後5時 又は午後1時~9時	1,000																								
【2019.10.1~】																														
施設名	使用料																													
新高山テニスコート	1,050																													
学校施設使用料	137	<p>【尾道市立学校施設等使用条例 (抜粋)】</p> <p>別表 (第6条関係)</p> <p>【現行】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">地区</th> <th rowspan="2">施設名</th> <th colspan="2">使用料</th> </tr> <tr> <th>1回につき2時間まで</th> <th>超過時間1時間につき</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="12">尾道</td> <td>栗原小 吉和小 日比崎小 久保中 長江中 栗原中 吉和中 日比崎中 美木中</td> <td>600円</td> <td>300円</td> </tr> <tr> <td>久保小 長江小 土堂小 山波小 三成小 美木原小 高須小 西藤小 百島小 浦崎小 栗原北小 高西中 浦崎中 木ノ庄東幼 旧木ノ庄西小 旧原田中</td> <td>400円</td> <td>200円</td> </tr> </tbody> </table> <p>→</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">【2019.10.1~】</th> </tr> <tr> <th>地区</th> <th>施設名</th> <th>1回につき2時間まで</th> <th>超過時間1時間につき</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">尾道</td> <td>栗原小 吉和小 日比崎小 久保中 長江中 栗原中 吉和中 日比崎中 美木中</td> <td>630円</td> <td>320円</td> </tr> <tr> <td>久保小 長江小 土堂小 山波小 三成小 美木原小 高須小 西藤小 百島小 浦崎小 栗原北小 高西中 浦崎中 木ノ庄東幼 旧木ノ庄西小 旧原田中</td> <td>420円</td> <td>210円</td> </tr> </tbody> </table>	地区	施設名	使用料		1回につき2時間まで	超過時間1時間につき	尾道	栗原小 吉和小 日比崎小 久保中 長江中 栗原中 吉和中 日比崎中 美木中	600円	300円	久保小 長江小 土堂小 山波小 三成小 美木原小 高須小 西藤小 百島小 浦崎小 栗原北小 高西中 浦崎中 木ノ庄東幼 旧木ノ庄西小 旧原田中	400円	200円	【2019.10.1~】		地区	施設名	1回につき2時間まで	超過時間1時間につき	尾道	栗原小 吉和小 日比崎小 久保中 長江中 栗原中 吉和中 日比崎中 美木中	630円	320円	久保小 長江小 土堂小 山波小 三成小 美木原小 高須小 西藤小 百島小 浦崎小 栗原北小 高西中 浦崎中 木ノ庄東幼 旧木ノ庄西小 旧原田中	420円	210円		
地区	施設名	使用料																												
		1回につき2時間まで	超過時間1時間につき																											
尾道	栗原小 吉和小 日比崎小 久保中 長江中 栗原中 吉和中 日比崎中 美木中	600円	300円																											
	久保小 長江小 土堂小 山波小 三成小 美木原小 高須小 西藤小 百島小 浦崎小 栗原北小 高西中 浦崎中 木ノ庄東幼 旧木ノ庄西小 旧原田中	400円	200円																											
	【2019.10.1~】																													
	地区	施設名	1回につき2時間まで	超過時間1時間につき																										
	尾道	栗原小 吉和小 日比崎小 久保中 長江中 栗原中 吉和中 日比崎中 美木中	630円	320円																										
		久保小 長江小 土堂小 山波小 三成小 美木原小 高須小 西藤小 百島小 浦崎小 栗原北小 高西中 浦崎中 木ノ庄東幼 旧木ノ庄西小 旧原田中	420円	210円																										
	合計	140																												

VI 使用料・手数料等の改定資料

【単位:改定内容欄 円、その他 千円】

一般会計 (使用料)

区分	歳入影響額 (千円)	改定内容																																																						
生涯学習センター 使用料	2	<p>【おのみち生涯学習センター設置及び管理条例 (抜粋)】</p> <p>おのみち生涯学習センター使用料の改定例</p> <p>【現行】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">区分</th> <th colspan="3">使用区分及び使用料</th> <th rowspan="3">使用時間</th> </tr> <tr> <th>午前の部</th> <th>午後の部</th> <th>夜間の部</th> </tr> <tr> <th>9時～12時</th> <th>12時～17時</th> <th>17時～21時</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>研修室1</td> <td>300</td> <td>500</td> <td>400</td> <td rowspan="3">9時～21時まで</td> </tr> <tr> <td>研修室2</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>研修室3</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>【2019.10.1～】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">区分</th> <th colspan="3">使用区分及び使用料</th> <th rowspan="3">使用時間</th> </tr> <tr> <th>午前の部</th> <th>午後の部</th> <th>夜間の部</th> </tr> <tr> <th>9時～12時</th> <th>12時～17時</th> <th>17時～21時</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>研修室1</td> <td>310</td> <td>520</td> <td>420</td> <td rowspan="3">9時～21時まで</td> </tr> <tr> <td>研修室2</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>研修室3</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区分	使用区分及び使用料			使用時間	午前の部	午後の部	夜間の部	9時～12時	12時～17時	17時～21時	研修室1	300	500	400	9時～21時まで	研修室2				研修室3				区分	使用区分及び使用料			使用時間	午前の部	午後の部	夜間の部	9時～12時	12時～17時	17時～21時	研修室1	310	520	420	9時～21時まで	研修室2				研修室3									
区分	使用区分及び使用料			使用時間																																																				
	午前の部	午後の部			夜間の部																																																			
	9時～12時	12時～17時	17時～21時																																																					
研修室1	300	500	400	9時～21時まで																																																				
研修室2																																																								
研修室3																																																								
区分	使用区分及び使用料			使用時間																																																				
	午前の部	午後の部	夜間の部																																																					
	9時～12時	12時～17時	17時～21時																																																					
研修室1	310	520	420	9時～21時まで																																																				
研修室2																																																								
研修室3																																																								
歴史博物館使用料	12	<p>【おのみち歴史博物館設置及び管理条例 (抜粋)】</p> <p>おのみち歴史博物館入館料の改定例</p> <p>【現行】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">一人あたりの入館料</th> </tr> <tr> <th>大人</th> <th>団体</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>200円</td> <td>160円</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">⇒</p> <p>【2019.10.1～】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">一人あたりの入館料</th> </tr> <tr> <th>大人</th> <th>団体</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>210円</td> <td>170円</td> </tr> </tbody> </table>	一人あたりの入館料		大人	団体	200円	160円	一人あたりの入館料		大人	団体	210円	170円																																										
一人あたりの入館料																																																								
大人	団体																																																							
200円	160円																																																							
一人あたりの入館料																																																								
大人	団体																																																							
210円	170円																																																							
御調体育センター 使用料	15	<p>【尾道市御調体育センター設置及び管理条例 (抜粋)】</p> <p>施設使用料の改定例</p> <p>【現行】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">使用区分</th> <th colspan="3">使用料</th> </tr> <tr> <th>全面</th> <th>1時間につき</th> <th>800</th> </tr> <tr> <th>半面</th> <th>1時間につき</th> <th>400</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>専用使用</td> <td>1/4面</td> <td>1時間につき</td> <td>200</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">⇒</p> <p>【2019.10.1～】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>840</td> </tr> <tr> <td>420</td> </tr> <tr> <td>210</td> </tr> </tbody> </table>	使用区分	使用料			全面	1時間につき	800	半面	1時間につき	400	専用使用	1/4面	1時間につき	200	使用料	840	420	210																																				
使用区分	使用料																																																							
	全面	1時間につき		800																																																				
	半面	1時間につき	400																																																					
専用使用	1/4面	1時間につき	200																																																					
使用料																																																								
840																																																								
420																																																								
210																																																								
御調ソフトボール 球場使用料	38	<p>【尾道市御調ソフトボール球場設置及び管理条例 (抜粋)】</p> <p>御調ソフトボール球場使用料の改定例</p> <p>【現行】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="3">全面</th> <th colspan="3">1面</th> </tr> <tr> <th>半日</th> <th>1日</th> <th>夜間</th> <th>半日</th> <th>1日</th> <th>夜間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小・中・高等学校の児童生徒が使用する場合</td> <td>510</td> <td>1,050</td> <td>410</td> <td>250</td> <td>510</td> <td>250</td> </tr> <tr> <td>上記の者以外が使用する場合</td> <td>1,050</td> <td>2,100</td> <td>830</td> <td>510</td> <td>1,050</td> <td>510</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">⇒</p> <p>【2019.10.1～】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="3">全面</th> <th colspan="3">1面</th> </tr> <tr> <th>半日</th> <th>1日</th> <th>夜間</th> <th>半日</th> <th>1日</th> <th>夜間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小・中・高等学校の児童生徒が使用する場合</td> <td>530</td> <td>1,100</td> <td>430</td> <td>260</td> <td>530</td> <td>260</td> </tr> <tr> <td>上記の者以外が使用する場合</td> <td>1,100</td> <td>2,200</td> <td>870</td> <td>530</td> <td>1,100</td> <td>530</td> </tr> </tbody> </table>	区分	全面			1面			半日	1日	夜間	半日	1日	夜間	小・中・高等学校の児童生徒が使用する場合	510	1,050	410	250	510	250	上記の者以外が使用する場合	1,050	2,100	830	510	1,050	510	区分	全面			1面			半日	1日	夜間	半日	1日	夜間	小・中・高等学校の児童生徒が使用する場合	530	1,100	430	260	530	260	上記の者以外が使用する場合	1,100	2,200	870	530	1,100	530
区分	全面			1面																																																				
	半日	1日	夜間	半日	1日	夜間																																																		
小・中・高等学校の児童生徒が使用する場合	510	1,050	410	250	510	250																																																		
上記の者以外が使用する場合	1,050	2,100	830	510	1,050	510																																																		
区分	全面			1面																																																				
	半日	1日	夜間	半日	1日	夜間																																																		
小・中・高等学校の児童生徒が使用する場合	530	1,100	430	260	530	260																																																		
上記の者以外が使用する場合	1,100	2,200	870	530	1,100	530																																																		
合計	67																																																							

VI 使用料・手数料等の改定資料

【単位：改定内容欄 円、その他 千円】

一般会計（使用料）

区分	歳入影響額(千円)	改定内容																													
爽籁軒庭園使用料(茶室)	1	<p>【爽籁軒庭園設置及び管理条例（抜粋）】</p> <p>茶室使用料の改定例</p> <p>【現行】</p> <table border="1"> <tr> <th>仕様区分</th> <th>使用料</th> <th>【2019.10.1~】</th> </tr> <tr> <td>茶室使用料</td> <td>4,000円</td> <td>4,070円</td> </tr> </table>	仕様区分	使用料	【2019.10.1~】	茶室使用料	4,000円	4,070円																							
仕様区分	使用料	【2019.10.1~】																													
茶室使用料	4,000円	4,070円																													
本因坊秀策囲碁記念館使用料	31	<p>【本因坊秀策囲碁記念館設置及び管理条例（抜粋）】</p> <p>本因坊秀策囲碁記念館入館料の改定例</p> <p>【現行】</p> <table border="1"> <tr> <th>一人あたりの入館料</th> <th>備考</th> <th>【2019.10.1~】</th> </tr> <tr> <td>大人 300円</td> <td>大人とは、中学生を除く満15歳以上の者をいう。</td> <td>大人 310円</td> </tr> <tr> <td>団体 240円</td> <td>団体とは、20人以上で入館する場合をいう。</td> <td>団体 250円</td> </tr> </table> <p>秀策生家使用料の改定例</p> <p>【現行】</p> <table border="1"> <tr> <th>使用区分</th> <th>使用料</th> <th>備考</th> <th>【2019.10.1~】</th> </tr> <tr> <td>午前</td> <td>1,540円</td> <td>午前10時から午後1時まで</td> <td>1,570円</td> </tr> <tr> <td>午後</td> <td>2,050円</td> <td>午後1時から午後5時まで</td> <td>2,100円</td> </tr> <tr> <td>1日</td> <td>3,080円</td> <td>午前10時から午後5時まで</td> <td>3,140円</td> </tr> <tr> <td>1時間</td> <td>510円</td> <td>使用時間を超過して使用するとき</td> <td>520円</td> </tr> </table>	一人あたりの入館料	備考	【2019.10.1~】	大人 300円	大人とは、中学生を除く満15歳以上の者をいう。	大人 310円	団体 240円	団体とは、20人以上で入館する場合をいう。	団体 250円	使用区分	使用料	備考	【2019.10.1~】	午前	1,540円	午前10時から午後1時まで	1,570円	午後	2,050円	午後1時から午後5時まで	2,100円	1日	3,080円	午前10時から午後5時まで	3,140円	1時間	510円	使用時間を超過して使用するとき	520円
一人あたりの入館料	備考	【2019.10.1~】																													
大人 300円	大人とは、中学生を除く満15歳以上の者をいう。	大人 310円																													
団体 240円	団体とは、20人以上で入館する場合をいう。	団体 250円																													
使用区分	使用料	備考	【2019.10.1~】																												
午前	1,540円	午前10時から午後1時まで	1,570円																												
午後	2,050円	午後1時から午後5時まで	2,100円																												
1日	3,080円	午前10時から午後5時まで	3,140円																												
1時間	510円	使用時間を超過して使用するとき	520円																												
椋の里ゆうあいランド使用料	8	<p>【尾道市因島椋の里ゆうあいランド設置及び管理条例（抜粋）】</p> <p>【現行】</p> <p>交流館使用料</p> <p>1 宿泊</p> <table border="1"> <tr> <th>区分</th> <th>使用料(1人1泊)</th> <th>【2019.10.1~】</th> </tr> <tr> <td rowspan="2">児童生徒</td> <td>第6条の第1項の規定による使用</td> <td>1,020</td> </tr> <tr> <td>第6条の第2項の規定による使用</td> <td>2,050</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">大人</td> <td>第6条の第1項の規定による使用</td> <td>1,540</td> </tr> <tr> <td>第6条の第2項の規定による使用</td> <td>3,080</td> </tr> </table>	区分	使用料(1人1泊)	【2019.10.1~】	児童生徒	第6条の第1項の規定による使用	1,020	第6条の第2項の規定による使用	2,050	大人	第6条の第1項の規定による使用	1,540	第6条の第2項の規定による使用	3,080																
区分	使用料(1人1泊)	【2019.10.1~】																													
児童生徒	第6条の第1項の規定による使用	1,020																													
	第6条の第2項の規定による使用	2,050																													
大人	第6条の第1項の規定による使用	1,540																													
	第6条の第2項の規定による使用	3,080																													
因島体育センター使用料	27	<p>【尾道市因島体育センター設置及び管理条例（抜粋）】</p> <p>【現行】</p> <p>尾道市因島体育センター</p> <table border="1"> <tr> <th>区分</th> <th>使用料(1時間)</th> <th>【2019.10.1~】</th> </tr> <tr> <td rowspan="3">体育室</td> <td>全面</td> <td>900</td> </tr> <tr> <td>半面</td> <td>450</td> </tr> <tr> <td>1/6面</td> <td>150</td> </tr> <tr> <td>会議室</td> <td>150</td> <td>160</td> </tr> <tr> <td>研修室1</td> <td>300</td> <td>310</td> </tr> <tr> <td>研修室2</td> <td>300</td> <td>310</td> </tr> <tr> <td>軽運動室</td> <td>300</td> <td>310</td> </tr> </table>	区分	使用料(1時間)	【2019.10.1~】	体育室	全面	900	半面	450	1/6面	150	会議室	150	160	研修室1	300	310	研修室2	300	310	軽運動室	300	310							
区分	使用料(1時間)	【2019.10.1~】																													
体育室	全面	900																													
	半面	450																													
	1/6面	150																													
会議室	150	160																													
研修室1	300	310																													
研修室2	300	310																													
軽運動室	300	310																													
合計	67																														

VI 使用料・手数料等の改定資料

【単位:改定内容欄 円、その他 千円】

一般会計 (使用料)

区分	歳入影響額 (千円)	改定内容																																																
因島運動公園使用料	107	<p>【尾道市因島運動公園条例 (抜粋)】</p> <p>因島運動公園有料施設使用料の改定例 【現行】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>使用時間</th> <th>使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">多目的球技場 専用使用</td> <td>8:00~12:00</td> <td>3,000</td> </tr> <tr> <td>13:00~17:00</td> <td>3,000</td> </tr> <tr> <td>18:00~22:00</td> <td>3,000</td> </tr> <tr> <td>8:00~17:00</td> <td>5,500</td> </tr> <tr> <td>1時間につき</td> <td>1,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>→</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3,140</td> </tr> <tr> <td>3,140</td> </tr> <tr> <td>3,140</td> </tr> <tr> <td>5,760</td> </tr> <tr> <td>1,050</td> </tr> </tbody> </table> <p>【2019.10.1~】</p>	区分	使用時間	使用料	多目的球技場 専用使用	8:00~12:00	3,000	13:00~17:00	3,000	18:00~22:00	3,000	8:00~17:00	5,500	1時間につき	1,000	使用料	3,140	3,140	3,140	5,760	1,050																												
区分	使用時間	使用料																																																
多目的球技場 専用使用	8:00~12:00	3,000																																																
	13:00~17:00	3,000																																																
	18:00~22:00	3,000																																																
	8:00~17:00	5,500																																																
	1時間につき	1,000																																																
使用料																																																		
3,140																																																		
3,140																																																		
3,140																																																		
5,760																																																		
1,050																																																		
尾道迎賓館使用料	15	<p>【多目的施設使用許可要領 (抜粋)】</p> <p>尾道迎賓館使用料の改定例 【現行】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="6">使用区分及び使用料</th> </tr> <tr> <th>午前の部 9時~12時</th> <th>午後の部 12時~17時</th> <th>夜間の部 17時~21時</th> <th>昼間 9時~17時</th> <th>午後~夜間 12時~21時</th> <th>全日 9時~21時</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1階</td> <td>750円</td> <td>1,250円</td> <td>1,000円</td> <td>2,000円</td> <td>2,250円</td> <td>3,000円</td> </tr> <tr> <td>2階</td> <td>750円</td> <td>1,250円</td> <td>1,000円</td> <td>2,000円</td> <td>2,250円</td> <td>3,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>↓</p> <p>【2019.10.1~】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th>午前の部 9時~12時</th> <th>午後の部 12時~17時</th> <th>夜間の部 17時~21時</th> <th>昼間 9時~17時</th> <th>午後~夜間 12時~21時</th> <th>全日 9時~21時</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1階</td> <td>780円</td> <td>1,300円</td> <td>1,040円</td> <td>2,080円</td> <td>2,340円</td> <td>3,120円</td> </tr> <tr> <td>2階</td> <td>780円</td> <td>1,300円</td> <td>1,040円</td> <td>2,080円</td> <td>2,340円</td> <td>3,120円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	使用区分及び使用料						午前の部 9時~12時	午後の部 12時~17時	夜間の部 17時~21時	昼間 9時~17時	午後~夜間 12時~21時	全日 9時~21時	1階	750円	1,250円	1,000円	2,000円	2,250円	3,000円	2階	750円	1,250円	1,000円	2,000円	2,250円	3,000円	区分	午前の部 9時~12時	午後の部 12時~17時	夜間の部 17時~21時	昼間 9時~17時	午後~夜間 12時~21時	全日 9時~21時	1階	780円	1,300円	1,040円	2,080円	2,340円	3,120円	2階	780円	1,300円	1,040円	2,080円	2,340円	3,120円
区分	使用区分及び使用料																																																	
	午前の部 9時~12時	午後の部 12時~17時	夜間の部 17時~21時	昼間 9時~17時	午後~夜間 12時~21時	全日 9時~21時																																												
1階	750円	1,250円	1,000円	2,000円	2,250円	3,000円																																												
2階	750円	1,250円	1,000円	2,000円	2,250円	3,000円																																												
区分	午前の部 9時~12時	午後の部 12時~17時	夜間の部 17時~21時	昼間 9時~17時	午後~夜間 12時~21時	全日 9時~21時																																												
	1階	780円	1,300円	1,040円	2,080円	2,340円	3,120円																																											
2階	780円	1,300円	1,040円	2,080円	2,340円	3,120円																																												
合計	122																																																	

VI 使用料・手数料等の改定資料

【単位:改定内容欄 円、その他 千円】

特別会計 (使用料)

区分	歳入影響額 (千円)	改定内容																								
【港湾事業特別会計】 係船料	272	<p>【係船料の改定例 (抜粋)】</p> <p>【現行】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>港湾施設</th> <th>種類</th> <th>種別</th> <th>単位</th> <th>係船料</th> <th>【2019.10.1~】 係船料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>係留施設</td> <td>棧橋・浮桟橋</td> <td>係船料</td> <td>係留1回総トン数 1トンにつき</td> <td>1.71</td> <td>1.74</td> </tr> </tbody> </table>	港湾施設	種類	種別	単位	係船料	【2019.10.1~】 係船料	係留施設	棧橋・浮桟橋	係船料	係留1回総トン数 1トンにつき	1.71	1.74												
港湾施設	種類	種別	単位	係船料	【2019.10.1~】 係船料																					
係留施設	棧橋・浮桟橋	係船料	係留1回総トン数 1トンにつき	1.71	1.74																					
入場料	1	<p>【入場料の改定例 (抜粋)】</p> <p>【現行】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>港湾施設</th> <th>種類</th> <th>種別</th> <th>単位</th> <th>入場料</th> <th>【2019.10.1~】 入場料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>係留施設</td> <td>棧橋・浮桟橋</td> <td>入場料</td> <td>常時入場する者1人(6歳以上) 1月につき</td> <td>1,360</td> <td>1,380</td> </tr> </tbody> </table>	港湾施設	種類	種別	単位	入場料	【2019.10.1~】 入場料	係留施設	棧橋・浮桟橋	入場料	常時入場する者1人(6歳以上) 1月につき	1,360	1,380												
港湾施設	種類	種別	単位	入場料	【2019.10.1~】 入場料																					
係留施設	棧橋・浮桟橋	入場料	常時入場する者1人(6歳以上) 1月につき	1,360	1,380																					
上屋使用料	708	<p>【上屋使用料の改定例】</p> <p>【現行】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>港湾施設</th> <th>種類</th> <th>種別</th> <th>単位</th> <th>使用料</th> <th>【2019.10.1~】 使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>荷さばき施設</td> <td>上屋</td> <td>使用料</td> <td>1㎡1日までごとに</td> <td>18.79</td> <td>19.13</td> </tr> </tbody> </table> <p>【現行】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>港湾施設</th> <th>種類</th> <th>種別</th> <th>単位</th> <th>使用料</th> <th>【2019.10.1~】 使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>土生港</td> <td>土生港旅客上屋</td> <td>使用料</td> <td>1平方メートル1月までごとに</td> <td>2,250</td> <td>2,290</td> </tr> </tbody> </table>	港湾施設	種類	種別	単位	使用料	【2019.10.1~】 使用料	荷さばき施設	上屋	使用料	1㎡1日までごとに	18.79	19.13	港湾施設	種類	種別	単位	使用料	【2019.10.1~】 使用料	土生港	土生港旅客上屋	使用料	1平方メートル1月までごとに	2,250	2,290
港湾施設	種類	種別	単位	使用料	【2019.10.1~】 使用料																					
荷さばき施設	上屋	使用料	1㎡1日までごとに	18.79	19.13																					
港湾施設	種類	種別	単位	使用料	【2019.10.1~】 使用料																					
土生港	土生港旅客上屋	使用料	1平方メートル1月までごとに	2,250	2,290																					
荷さばき地使用料	156	<p>【荷さばき地使用料の改定例 (抜粋)】</p> <p>【現行】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>港湾施設</th> <th>種類</th> <th>種別</th> <th>単位</th> <th>使用料</th> <th>【2019.10.1~】 使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>保管施設</td> <td>野積場</td> <td>使用料</td> <td>1㎡1日までごとに (未舗装地)</td> <td>4.03</td> <td>4.1</td> </tr> </tbody> </table>	港湾施設	種類	種別	単位	使用料	【2019.10.1~】 使用料	保管施設	野積場	使用料	1㎡1日までごとに (未舗装地)	4.03	4.1												
港湾施設	種類	種別	単位	使用料	【2019.10.1~】 使用料																					
保管施設	野積場	使用料	1㎡1日までごとに (未舗装地)	4.03	4.1																					
給水設備使用料	0	<p>【給水設備使用料の改定例】</p> <p>【現行】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>港湾施設</th> <th>種類</th> <th>種別</th> <th>単位</th> <th>給水量</th> <th>【2019.10.1~】 給水量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>給水設備</td> <td>船舶給水</td> <td>使用料</td> <td>100円あたりの給水量(ℓ)</td> <td>200</td> <td>184</td> </tr> </tbody> </table>	港湾施設	種類	種別	単位	給水量	【2019.10.1~】 給水量	給水設備	船舶給水	使用料	100円あたりの給水量(ℓ)	200	184												
港湾施設	種類	種別	単位	給水量	【2019.10.1~】 給水量																					
給水設備	船舶給水	使用料	100円あたりの給水量(ℓ)	200	184																					
行政財産使用料	124	<p>【行政財産使用料の改定例 (抜粋)】</p> <p>【現行】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象</th> <th>単位</th> <th>使用料</th> <th>【2019.10.1~】 使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>住吉浜倉庫</td> <td>円/㎡・月</td> <td>268</td> <td>273</td> </tr> <tr> <td>新浜港湾施設用地</td> <td>円/㎡・月</td> <td>258</td> <td>263</td> </tr> <tr> <td>尾道ウォーターフロントビル敷地</td> <td>円/㎡・日</td> <td>4.03</td> <td>4.1</td> </tr> <tr> <td>西御所上屋2号</td> <td>円/㎡・月</td> <td>430</td> <td>438</td> </tr> </tbody> </table>	対象	単位	使用料	【2019.10.1~】 使用料	住吉浜倉庫	円/㎡・月	268	273	新浜港湾施設用地	円/㎡・月	258	263	尾道ウォーターフロントビル敷地	円/㎡・日	4.03	4.1	西御所上屋2号	円/㎡・月	430	438				
対象	単位	使用料	【2019.10.1~】 使用料																							
住吉浜倉庫	円/㎡・月	268	273																							
新浜港湾施設用地	円/㎡・月	258	263																							
尾道ウォーターフロントビル敷地	円/㎡・日	4.03	4.1																							
西御所上屋2号	円/㎡・月	430	438																							
駐車場使用料	55	<p>【駐車場使用料の改定例 (抜粋)】</p> <p>【現行】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>港湾施設</th> <th>種類</th> <th>種別</th> <th>単位</th> <th>駐車料</th> <th>【2019.10.1~】 駐車料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>臨港交通施設</td> <td>駐車場</td> <td>駐車料</td> <td>専用使用 1台1月につき 車体長 5m未満</td> <td>13,370</td> <td>13,610</td> </tr> </tbody> </table>	港湾施設	種類	種別	単位	駐車料	【2019.10.1~】 駐車料	臨港交通施設	駐車場	駐車料	専用使用 1台1月につき 車体長 5m未満	13,370	13,610												
港湾施設	種類	種別	単位	駐車料	【2019.10.1~】 駐車料																					
臨港交通施設	駐車場	駐車料	専用使用 1台1月につき 車体長 5m未満	13,370	13,610																					

VI 使用料・手数料等の改定資料

【単位:改定内容欄 円、その他 千円】

特別会計（使用料）

区分	歳入影響額 (千円)	改定内容															
待合所使用料	8	<p>【待合所使用料の改定例（抜粋）】</p> <p>【現行】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>港湾名</th> <th>待合所名</th> <th>単位</th> <th>使用料</th> <th>【2019.10.1～】 使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>尾道系崎港</td> <td>尾道ポートターミナル</td> <td>円/㎡・月</td> <td>2,600</td> <td>2,640</td> </tr> </tbody> </table>	港湾名	待合所名	単位	使用料	【2019.10.1～】 使用料	尾道系崎港	尾道ポートターミナル	円/㎡・月	2,600	2,640					
港湾名	待合所名	単位	使用料	【2019.10.1～】 使用料													
尾道系崎港	尾道ポートターミナル	円/㎡・月	2,600	2,640													
入港料	1	<p>【入港料の改定例（抜粋）】</p> <p>【現行】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>区分</th> <th>単位</th> <th>金額</th> <th>【2019.10.1～】 金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>入港料</td> <td>内航船舶</td> <td>入港1回につき総トン数1トンまでごとに</td> <td>0.80</td> <td>0.81</td> </tr> </tbody> </table>	種別	区分	単位	金額	【2019.10.1～】 金額	入港料	内航船舶	入港1回につき総トン数1トンまでごとに	0.80	0.81					
種別	区分	単位	金額	【2019.10.1～】 金額													
入港料	内航船舶	入港1回につき総トン数1トンまでごとに	0.80	0.81													
合計	1,325																
【駐車場事業特別会計】 駐車場使用料	165	<p>【尾道市営駐車場設置及び管理条例（抜粋）】 (例:久保駐車場)</p> <p>【現行】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>使用区分</th> <th>使用料</th> <th>【2019.10.1～】 使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般使用 平日（市役所開庁日）</td> <td>入庫から30分まで 無料 30分を超え1時間30分まで 210 その後30分ごと 100</td> <td>入庫から30分まで 無料 30分を超え1時間30分まで 210</td> </tr> <tr> <td>一般使用 休日（市役所開庁日）</td> <td>入庫から1時間まで 210 その後30分ごと 100</td> <td>その後20分ごと 70</td> </tr> <tr> <td>全日</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>24時間上限</td> <td>2,470</td> <td>2,510</td> </tr> </tbody> </table>	使用区分	使用料	【2019.10.1～】 使用料	一般使用 平日（市役所開庁日）	入庫から30分まで 無料 30分を超え1時間30分まで 210 その後30分ごと 100	入庫から30分まで 無料 30分を超え1時間30分まで 210	一般使用 休日（市役所開庁日）	入庫から1時間まで 210 その後30分ごと 100	その後20分ごと 70	全日			24時間上限	2,470	2,510
使用区分	使用料	【2019.10.1～】 使用料															
一般使用 平日（市役所開庁日）	入庫から30分まで 無料 30分を超え1時間30分まで 210 その後30分ごと 100	入庫から30分まで 無料 30分を超え1時間30分まで 210															
一般使用 休日（市役所開庁日）	入庫から1時間まで 210 その後30分ごと 100	その後20分ごと 70															
全日																	
24時間上限	2,470	2,510															
諸収入 指定管理者納付金	1,008	<p>(例:ベルポール駐車場)</p> <p>【現行】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>使用区分</th> <th>利用料金</th> <th>【2019.10.1～】 利用料金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般利用</td> <td>入庫から1時間まで 210</td> <td>入庫から1時間まで 210</td> </tr> <tr> <td>全日</td> <td>その後30分ごと 100 24時間上限 2,470</td> <td>その後20分ごと 70 24時間上限 2,510</td> </tr> <tr> <td>定期利用</td> <td>マンション入居者 12,340</td> <td>マンション入居者 12,570</td> </tr> <tr> <td>1か月につき</td> <td>その他 15,430</td> <td>その他 15,710</td> </tr> </tbody> </table> <p>【指定管理対象駐車場】 新尾道駅南・新尾道駅北・新尾道駅北第二・東尾道駅・ベルポール・尾道駅前・中央・長崎</p> <p>【指定管理者納付金】 駐車場収入に各駐車場の納付率（35.2～83.0%）を乗じて納付。</p>	使用区分	利用料金	【2019.10.1～】 利用料金	一般利用	入庫から1時間まで 210	入庫から1時間まで 210	全日	その後30分ごと 100 24時間上限 2,470	その後20分ごと 70 24時間上限 2,510	定期利用	マンション入居者 12,340	マンション入居者 12,570	1か月につき	その他 15,430	その他 15,710
使用区分	利用料金	【2019.10.1～】 利用料金															
一般利用	入庫から1時間まで 210	入庫から1時間まで 210															
全日	その後30分ごと 100 24時間上限 2,470	その後20分ごと 70 24時間上限 2,510															
定期利用	マンション入居者 12,340	マンション入居者 12,570															
1か月につき	その他 15,430	その他 15,710															
合計	1,173																
【漁業集落排水事業特別会計】 漁業集落排水処理 施設使用料	101	<p>【尾道市漁業集落排水処理施設設置及び管理条例（抜粋）】</p> <p>漁業集落排水処理施設使用料の改定例</p> <p>【現行】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>使用区分</th> <th>単位当たり料金</th> <th>【2019.10.1～】 単位当たり料金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">一般家庭</td> <td>基本料金(1世帯当たり月額)</td> <td>2,916</td> <td>2,970</td> </tr> <tr> <td>人数割(1人当たり月額)</td> <td>648</td> <td>660</td> </tr> </tbody> </table>	種別	使用区分	単位当たり料金	【2019.10.1～】 単位当たり料金	一般家庭	基本料金(1世帯当たり月額)	2,916	2,970	人数割(1人当たり月額)	648	660				
種別	使用区分	単位当たり料金	【2019.10.1～】 単位当たり料金														
一般家庭	基本料金(1世帯当たり月額)	2,916	2,970														
	人数割(1人当たり月額)	648	660														
合計	101																
【農業集落排水事業特別会計】 農業集落排水処理 施設使用料	78	<p>【農業集落排水処理施設使用料の改定例（抜粋）】</p> <p>【現行】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>使用区分</th> <th>単位当たり料金</th> <th>【2019.10.1～】 単位当たり料金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">一般家庭</td> <td>基本料金(1世帯当たり月額)</td> <td>3,086</td> <td>3,143</td> </tr> <tr> <td>人数割(1人当たり月額)</td> <td>515</td> <td>524</td> </tr> </tbody> </table>	種別	使用区分	単位当たり料金	【2019.10.1～】 単位当たり料金	一般家庭	基本料金(1世帯当たり月額)	3,086	3,143	人数割(1人当たり月額)	515	524				
種別	使用区分	単位当たり料金	【2019.10.1～】 単位当たり料金														
一般家庭	基本料金(1世帯当たり月額)	3,086	3,143														
	人数割(1人当たり月額)	515	524														
合計	78																

VI 使用料・手数料等の改定資料

【単位:改定内容欄 円、その他 千円】

一般会計（手数料）

区分	歳入影響額 (千円)	改定内容																																																
一般廃棄物処理費用及び手数料	1,446	<p>【尾道市廃棄物の処理及び清掃に関する条例及び規則（抜粋）】</p> <p>一般廃棄物処理費用及び手数料の改定例</p> <p>【現行】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>10キログラムまで</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>焼却処分等の場合</td> <td>130</td> </tr> </tbody> </table> <p>⇒</p> <p>【2019.10.1～】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>10キログラムまで</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>140</td> </tr> </tbody> </table>	区分	10キログラムまで	焼却処分等の場合	130	区分	10キログラムまで		140																																								
区分	10キログラムまで																																																	
焼却処分等の場合	130																																																	
区分	10キログラムまで																																																	
	140																																																	
うち粗大ごみ収集等	76	<p>粗大ごみ収集等手数料の改定例</p> <p>【現行】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">種類</th> <th rowspan="2">品目</th> <th colspan="2">一般家庭</th> </tr> <tr> <th>収集</th> <th>処分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電気製品</td> <td>あんま機(いす型)</td> <td>2,200</td> <td>1,570</td> </tr> </tbody> </table> <p>⇒</p> <p>【2019.10.1～】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">一般家庭</th> </tr> <tr> <th>収集</th> <th>処分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2,240</td> <td>1,600</td> </tr> </tbody> </table>	種類	品目	一般家庭		収集	処分	電気製品	あんま機(いす型)	2,200	1,570	一般家庭		収集	処分	2,240	1,600																																
種類	品目	一般家庭																																																
		収集	処分																																															
電気製品	あんま機(いす型)	2,200	1,570																																															
一般家庭																																																		
収集	処分																																																	
2,240	1,600																																																	
一般（液状）廃棄物収集手数料	3,354	<p>し尿収集手数料の改定例</p> <p>【現行】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>ホース延長距離</th> <th>1荷(36ℓ)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>40m以下</td> <td>451</td> </tr> </tbody> </table> <p>⇒</p> <p>【2019.10.1～】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>ホース延長距離</th> <th>1荷(36ℓ)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>459</td> </tr> </tbody> </table>	ホース延長距離	1荷(36ℓ)	40m以下	451	ホース延長距離	1荷(36ℓ)		459																																								
ホース延長距離	1荷(36ℓ)																																																	
40m以下	451																																																	
ホース延長距離	1荷(36ℓ)																																																	
	459																																																	
建築指導等手数料	29	<p>【尾道市手数料条例（抜粋）】</p> <p>バリアフリー新法認定、長期優良住宅認定、認定低炭素住宅認定、建築物省エネ法認定における構造計算適合性判定に係る申請手数料の改定</p> <p>【現行】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>1000㎡以内</th> <th>1000㎡超 2000㎡以内</th> <th>2000㎡超 10000㎡以内</th> <th>10000㎡超 50000㎡以内</th> <th>50000㎡超</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>認定プログラム非使用</td> <td>184,000</td> <td>208,000</td> <td>324,000</td> <td>405,000</td> <td>569,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>↓</p> <p>【2019.10.1～】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>1000㎡以内</th> <th>1000㎡超 2000㎡以内</th> <th>2000㎡超 10000㎡以内</th> <th>10000㎡超 50000㎡以内</th> <th>50000㎡超</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大臣認定プログラム非使用</td> <td>187,000</td> <td>211,000</td> <td>329,000</td> <td>411,000</td> <td>577,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>【現行】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>1000㎡以内</th> <th>1000㎡超 2000㎡以内</th> <th>2000㎡超 10000㎡以内</th> <th>10000㎡超 50000㎡以内</th> <th>50000㎡超</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大臣認定プログラム使用</td> <td>165,000</td> <td>186,000</td> <td>286,000</td> <td>355,000</td> <td>494,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>↓</p> <p>【2019.10.1～】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>1000㎡以内</th> <th>1000㎡超 2000㎡以内</th> <th>2000㎡超 10000㎡以内</th> <th>10000㎡超 50000㎡以内</th> <th>50000㎡超</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大臣認定プログラム使用</td> <td>167,000</td> <td>189,000</td> <td>290,000</td> <td>361,000</td> <td>502,000</td> </tr> </tbody> </table>	区分	1000㎡以内	1000㎡超 2000㎡以内	2000㎡超 10000㎡以内	10000㎡超 50000㎡以内	50000㎡超	認定プログラム非使用	184,000	208,000	324,000	405,000	569,000	区分	1000㎡以内	1000㎡超 2000㎡以内	2000㎡超 10000㎡以内	10000㎡超 50000㎡以内	50000㎡超	大臣認定プログラム非使用	187,000	211,000	329,000	411,000	577,000	区分	1000㎡以内	1000㎡超 2000㎡以内	2000㎡超 10000㎡以内	10000㎡超 50000㎡以内	50000㎡超	大臣認定プログラム使用	165,000	186,000	286,000	355,000	494,000	区分	1000㎡以内	1000㎡超 2000㎡以内	2000㎡超 10000㎡以内	10000㎡超 50000㎡以内	50000㎡超	大臣認定プログラム使用	167,000	189,000	290,000	361,000	502,000
区分	1000㎡以内	1000㎡超 2000㎡以内	2000㎡超 10000㎡以内	10000㎡超 50000㎡以内	50000㎡超																																													
認定プログラム非使用	184,000	208,000	324,000	405,000	569,000																																													
区分	1000㎡以内	1000㎡超 2000㎡以内	2000㎡超 10000㎡以内	10000㎡超 50000㎡以内	50000㎡超																																													
大臣認定プログラム非使用	187,000	211,000	329,000	411,000	577,000																																													
区分	1000㎡以内	1000㎡超 2000㎡以内	2000㎡超 10000㎡以内	10000㎡超 50000㎡以内	50000㎡超																																													
大臣認定プログラム使用	165,000	186,000	286,000	355,000	494,000																																													
区分	1000㎡以内	1000㎡超 2000㎡以内	2000㎡超 10000㎡以内	10000㎡超 50000㎡以内	50000㎡超																																													
大臣認定プログラム使用	167,000	189,000	290,000	361,000	502,000																																													
合計	4,905																																																	

VI 使用料・手数料等の改定資料

【単位:改定内容欄 円、その他 千円】

一般会計（その他歳入）

区 分	歳 入 影響額 (千円)	改 定 内 容										
防災無線施設費負担金	1	<p>【尾道市御調町防災行政無線局の設置及び管理条例（抜粋）】</p> <p>【現行】</p> <table border="1" data-bbox="491 376 906 443"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>負担金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>受信機の追加設置</td> <td>37,800 /1台</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">➡</p> <table border="1" data-bbox="981 376 1166 443"> <thead> <tr> <th colspan="2">【2019.10.1～】</th> </tr> <tr> <th>区 分</th> <th>負担金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>受信機の追加設置</td> <td>38,500 /1台</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	負担金	受信機の追加設置	37,800 /1台	【2019.10.1～】		区 分	負担金	受信機の追加設置	38,500 /1台
区 分	負担金											
受信機の追加設置	37,800 /1台											
【2019.10.1～】												
区 分	負担金											
受信機の追加設置	38,500 /1台											
合計	1											

VI 使用料・手数料等の改定資料

一般会計（市への歳入を伴わない指定管理施設）

【単位:改定内容 円、その他 千円】

区 分	改 定 内 容																																
ゲートボール場利用料金 (すば一く因島)	<p>【尾道市ゲートボール場設置及び管理条例（抜粋）】</p> <p>ゲートボール場利用料金上限額の改定例</p> <p>【現行】</p> <table border="1" style="display: inline-table; margin-right: 20px;"> <tr> <th>施設名</th> <th>利用区分</th> <th>利用料金</th> </tr> <tr> <td>管理棟</td> <td>ゲートボールの練習・競技大会等</td> <td>1日当たり 510円</td> </tr> </table> <p>➡</p> <p>【2019.10.1～】</p> <table border="1" style="display: inline-table;"> <tr> <th>利用料金</th> </tr> <tr> <td>1日当たり 520円</td> </tr> </table>	施設名	利用区分	利用料金	管理棟	ゲートボールの練習・競技大会等	1日当たり 510円	利用料金	1日当たり 520円																								
施設名	利用区分	利用料金																															
管理棟	ゲートボールの練習・競技大会等	1日当たり 510円																															
利用料金																																	
1日当たり 520円																																	
芸予文化情報センター利用料金	<p>【芸予文化情報センター設置及び管理条例（抜粋）】</p> <p>多目的ホール利用料金上限額の改定例</p> <p>【現行】</p> <table border="1" style="display: inline-table; margin-right: 20px;"> <tr> <th>使用区分</th> <th>9:00 ~12:00</th> <th>13:00 ~17:00</th> <th>18:00 ~22:00</th> <th>全日</th> </tr> <tr> <td>多目的ホール</td> <td>9,970</td> <td>15,220</td> <td>19,230</td> <td>39,900</td> </tr> </table> <p>➡</p> <p>【2019.10.1～】</p> <table border="1" style="display: inline-table;"> <tr> <th>使用区分</th> <th>9:00 ~12:00</th> <th>13:00 ~17:00</th> <th>18:00 ~22:00</th> <th>全日</th> </tr> <tr> <td>多目的ホール</td> <td>10,160</td> <td>15,510</td> <td>19,590</td> <td>40,650</td> </tr> </table> <p>※平日、入場料徴収なし、市民の場合</p>	使用区分	9:00 ~12:00	13:00 ~17:00	18:00 ~22:00	全日	多目的ホール	9,970	15,220	19,230	39,900	使用区分	9:00 ~12:00	13:00 ~17:00	18:00 ~22:00	全日	多目的ホール	10,160	15,510	19,590	40,650												
使用区分	9:00 ~12:00	13:00 ~17:00	18:00 ~22:00	全日																													
多目的ホール	9,970	15,220	19,230	39,900																													
使用区分	9:00 ~12:00	13:00 ~17:00	18:00 ~22:00	全日																													
多目的ホール	10,160	15,510	19,590	40,650																													
向島運動公園使用料	<p>【尾道市向島運動公園条例（抜粋）】</p> <p>向島運動公園有料施設利用料金上限額の改定例</p> <p>多目的グラウンド</p> <p>【現行】</p> <table border="1" style="display: inline-table; margin-right: 20px;"> <tr> <th rowspan="2">入場料徴収の有無</th> <th rowspan="2">利用区分</th> <th colspan="4">利用時間</th> </tr> <tr> <th>8:30~ 12:00</th> <th>13:00 ~17:00</th> <th>8:30~ 17:00</th> <th>超過時間(1時間につき)</th> </tr> <tr> <td>無</td> <td>専用利用 全面利用 一般</td> <td>2,600</td> <td>3,000</td> <td>5,500</td> <td>1,000</td> </tr> </table> <p>➡</p> <p>【2019.10.1～】</p> <table border="1" style="display: inline-table;"> <tr> <th rowspan="2">入場料徴収の有無</th> <th rowspan="2">利用区分</th> <th colspan="4">利用時間</th> </tr> <tr> <th>8:30~ 12:00</th> <th>13:00 ~17:00</th> <th>8:30~ 17:00</th> <th>超過時間(1時間につき)</th> </tr> <tr> <td>無</td> <td>専用利用 全面利用 一般</td> <td>2,720</td> <td>3,140</td> <td>5,760</td> <td>1,050</td> </tr> </table>	入場料徴収の有無	利用区分	利用時間				8:30~ 12:00	13:00 ~17:00	8:30~ 17:00	超過時間(1時間につき)	無	専用利用 全面利用 一般	2,600	3,000	5,500	1,000	入場料徴収の有無	利用区分	利用時間				8:30~ 12:00	13:00 ~17:00	8:30~ 17:00	超過時間(1時間につき)	無	専用利用 全面利用 一般	2,720	3,140	5,760	1,050
入場料徴収の有無	利用区分			利用時間																													
		8:30~ 12:00	13:00 ~17:00	8:30~ 17:00	超過時間(1時間につき)																												
無	専用利用 全面利用 一般	2,600	3,000	5,500	1,000																												
入場料徴収の有無	利用区分	利用時間																															
		8:30~ 12:00	13:00 ~17:00	8:30~ 17:00	超過時間(1時間につき)																												
無	専用利用 全面利用 一般	2,720	3,140	5,760	1,050																												
マリン・ユース・センター使用料	<p>【尾道市マリン・ユース・センター設置及び管理条例（抜粋）】</p> <p>尾道市マリン・ユース・センター利用料金上限額の改定例</p> <p>【現行】</p> <table border="1" style="display: inline-table; margin-right: 20px;"> <tr> <th>区分</th> <th>利用料金</th> <th>電気利用料金</th> <th>摘要</th> </tr> <tr> <td>キャンプ</td> <td>円 3,000</td> <td>円 500</td> <td>利用料金は、1区画当たりの単価とする。</td> </tr> </table> <p>➡</p> <p>【2019.10.1～】</p> <table border="1" style="display: inline-table;"> <tr> <th>区分</th> <th>利用料金</th> <th>電気利用料金</th> </tr> <tr> <td>キャンプ</td> <td>円 3,140</td> <td>円 520</td> </tr> </table>	区分	利用料金	電気利用料金	摘要	キャンプ	円 3,000	円 500	利用料金は、1区画当たりの単価とする。	区分	利用料金	電気利用料金	キャンプ	円 3,140	円 520																		
区分	利用料金	電気利用料金	摘要																														
キャンプ	円 3,000	円 500	利用料金は、1区画当たりの単価とする。																														
区分	利用料金	電気利用料金																															
キャンプ	円 3,140	円 520																															
	<p>※注) 指定管理施設である場合は、使用料等の上限額である。</p>																																

VI 使用料・手数料等の改定資料

【単位:改定内容欄 円、その他 千円】

一般会計（市への歳入を伴わない指定管理施設）

区分	改定内容																																				
御調グラウンド・ゴルフ場使用料	<p>【尾道市御調グラウンド・ゴルフ場設置及び管理条例（抜粋）】</p> <p>尾道市御調グラウンド・ゴルフ場利用料金上限額の改定例</p> <p>【現行】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>1年間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小・中・高等学校の児童生徒が利用する場合</td> <td>3,000 円以内</td> </tr> <tr> <td>上記の者以外が利用する場合</td> <td>6,000 円以内</td> </tr> </tbody> </table> <p>⇒</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">【2019.10.1～】</th> </tr> <tr> <th>区分</th> <th>1年間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小・中・高等学校の児童生徒が利用する場合</td> <td>3,140 円以内</td> </tr> <tr> <td>上記の者以外が利用する場合</td> <td>6,290 円以内</td> </tr> </tbody> </table>	区分	1年間	小・中・高等学校の児童生徒が利用する場合	3,000 円以内	上記の者以外が利用する場合	6,000 円以内	【2019.10.1～】		区分	1年間	小・中・高等学校の児童生徒が利用する場合	3,140 円以内	上記の者以外が利用する場合	6,290 円以内																						
区分	1年間																																				
小・中・高等学校の児童生徒が利用する場合	3,000 円以内																																				
上記の者以外が利用する場合	6,000 円以内																																				
【2019.10.1～】																																					
区分	1年間																																				
小・中・高等学校の児童生徒が利用する場合	3,140 円以内																																				
上記の者以外が利用する場合	6,290 円以内																																				
長者原スポーツセンター使用料	<p>【尾道市長者原スポーツセンター設置及び管理条例（抜粋）】</p> <p>長者原スポーツセンター利用料金上限額の改定例</p> <p>体育館</p> <p>【現行】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="3">専用利用</th> <th rowspan="2">個人利用</th> <th rowspan="2">冷暖房</th> </tr> <tr> <th>1時間につき</th> <th>半日につき</th> <th>1日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>アリーナ</td> <td>1,500</td> <td>4,500</td> <td>7,500</td> <td>一般120 小・中・ 高校生60</td> <td>2,500</td> </tr> </tbody> </table> <p>⇒</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="6">【2019.10.1～】</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="3">専用利用</th> <th rowspan="2">個人利用</th> <th rowspan="2">冷暖房</th> </tr> <tr> <th>1時間につき</th> <th>半日につき</th> <th>1日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>アリーナ</td> <td>1,570</td> <td>4,710</td> <td>7,860</td> <td>一般130 小・中・ 高校生60</td> <td>2,620</td> </tr> </tbody> </table>	区分	専用利用			個人利用	冷暖房	1時間につき	半日につき	1日	アリーナ	1,500	4,500	7,500	一般120 小・中・ 高校生60	2,500	【2019.10.1～】						区分	専用利用			個人利用	冷暖房	1時間につき	半日につき	1日	アリーナ	1,570	4,710	7,860	一般130 小・中・ 高校生60	2,620
区分	専用利用			個人利用	冷暖房																																
	1時間につき	半日につき	1日																																		
アリーナ	1,500	4,500	7,500	一般120 小・中・ 高校生60	2,500																																
【2019.10.1～】																																					
区分	専用利用			個人利用	冷暖房																																
	1時間につき	半日につき	1日																																		
アリーナ	1,570	4,710	7,860	一般130 小・中・ 高校生60	2,620																																
瀬戸田町B&G海洋センター使用料	<p>【尾道市瀬戸田町B&G海洋センター設置及び管理条例（抜粋）】</p> <p>尾道市瀬戸田町B&G海洋センター利用料金限度額の改定例</p> <p>体育館</p> <p>【現行】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">利用区分</th> <th colspan="2">利用料金（1時間）</th> </tr> <tr> <th>全面</th> <th>半面</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">専用利用</td> <td>600</td> <td>300</td> </tr> <tr> <td>300</td> <td>200</td> </tr> <tr> <td>200</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>⇒</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">【2019.10.1～】</th> </tr> <tr> <th>利用区分</th> <th>利用料金（1時間）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>専用利用 全面</td> <td>630</td> </tr> <tr> <td>専用利用 半面</td> <td>320</td> </tr> <tr> <td>専用利用 1/3面</td> <td>210</td> </tr> </tbody> </table>	利用区分	利用料金（1時間）		全面	半面	専用利用	600	300	300	200	200		【2019.10.1～】		利用区分	利用料金（1時間）	専用利用 全面	630	専用利用 半面	320	専用利用 1/3面	210														
利用区分	利用料金（1時間）																																				
	全面	半面																																			
専用利用	600	300																																			
	300	200																																			
	200																																				
【2019.10.1～】																																					
利用区分	利用料金（1時間）																																				
専用利用 全面	630																																				
専用利用 半面	320																																				
専用利用 1/3面	210																																				
因島水軍城観覧料	<p>【因島水軍城設置及び管理条例（抜粋）】</p> <p>因島水軍城観覧料上限額の改定例</p> <p>【現行】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>個人</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般の展示時 15歳以上の者</td> <td>310円以内</td> </tr> </tbody> </table> <p>⇒</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">【2019.10.1～】</th> </tr> <tr> <th>区分</th> <th>個人</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般の展示時 15歳以上の者</td> <td>320円以内</td> </tr> </tbody> </table>	区分	個人	一般の展示時 15歳以上の者	310円以内	【2019.10.1～】		区分	個人	一般の展示時 15歳以上の者	320円以内																										
区分	個人																																				
一般の展示時 15歳以上の者	310円以内																																				
【2019.10.1～】																																					
区分	個人																																				
一般の展示時 15歳以上の者	320円以内																																				
因島アメニティプール利用料金	<p>【因島アメニティプール設置及び管理条例（抜粋）】</p> <p>因島アメニティプール利用料金上限額の改定例</p> <p>【現行】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>単位</th> <th>利用料金の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>個人利用（普通券利用）</td> <td>大人 1人1回</td> <td>510円以内</td> </tr> </tbody> </table> <p>⇒</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">【2019.10.1～】</th> </tr> <tr> <th>区分</th> <th>単位</th> <th>利用料金の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>個人利用（普通券利用）</td> <td>大人 1人1回</td> <td>520円以内</td> </tr> </tbody> </table>	区分	単位	利用料金の額	個人利用（普通券利用）	大人 1人1回	510円以内	【2019.10.1～】			区分	単位	利用料金の額	個人利用（普通券利用）	大人 1人1回	520円以内																					
区分	単位	利用料金の額																																			
個人利用（普通券利用）	大人 1人1回	510円以内																																			
【2019.10.1～】																																					
区分	単位	利用料金の額																																			
個人利用（普通券利用）	大人 1人1回	520円以内																																			

※注）指定管理施設である場合は、使用料等の上限額である。

VI 使用料・手数料等の改定資料

一般会計（市への歳入を伴わない指定管理施設）

【単位：改定内容欄 円、その他 千円】

区分	改定内容																																																																						
因島漁船等巻揚施設利用料金	<p>【因島漁船等巻揚施設設置及び管理条例（抜粋）】</p> <p>因島漁船等巻揚施設利用料金上限額の改定例</p> <p>【現行】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">利用料金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市内居住者</td> <td rowspan="2">4,110円以内</td> </tr> <tr> <td>2日間</td> </tr> </tbody> </table> <p>⇒</p> <p>【2019.10.1～】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">利用料金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市内居住者</td> <td rowspan="2">4,190円以内</td> </tr> <tr> <td>2日間</td> </tr> </tbody> </table>	利用料金		市内居住者	4,110円以内	2日間	利用料金		市内居住者	4,190円以内	2日間																																																												
利用料金																																																																							
市内居住者	4,110円以内																																																																						
2日間																																																																							
利用料金																																																																							
市内居住者	4,190円以内																																																																						
2日間																																																																							
平山郁夫美術館利用料金	<p>【平山郁夫美術館設置及び管理条例（抜粋）】</p> <p>平山郁夫美術館利用料金上限額の改定例</p> <p>【現行】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">利用料金の上限 (1人につき)</th> </tr> <tr> <th>個人</th> <th>団体(20人以上)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">常設展示</td> <td>一般</td> <td>1,200</td> <td>1,080</td> </tr> <tr> <td>大学生及び高校生</td> <td>800</td> <td>720</td> </tr> <tr> <td>中学生及び小学生</td> <td>300</td> <td>270</td> </tr> <tr> <td>特別展示</td> <td></td> <td colspan="2">2,500</td> </tr> </tbody> </table> <p>⇒</p> <p>【2019.10.1～】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">利用料金の上限 (1人につき)</th> </tr> <tr> <th>個人</th> <th>団体(20人以上)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">常設展示</td> <td>一般</td> <td>1,260</td> <td>1,130</td> </tr> <tr> <td>大学生及び高校生</td> <td>840</td> <td>750</td> </tr> <tr> <td>中学生及び小学生</td> <td>310</td> <td>280</td> </tr> <tr> <td>特別展示</td> <td></td> <td colspan="2">2,620</td> </tr> </tbody> </table>	区分		利用料金の上限 (1人につき)		個人	団体(20人以上)	常設展示	一般	1,200	1,080	大学生及び高校生	800	720	中学生及び小学生	300	270	特別展示		2,500		区分		利用料金の上限 (1人につき)		個人	団体(20人以上)	常設展示	一般	1,260	1,130	大学生及び高校生	840	750	中学生及び小学生	310	280	特別展示		2,620																															
区分				利用料金の上限 (1人につき)																																																																			
		個人	団体(20人以上)																																																																				
常設展示	一般	1,200	1,080																																																																				
	大学生及び高校生	800	720																																																																				
	中学生及び小学生	300	270																																																																				
特別展示		2,500																																																																					
区分		利用料金の上限 (1人につき)																																																																					
		個人	団体(20人以上)																																																																				
常設展示	一般	1,260	1,130																																																																				
	大学生及び高校生	840	750																																																																				
	中学生及び小学生	310	280																																																																				
特別展示		2,620																																																																					
瀬戸田サンセットビーチ利用料金	<p>【尾道市瀬戸田サンセットビーチ設置及び管理条例（抜粋）】</p> <p>尾道市瀬戸田サンセットビーチ利用料金上限額の改定例</p> <p>【現行】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施設名</th> <th rowspan="2">利用区分</th> <th rowspan="2">単位</th> <th colspan="2">利用料金(円)</th> </tr> <tr> <th>平日</th> <th>土・日・祝日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">多目的グラウンド</td> <td>1面につき</td> <td>1時間</td> <td>1,080</td> <td>1,610</td> </tr> <tr> <td>照明料1面につき</td> <td>1時間</td> <td>1,080</td> <td>1,080</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">野外ステージ</td> <td rowspan="2">入場料を徴収しないとき。</td> <td>4時間</td> <td>6,480</td> <td>9,720</td> </tr> <tr> <td>1日</td> <td>9,720</td> <td>14,570</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">入場料を徴収するとき。</td> <td>4時間</td> <td>32,400</td> <td>48,600</td> </tr> <tr> <td>1日</td> <td>54,000</td> <td>81,000</td> </tr> <tr> <td>夜間照明</td> <td>1時間</td> <td>2,160</td> <td>2,160</td> </tr> </tbody> </table> <p>⇒</p> <p>【2019.10.1～】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施設名</th> <th rowspan="2">利用区分</th> <th rowspan="2">単位</th> <th colspan="2">利用料金(円)</th> </tr> <tr> <th>平日</th> <th>土・日・祝日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">多目的グラウンド</td> <td>1面につき</td> <td>1時間</td> <td>1,100</td> <td>1,650</td> </tr> <tr> <td>照明料1面につき</td> <td>1時間</td> <td>1,100</td> <td>1,100</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">野外ステージ</td> <td rowspan="2">入場料を徴収しないとき。</td> <td>4時間</td> <td>6,600</td> <td>9,900</td> </tr> <tr> <td>1日</td> <td>9,900</td> <td>14,850</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">入場料を徴収するとき。</td> <td>4時間</td> <td>33,000</td> <td>49,500</td> </tr> <tr> <td>1日</td> <td>55,000</td> <td>82,500</td> </tr> <tr> <td>夜間照明</td> <td>1時間</td> <td>2,200</td> <td>2,200</td> </tr> </tbody> </table>	施設名	利用区分	単位	利用料金(円)		平日	土・日・祝日	多目的グラウンド	1面につき	1時間	1,080	1,610	照明料1面につき	1時間	1,080	1,080	野外ステージ	入場料を徴収しないとき。	4時間	6,480	9,720	1日	9,720	14,570	入場料を徴収するとき。	4時間	32,400	48,600	1日	54,000	81,000	夜間照明	1時間	2,160	2,160	施設名	利用区分	単位	利用料金(円)		平日	土・日・祝日	多目的グラウンド	1面につき	1時間	1,100	1,650	照明料1面につき	1時間	1,100	1,100	野外ステージ	入場料を徴収しないとき。	4時間	6,600	9,900	1日	9,900	14,850	入場料を徴収するとき。	4時間	33,000	49,500	1日	55,000	82,500	夜間照明	1時間	2,200	2,200
施設名	利用区分				単位	利用料金(円)																																																																	
		平日	土・日・祝日																																																																				
多目的グラウンド	1面につき	1時間	1,080	1,610																																																																			
	照明料1面につき	1時間	1,080	1,080																																																																			
野外ステージ	入場料を徴収しないとき。	4時間	6,480	9,720																																																																			
		1日	9,720	14,570																																																																			
	入場料を徴収するとき。	4時間	32,400	48,600																																																																			
		1日	54,000	81,000																																																																			
夜間照明	1時間	2,160	2,160																																																																				
施設名	利用区分	単位	利用料金(円)																																																																				
			平日	土・日・祝日																																																																			
多目的グラウンド	1面につき	1時間	1,100	1,650																																																																			
	照明料1面につき	1時間	1,100	1,100																																																																			
野外ステージ	入場料を徴収しないとき。	4時間	6,600	9,900																																																																			
		1日	9,900	14,850																																																																			
	入場料を徴収するとき。	4時間	33,000	49,500																																																																			
		1日	55,000	82,500																																																																			
夜間照明	1時間	2,200	2,200																																																																				
向島洋らんセンター施設使用料金	<p>【向島洋らんセンター設置及び管理条例（抜粋）】</p> <p>向島洋らんセンター施設利用料金上限額の改定例</p> <p>【現行】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>室名</th> <th>1日当たり</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>研修室</td> <td>2,700円</td> <td>1室につき</td> </tr> </tbody> </table> <p>⇒</p> <p>【2019.10.1～】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>室名</th> <th>1日当たり</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>研修室</td> <td>2,750円</td> <td>1室につき</td> </tr> </tbody> </table>	室名	1日当たり	備考	研修室	2,700円	1室につき	室名	1日当たり	備考	研修室	2,750円	1室につき																																																										
室名	1日当たり	備考																																																																					
研修室	2,700円	1室につき																																																																					
室名	1日当たり	備考																																																																					
研修室	2,750円	1室につき																																																																					

※注）指定管理施設である場合は、使用料等の上限額である。

VI 使用料・手数料等の改定資料

一般会計（市への歳入を伴わない指定管理施設）

【単位：改定内容欄 円、その他 千円】

区分	改定内容					
尾道ふれあいの里 利用料	【尾道ふれあいの里利用料の改定例（抜粋）】					
	【現行】		【2019.10.1～】			
	施設名	利用区分	利用料金	利用料金		
	宿泊棟 (宿泊室)	宿泊	1人1泊につき	3,600 以内	3,670 以内	
		一時 利用	1室 1時間 迄毎	和室10畳	2,060 以内	2,100 以内
				和室8畳	1,540 以内	1,570 以内
				和室6畳	1,030 以内	1,050 以内
	管理・研修棟 (会議室等)	1室 1時間 迄毎	視聴覚室	3,090 以内	3,140 以内	
			研修室	1,030 以内	1,050 以内	
			和室21畳	930 以内	940 以内	
			和室18畳	620 以内	630 以内	
	浴場棟	1人1回につ き(入浴料)	12歳以下の者	510 以内	520 以内	
			その他の者	820 以内	840 以内	
	体育館	1回1時間までごとに	600 以内	630 以内		
	テニスコート	1面当たり	1時間	600 以内	630 以内	
4面同時利用		1時間	600 以内	630 以内		
多目的グラウンド	8:00～12:00		1,030 以内	1,050 以内		
	13:00～17:00		2,060 以内	2,100 以内		
	8:00～17:00		2,060 以内	2,100 以内		
野外 施設	キャンプ場(昼間)	一人一泊につき	1,030 以内	1,050 以内		
	キャンプ場(1-18時)	一人一回につき	510 以内	520 以内		
因島細島ハウス使 用料	【尾道市因島細島ハウス設置及び管理条例（抜粋）】					
	尾道市因島細島ハウス利用料金上限額の改定例		【2019.10.1～】			
	【現行】		【2019.10.1～】			
	(1) 宿泊		(1) 宿泊			
	区分	利用料金	備考	備考		
	1人1 泊に つき	一般	2,060円以 内	宿泊の利用時間は 午後4時から翌日 の午前10時までと する。	一般	2,200円以 内
		小学生、 中学生	1,030円以 内		小学生、 中学生	1,100円以 内
	(2) 施設の利用		(2) 施設の利用			
	区分	利用料金				
		右欄記載以外の者が 利用する場合		細島地域の住民又は 宿泊者が利用する場 合		
		4時間ま で	4時間を 超え8時間 まで	4時間ま で	4時間を 超え8時間 まで	
	大集 会室	1,030円 以内	2,060円以 内	510円以 内	1,030円以 内	
	(3) 附属設備の利用		(3) 附属設備の利用			
	区分	利用料金				
		宿泊者以外		宿泊者		
				備考		
浴室	1回	200円以内	100円以内	小学生以上 の者		
		220円以内	110円以内	小学生以上 の者		
※注）指定管理施設である場合は、使用料等の上限額である。						

VI 使用料・手数料等の改定資料

特別会計（市への歳入を伴わない指定管理施設）

【単位：改定内容欄 円、その他 千円】

区 分	改 定 内 容										
<p>【千光寺山索道事業特別会計】</p> <p>千光寺山索道利用 料金</p>	<p>【千光寺山索道事業施設設置及び管理条例（抜粋）】</p> <p>【千光寺山索道利用料金の改定例（抜粋）】</p> <p>【現行】</p> <table border="1" style="display: inline-table; margin-right: 20px;"> <thead> <tr> <th>乗車券の種類</th> <th>片道</th> <th>往復</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>普通乗車券</td> <td>320円以内</td> <td>500円以内</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">⇒</p> <p>【2019.10.1～】</p> <table border="1" style="display: inline-table;"> <thead> <tr> <th>片道</th> <th>往復</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>330円以内</td> <td>510円以内</td> </tr> </tbody> </table>	乗車券の種類	片道	往復	普通乗車券	320円以内	500円以内	片道	往復	330円以内	510円以内
乗車券の種類	片道	往復									
普通乗車券	320円以内	500円以内									
片道	往復										
330円以内	510円以内										
	<p>※注）指定管理施設である場合は、使用料等の上限額である。</p>										

VI 使用料・手数料等の改定資料

【単位:改定内容欄 円、その他 千円】

水道事業会計 (使用料等)

区分	歳入影響額(千円)	改定内容																																																																		
水道料金 (上水道使用料)	13,251	<p>【水道料金 (上水道使用料)】</p> <p>【現行】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>用途</th> <th>区分</th> <th>水量</th> <th>料金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">家事用</td> <td>基本料金</td> <td>7mまで</td> <td>1,004.40</td> </tr> <tr> <td>超過1</td> <td>7m超~15m</td> <td>216.00</td> </tr> <tr> <td>超過2</td> <td>15m超~25m</td> <td>272.16</td> </tr> <tr> <td>超過3</td> <td>25m超以上</td> <td>330.48</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">業務用</td> <td>基本料金</td> <td>10mまで</td> <td>2,149.20</td> </tr> <tr> <td>超過1</td> <td>10m超~50m</td> <td>317.52</td> </tr> <tr> <td>超過2</td> <td>50m超~100m</td> <td>378.00</td> </tr> <tr> <td>超過3</td> <td>100m超以上</td> <td>438.48</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">湯屋用</td> <td>基本料金</td> <td>100mまで</td> <td>16,632.00</td> </tr> <tr> <td>超過1</td> <td>100m超~200m</td> <td>237.60</td> </tr> <tr> <td>超過2</td> <td>200m超~300m</td> <td>291.60</td> </tr> <tr> <td>超過3</td> <td>300m超以上</td> <td>345.60</td> </tr> <tr> <td>臨時用</td> <td></td> <td>1mにつき</td> <td>928.80</td> </tr> <tr> <td>船舶用</td> <td></td> <td>1mにつき</td> <td>453.60</td> </tr> </tbody> </table> <p>※基本料金は1か月あたりの料金 ※超過1~3は1mあたりの単価</p> <p>【2019.10.1~】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>料金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1,023.00</td></tr> <tr><td>220.00</td></tr> <tr><td>277.20</td></tr> <tr><td>336.60</td></tr> <tr><td>2,189.00</td></tr> <tr><td>323.40</td></tr> <tr><td>385.00</td></tr> <tr><td>446.60</td></tr> <tr><td>16,940.00</td></tr> <tr><td>242.00</td></tr> <tr><td>297.00</td></tr> <tr><td>352.00</td></tr> <tr><td>946.00</td></tr> <tr><td>462.00</td></tr> </tbody> </table>	用途	区分	水量	料金	家事用	基本料金	7mまで	1,004.40	超過1	7m超~15m	216.00	超過2	15m超~25m	272.16	超過3	25m超以上	330.48	業務用	基本料金	10mまで	2,149.20	超過1	10m超~50m	317.52	超過2	50m超~100m	378.00	超過3	100m超以上	438.48	湯屋用	基本料金	100mまで	16,632.00	超過1	100m超~200m	237.60	超過2	200m超~300m	291.60	超過3	300m超以上	345.60	臨時用		1mにつき	928.80	船舶用		1mにつき	453.60	料金	1,023.00	220.00	277.20	336.60	2,189.00	323.40	385.00	446.60	16,940.00	242.00	297.00	352.00	946.00	462.00
用途	区分	水量	料金																																																																	
家事用	基本料金	7mまで	1,004.40																																																																	
	超過1	7m超~15m	216.00																																																																	
	超過2	15m超~25m	272.16																																																																	
	超過3	25m超以上	330.48																																																																	
業務用	基本料金	10mまで	2,149.20																																																																	
	超過1	10m超~50m	317.52																																																																	
	超過2	50m超~100m	378.00																																																																	
	超過3	100m超以上	438.48																																																																	
湯屋用	基本料金	100mまで	16,632.00																																																																	
	超過1	100m超~200m	237.60																																																																	
	超過2	200m超~300m	291.60																																																																	
	超過3	300m超以上	345.60																																																																	
臨時用		1mにつき	928.80																																																																	
船舶用		1mにつき	453.60																																																																	
料金																																																																				
1,023.00																																																																				
220.00																																																																				
277.20																																																																				
336.60																																																																				
2,189.00																																																																				
323.40																																																																				
385.00																																																																				
446.60																																																																				
16,940.00																																																																				
242.00																																																																				
297.00																																																																				
352.00																																																																				
946.00																																																																				
462.00																																																																				
分岐負担金	319	<p>【分岐負担金】</p> <p>【現行】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>メーターの口径</th> <th>分岐負担金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>13ミリメートル</td><td>91,800</td></tr> <tr><td>20ミリメートル</td><td>183,600</td></tr> <tr><td>25ミリメートル</td><td>367,200</td></tr> <tr><td>40ミリメートル</td><td>1,101,600</td></tr> <tr><td>50ミリメートル</td><td>1,836,000</td></tr> <tr><td>75ミリメートル</td><td>4,590,000</td></tr> <tr><td>100ミリメートル</td><td>7,803,000</td></tr> <tr><td>150ミリメートル以上</td><td>管理者が別に定める額</td></tr> </tbody> </table> <p>【2019.10.1~】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>分岐負担金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>93,500</td></tr> <tr><td>187,000</td></tr> <tr><td>374,000</td></tr> <tr><td>1,122,000</td></tr> <tr><td>1,870,000</td></tr> <tr><td>4,675,000</td></tr> <tr><td>7,947,500</td></tr> <tr><td>管理者が別に定める額</td></tr> </tbody> </table>	メーターの口径	分岐負担金	13ミリメートル	91,800	20ミリメートル	183,600	25ミリメートル	367,200	40ミリメートル	1,101,600	50ミリメートル	1,836,000	75ミリメートル	4,590,000	100ミリメートル	7,803,000	150ミリメートル以上	管理者が別に定める額	分岐負担金	93,500	187,000	374,000	1,122,000	1,870,000	4,675,000	7,947,500	管理者が別に定める額																																							
メーターの口径	分岐負担金																																																																			
13ミリメートル	91,800																																																																			
20ミリメートル	183,600																																																																			
25ミリメートル	367,200																																																																			
40ミリメートル	1,101,600																																																																			
50ミリメートル	1,836,000																																																																			
75ミリメートル	4,590,000																																																																			
100ミリメートル	7,803,000																																																																			
150ミリメートル以上	管理者が別に定める額																																																																			
分岐負担金																																																																				
93,500																																																																				
187,000																																																																				
374,000																																																																				
1,122,000																																																																				
1,870,000																																																																				
4,675,000																																																																				
7,947,500																																																																				
管理者が別に定める額																																																																				
分担金	26	<p>【尾道市百島地区及び浦崎地区水道事業分担金】</p> <p>【現行】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>メーターの口径</th> <th>分担金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>13ミリメートル</td><td>108,000</td></tr> <tr><td>20ミリメートル</td><td>216,000</td></tr> <tr><td>25ミリメートル</td><td>324,000</td></tr> <tr><td>40ミリメートル</td><td>540,000</td></tr> <tr><td>50ミリメートル以上</td><td>管理者が別に定める額</td></tr> </tbody> </table> <p>【2019.10.1~】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>分担金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>110,000</td></tr> <tr><td>220,000</td></tr> <tr><td>330,000</td></tr> <tr><td>550,000</td></tr> <tr><td>管理者が別に定める額</td></tr> </tbody> </table>	メーターの口径	分担金	13ミリメートル	108,000	20ミリメートル	216,000	25ミリメートル	324,000	40ミリメートル	540,000	50ミリメートル以上	管理者が別に定める額	分担金	110,000	220,000	330,000	550,000	管理者が別に定める額																																																
メーターの口径	分担金																																																																			
13ミリメートル	108,000																																																																			
20ミリメートル	216,000																																																																			
25ミリメートル	324,000																																																																			
40ミリメートル	540,000																																																																			
50ミリメートル以上	管理者が別に定める額																																																																			
分担金																																																																				
110,000																																																																				
220,000																																																																				
330,000																																																																				
550,000																																																																				
管理者が別に定める額																																																																				
合計	13,596																																																																			

VI 使用料・手数料等の改定資料

【単位:改定内容欄 円、その他 千円】

水道事業会計 (使用料等)

区分	歳入 影響額 (千円)	改定内容														
分担金 (続き)		<p>【尾道市木ノ庄東地区水道分担金】 【現行】</p> <table border="1" data-bbox="456 405 923 555"> <thead> <tr> <th>メーターの口径</th> <th>分担金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>13ミリメートル</td><td>194,400</td></tr> <tr><td>20ミリメートル</td><td>388,800</td></tr> <tr><td>25ミリメートル</td><td>777,600</td></tr> <tr><td>40ミリメートル</td><td>2,332,800</td></tr> <tr><td>50ミリメートル</td><td>3,888,000</td></tr> </tbody> </table>	メーターの口径	分担金	13ミリメートル	194,400	20ミリメートル	388,800	25ミリメートル	777,600	40ミリメートル	2,332,800	50ミリメートル	3,888,000		
		メーターの口径	分担金													
		13ミリメートル	194,400													
		20ミリメートル	388,800													
		25ミリメートル	777,600													
		40ミリメートル	2,332,800													
		50ミリメートル	3,888,000													
		<p>【2019.10.1~】</p> <table border="1" data-bbox="997 394 1196 555"> <thead> <tr> <th>分担金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>198,000</td></tr> <tr><td>396,000</td></tr> <tr><td>792,000</td></tr> <tr><td>2,376,000</td></tr> <tr><td>3,960,000</td></tr> </tbody> </table>	分担金	198,000	396,000	792,000	2,376,000	3,960,000								
		分担金														
		198,000														
		396,000														
		792,000														
		2,376,000														
		3,960,000														
		<p>【尾道市木ノ庄西地区水道分担金】 【現行】</p> <table border="1" data-bbox="456 629 923 779"> <thead> <tr> <th>メーターの口径</th> <th>分担金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>13ミリメートル</td><td>237,600</td></tr> <tr><td>20ミリメートル</td><td>475,200</td></tr> <tr><td>25ミリメートル</td><td>950,400</td></tr> <tr><td>40ミリメートル</td><td>2,808,000</td></tr> <tr><td>50ミリメートル</td><td>4,644,000</td></tr> </tbody> </table>	メーターの口径	分担金	13ミリメートル	237,600	20ミリメートル	475,200	25ミリメートル	950,400	40ミリメートル	2,808,000	50ミリメートル	4,644,000		
		メーターの口径	分担金													
		13ミリメートル	237,600													
		20ミリメートル	475,200													
		25ミリメートル	950,400													
		40ミリメートル	2,808,000													
50ミリメートル	4,644,000															
<p>【2019.10.1~】</p> <table border="1" data-bbox="997 618 1196 779"> <thead> <tr> <th>分担金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>242,000</td></tr> <tr><td>484,000</td></tr> <tr><td>968,000</td></tr> <tr><td>2,860,000</td></tr> <tr><td>4,730,000</td></tr> </tbody> </table>	分担金	242,000	484,000	968,000	2,860,000	4,730,000										
分担金																
242,000																
484,000																
968,000																
2,860,000																
4,730,000																
<p>【尾道市原田地区及び木ノ庄町木梨山方地区水道分担金】 【現行】</p> <table border="1" data-bbox="456 853 923 1003"> <thead> <tr> <th>メーターの口径</th> <th>分担金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>13ミリメートル</td><td>324,000</td></tr> <tr><td>20ミリメートル</td><td>648,000</td></tr> <tr><td>25ミリメートル</td><td>1,296,000</td></tr> <tr><td>40ミリメートル</td><td>3,888,000</td></tr> <tr><td>50ミリメートル</td><td>6,480,000</td></tr> </tbody> </table>	メーターの口径	分担金	13ミリメートル	324,000	20ミリメートル	648,000	25ミリメートル	1,296,000	40ミリメートル	3,888,000	50ミリメートル	6,480,000				
メーターの口径	分担金															
13ミリメートル	324,000															
20ミリメートル	648,000															
25ミリメートル	1,296,000															
40ミリメートル	3,888,000															
50ミリメートル	6,480,000															
<p>【2019.10.1~】</p> <table border="1" data-bbox="997 842 1196 1003"> <thead> <tr> <th>分担金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>330,000</td></tr> <tr><td>660,000</td></tr> <tr><td>1,320,000</td></tr> <tr><td>3,960,000</td></tr> <tr><td>6,600,000</td></tr> </tbody> </table>	分担金	330,000	660,000	1,320,000	3,960,000	6,600,000										
分担金																
330,000																
660,000																
1,320,000																
3,960,000																
6,600,000																
<p>【尾道市御調東部地区水道分担金】 【現行】</p> <table border="1" data-bbox="456 1077 923 1272"> <thead> <tr> <th>メーターの口径</th> <th>分担金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>13ミリメートル</td><td>324,000</td></tr> <tr><td>20ミリメートル</td><td>648,000</td></tr> <tr><td>25ミリメートル</td><td>1,296,000</td></tr> <tr><td>40ミリメートル</td><td>3,888,000</td></tr> <tr><td>50ミリメートル</td><td>6,480,000</td></tr> <tr><td>75ミリメートル</td><td>16,200,000</td></tr> <tr><td>100ミリメートル</td><td>27,540,000</td></tr> </tbody> </table>	メーターの口径	分担金	13ミリメートル	324,000	20ミリメートル	648,000	25ミリメートル	1,296,000	40ミリメートル	3,888,000	50ミリメートル	6,480,000	75ミリメートル	16,200,000	100ミリメートル	27,540,000
メーターの口径	分担金															
13ミリメートル	324,000															
20ミリメートル	648,000															
25ミリメートル	1,296,000															
40ミリメートル	3,888,000															
50ミリメートル	6,480,000															
75ミリメートル	16,200,000															
100ミリメートル	27,540,000															
<p>【2019.10.1~】</p> <table border="1" data-bbox="997 1066 1196 1272"> <thead> <tr> <th>分担金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>330,000</td></tr> <tr><td>660,000</td></tr> <tr><td>1,320,000</td></tr> <tr><td>3,960,000</td></tr> <tr><td>6,600,000</td></tr> <tr><td>16,500,000</td></tr> <tr><td>28,050,000</td></tr> </tbody> </table>	分担金	330,000	660,000	1,320,000	3,960,000	6,600,000	16,500,000	28,050,000								
分担金																
330,000																
660,000																
1,320,000																
3,960,000																
6,600,000																
16,500,000																
28,050,000																
<p>【尾道市御調西部地区水道分担金】 【現行】</p> <table border="1" data-bbox="456 1346 923 1541"> <thead> <tr> <th>メーターの口径</th> <th>分担金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>13ミリメートル</td><td>324,000</td></tr> <tr><td>20ミリメートル</td><td>648,000</td></tr> <tr><td>25ミリメートル</td><td>1,296,000</td></tr> <tr><td>40ミリメートル</td><td>3,888,000</td></tr> <tr><td>50ミリメートル</td><td>6,480,000</td></tr> <tr><td>75ミリメートル</td><td>16,200,000</td></tr> <tr><td>100ミリメートル</td><td>27,540,000</td></tr> </tbody> </table>	メーターの口径	分担金	13ミリメートル	324,000	20ミリメートル	648,000	25ミリメートル	1,296,000	40ミリメートル	3,888,000	50ミリメートル	6,480,000	75ミリメートル	16,200,000	100ミリメートル	27,540,000
メーターの口径	分担金															
13ミリメートル	324,000															
20ミリメートル	648,000															
25ミリメートル	1,296,000															
40ミリメートル	3,888,000															
50ミリメートル	6,480,000															
75ミリメートル	16,200,000															
100ミリメートル	27,540,000															
<p>【2019.10.1~】</p> <table border="1" data-bbox="997 1335 1196 1541"> <thead> <tr> <th>分担金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>330,000</td></tr> <tr><td>660,000</td></tr> <tr><td>1,320,000</td></tr> <tr><td>3,960,000</td></tr> <tr><td>6,600,000</td></tr> <tr><td>16,500,000</td></tr> <tr><td>28,050,000</td></tr> </tbody> </table>	分担金	330,000	660,000	1,320,000	3,960,000	6,600,000	16,500,000	28,050,000								
分担金																
330,000																
660,000																
1,320,000																
3,960,000																
6,600,000																
16,500,000																
28,050,000																

VI 使用料・手数料等の改定資料

【単位：改定内容欄 円、その他 千円】

病院事業会計（使用料等）

区分	歳入 影響額 (千円)	改定内容																												
【尾道市立市民病院（瀬戸田診療所含む）】																														
病室使用差額料	691	<p>【病室使用差額料の改定例（抜粋）】</p> <p>【現行】</p> <table border="1"> <tr> <td>個室種別</td> <td>C特別病室</td> <td>B病室</td> <td>E病室</td> </tr> <tr> <td>1日につき</td> <td>6,480</td> <td>5,400</td> <td>3,240</td> </tr> </table> <p>⇒</p> <table border="1"> <tr> <td colspan="3">【2019.10.1～】</td> </tr> <tr> <td>C特別病室</td> <td>B病室</td> <td>E病室</td> </tr> <tr> <td>6,600</td> <td>5,500</td> <td>3,300</td> </tr> </table>	個室種別	C特別病室	B病室	E病室	1日につき	6,480	5,400	3,240	【2019.10.1～】			C特別病室	B病室	E病室	6,600	5,500	3,300											
個室種別	C特別病室	B病室	E病室																											
1日につき	6,480	5,400	3,240																											
【2019.10.1～】																														
C特別病室	B病室	E病室																												
6,600	5,500	3,300																												
人間ドック料	333	<p>【人間ドック料の改定例（抜粋）】</p> <p>【現行】</p> <table border="1"> <tr> <td>ドック種別</td> <td>1日</td> </tr> <tr> <td>1人につき</td> <td>34,560</td> </tr> </table> <p>⇒</p> <table border="1"> <tr> <td colspan="2">【2019.10.1～】</td> </tr> <tr> <td>1日</td> <td></td> </tr> <tr> <td>35,200</td> <td></td> </tr> </table>	ドック種別	1日	1人につき	34,560	【2019.10.1～】		1日		35,200																			
ドック種別	1日																													
1人につき	34,560																													
【2019.10.1～】																														
1日																														
35,200																														
その他の改定分	758																													
小計	1,782																													
【公立みつぎ総合病院】																														
病室使用差額料	454	<p>【病室使用差額料の改定例（抜粋）】</p> <p>【現行】</p> <table border="1"> <tr> <td>個室種別</td> <td>A病室</td> <td>B病室</td> <td>C病室</td> <td>D病室</td> </tr> <tr> <td>1日につき</td> <td>6,480</td> <td>5,400</td> <td>4,320</td> <td>3,240</td> </tr> </table> <p>⇒</p> <table border="1"> <tr> <td colspan="4">【2019.10.1～】</td> </tr> <tr> <td>A病室</td> <td>B病室</td> <td>C病室</td> <td>D病室</td> </tr> <tr> <td>6,600</td> <td>5,500</td> <td>4,400</td> <td>3,300</td> </tr> </table> <table border="1"> <tr> <td>個室種別</td> <td>E病室</td> </tr> <tr> <td>1日につき</td> <td>2,160</td> </tr> </table> <p>⇒</p> <table border="1"> <tr> <td>E病室</td> </tr> <tr> <td>2,200</td> </tr> </table>	個室種別	A病室	B病室	C病室	D病室	1日につき	6,480	5,400	4,320	3,240	【2019.10.1～】				A病室	B病室	C病室	D病室	6,600	5,500	4,400	3,300	個室種別	E病室	1日につき	2,160	E病室	2,200
個室種別	A病室	B病室	C病室	D病室																										
1日につき	6,480	5,400	4,320	3,240																										
【2019.10.1～】																														
A病室	B病室	C病室	D病室																											
6,600	5,500	4,400	3,300																											
個室種別	E病室																													
1日につき	2,160																													
E病室																														
2,200																														
人間ドック料	535	<p>【人間ドック料の改定例（抜粋）】</p> <p>【現行】</p> <table border="1"> <tr> <td>ドック種別</td> <td>1日</td> <td>脳ドック</td> <td>日帰り 脳ドック</td> </tr> <tr> <td>1人につき</td> <td>35,640</td> <td>33,480</td> <td>59,400</td> </tr> </table> <p>⇒</p> <table border="1"> <tr> <td colspan="3">【2019.10.1～】</td> </tr> <tr> <td>1日</td> <td>脳ドック</td> <td>日帰り 脳ドック</td> </tr> <tr> <td>36,300</td> <td>34,100</td> <td>60,500</td> </tr> </table> <table border="1"> <tr> <td>ドック種別</td> <td>1泊2日</td> <td>1泊2日 脳ドック</td> </tr> <tr> <td>1人につき</td> <td>57,780</td> <td>78,300</td> </tr> </table> <p>⇒</p> <table border="1"> <tr> <td>1泊2日</td> <td>1泊2日 脳ドック</td> </tr> <tr> <td>58,850</td> <td>79,750</td> </tr> </table>	ドック種別	1日	脳ドック	日帰り 脳ドック	1人につき	35,640	33,480	59,400	【2019.10.1～】			1日	脳ドック	日帰り 脳ドック	36,300	34,100	60,500	ドック種別	1泊2日	1泊2日 脳ドック	1人につき	57,780	78,300	1泊2日	1泊2日 脳ドック	58,850	79,750	
ドック種別	1日	脳ドック	日帰り 脳ドック																											
1人につき	35,640	33,480	59,400																											
【2019.10.1～】																														
1日	脳ドック	日帰り 脳ドック																												
36,300	34,100	60,500																												
ドック種別	1泊2日	1泊2日 脳ドック																												
1人につき	57,780	78,300																												
1泊2日	1泊2日 脳ドック																													
58,850	79,750																													
その他の改定分	701																													
小計	1,690																													
合計	3,472																													

VI 使用料・手数料等の改定資料

【単位：改定内容欄 円、その他 千円】

下水道事業会計（使用料等）

区分	歳入影響額 (千円)	改定内容																																														
下水道使用料（公共下水道）	919	<p>【下水道使用料（公共）の改定例（抜粋）】</p> <p>【現行】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">種別</th> <th colspan="2">基本料金</th> <th colspan="2">超過料金</th> </tr> <tr> <th>排除汚水量</th> <th>金額</th> <th>排除汚水量</th> <th>金額 (1㎡につき)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">一般用</td> <td rowspan="3">10㎡まで</td> <td rowspan="3">1,080</td> <td>10㎡超</td> <td>151.2</td> </tr> <tr> <td>20㎡以下</td> <td></td> </tr> <tr> <td>20㎡超</td> <td>172.8</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>30㎡以下</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>⇒</p> <p>【2019.10.1～】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">基本料金</th> <th colspan="2">超過料金</th> </tr> <tr> <th>排除汚水量</th> <th>金額</th> <th>排除汚水量</th> <th>金額 (1㎡につき)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">10㎡まで</td> <td rowspan="3"></td> <td rowspan="3">1,100</td> <td>10㎡超</td> <td>154</td> </tr> <tr> <td>20㎡以下</td> <td></td> </tr> <tr> <td>20㎡超</td> <td>176</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>30㎡以下</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	種別	基本料金		超過料金		排除汚水量	金額	排除汚水量	金額 (1㎡につき)	一般用	10㎡まで	1,080	10㎡超	151.2	20㎡以下		20㎡超	172.8				30㎡以下			基本料金		超過料金		排除汚水量	金額	排除汚水量	金額 (1㎡につき)	10㎡まで		1,100	10㎡超	154	20㎡以下		20㎡超	176				30㎡以下	
種別	基本料金			超過料金																																												
	排除汚水量	金額	排除汚水量	金額 (1㎡につき)																																												
一般用	10㎡まで	1,080	10㎡超	151.2																																												
			20㎡以下																																													
			20㎡超	172.8																																												
			30㎡以下																																													
	基本料金		超過料金																																													
	排除汚水量	金額	排除汚水量	金額 (1㎡につき)																																												
10㎡まで		1,100	10㎡超	154																																												
			20㎡以下																																													
			20㎡超	176																																												
			30㎡以下																																													
下水道使用料（特定環境保全公共下水道）	625	<p>【下水道使用料（特環）の改定例（抜粋）】</p> <p>【現行】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">汚水排除元の用途</th> <th rowspan="2">使用区分</th> <th colspan="2">単位当たり料金</th> </tr> <tr> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">一般家庭</td> <td>基本料金（1世帯当たり月額）</td> <td></td> <td>2,700</td> </tr> <tr> <td>世帯員割（1人当たり月額）</td> <td></td> <td>540</td> </tr> </tbody> </table> <p>⇒</p> <p>【2019.10.1～】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">単位当たり料金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>2,750</td> </tr> <tr> <td></td> <td>550</td> </tr> </tbody> </table>	汚水排除元の用途	使用区分	単位当たり料金				一般家庭	基本料金（1世帯当たり月額）		2,700	世帯員割（1人当たり月額）		540	単位当たり料金			2,750		550																											
汚水排除元の用途	使用区分	単位当たり料金																																														
一般家庭	基本料金（1世帯当たり月額）		2,700																																													
	世帯員割（1人当たり月額）		540																																													
単位当たり料金																																																
	2,750																																															
	550																																															
合計	1,544																																															

Ⅶ 地方消費税交付金（社会保障財源化分）の充当状況

消費税（国・地方）の引き上げに伴い、引き上げ分の地方消費税交付金についてはその用途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。

（平成26年4月：5%から8%、平成31年10月：8%から10%）

平成31年度尾道市一般会計当初予算においては、各社会保障施策に要する経費にかかる一般財源の比率に応じ、下記のとおり充当しています。

（歳入）地方消費税交付金 2,538,131千円（うち社会保障財源化分 1,060,366千円）
 （歳出）社会保障施策に要する経費 22,975,320千円（うち一般財源分 11,710,801千円）

地方消費税交付金（社会保障財源化分）の充当状況

（単位：千円）

区 分	事業費	財源内訳				
		国・県	地方債	その他	一般財源	うち地方消費税交付金 (引上げ分)
1 社会福祉	14,615,266	9,319,404	282,700	388,349	4,624,813	418,758
障害者福祉費 (自立支援給付費など)	4,404,266	3,104,015	0	1,106	1,299,145	117,632
高齢者福祉費 (老人保護措置費など)	682,457	3,763	0	102,030	576,664	52,215
児童福祉費 (児童手当給付費など)	7,090,772	4,342,660	282,700	285,211	2,180,201	197,408
生活保護費 (生活保護費など)	2,437,771	1,868,966	0	2	568,803	51,503
2 社会保険	5,939,842	1,090,153	0	0	4,849,689	439,120
国民健康保険 (特別会計繰出金)	1,105,142	630,113	0	0	475,029	43,012
介護保険 (特別会計繰出金)	2,230,118	100,912	0	0	2,129,206	192,791
後期高齢者医療 (療養給付費等負担金など)	2,604,582	359,128	0	0	2,245,454	203,317
3 保健衛生	2,420,212	48,836	112,000	23,077	2,236,299	202,488
母子保健費 (母子健康診査事業費など)	142,342	16,182	0	11,246	114,914	10,405
疾病予防対策費 (予防接種事業費など)	477,123	23,476	0	4,040	449,607	40,710
医療対策費 (公立病院負担金など)	1,648,549	0	112,000	6,500	1,530,049	138,540
成人保健費 (成人健康診査事業費など)	152,198	9,178	0	1,291	141,729	12,833
合 計	22,975,320	10,458,393	394,700	411,426	11,710,801	1,060,366

※ 社会保障施策に要する経費は、事務費や職員人件費を除く、年金・医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する経費となります。

VIII 都市計画税の充当状況

都市計画税は、都市計画事業（街路、公園、下水道など）の費用に充てるために負担していただく目的税です。

平成31年度の都市計画税は、久保長江線（久保2工区）道路改良事業や公共下水道事業への負担金、及び出資金、都市計画事業のために借り入れた地方債の償還に充当しています。

都市計画税の充当状況

(単位：千円、%)

年度	都市計画事業等			財源内訳					都市 計画税 充当 割合 (B)/(A)
	街路事業	公共下水道	公債費	国・県	地方債	その他	一般財源 (A)	うち都市計画税	
		負担金 出資金						(B)	
平成31	180,000	760,945	508,173	73,600	88,100	67,400	1,220,018	1,155,558	94.7

街路事業

(単位：千円)

事業名	事業費	財源内訳				
		国	県	地方債	その他	一般財源
久保長江線（久保2工区）	180,000	73,600	0	88,100	0	18,300

尾道市水道事業会計当初予算比較表

(単位：千円)

区 分		平 成 3 1 年 度		平 成 3 0 年 度	
収 益 的 収 支	水道事業収益	4,260,258	給水戸数 60,234戸	4,263,489	給水戸数 59,937戸
	水道事業費用	3,974,774	年間配水量 14,395,146m ³	3,885,269	年間配水量 14,495,245m ³
	差 引	285,484		378,220	
資 本 的 収 支	資本的収入	431,809	不足額の補てんは、 当年度分消費税 資本的収支調整額	448,993	不足額の補てんは、 当年度分消費税 資本的収支調整額
	資本的支出	1,622,163	98,835 減債積立金	1,581,656	66,389 減債積立金
	差 引	△ 1,190,354	50,000 建設改良積立金	△ 1,132,663	50,000 建設改良積立金
			100,000 過年度分損益 勘定留保資金		100,000 過年度分損益 勘定留保資金
			255,309 当年度分損益 勘定留保資金		640,621 当年度分損益 勘定留保資金
			686,210		275,653

<主な施行事業予定>

整備事業	415,019千円	(内、導送配水管φ75～φ400 布設延長	3,720m)
改良事業	781,899千円	(内、配水管 φ50～φ250 布設延長	11,886m)
合計	1,196,918千円		15,606m
受託建設事業	26,470千円	取引流量計取替工事 (長者原・新山波・有道・矢立・上島) 外	

尾道市下水道事業会計当初予算

(単位：千円)

区 分		平 成 3 1 年 度	平 成 3 0 年 度
収 益 的 収 支	下水道事業収益	1,788,394	排水戸数 7,315戸
	下水道事業費用	1,985,333	年間総処理水量 2,393,640m ³
	差 引	△ 196,939	
資 本 的 収 支	資本的収入	1,302,335	不足額の補てんは、 当年度分消費税 資本的収支調整額
	資本的支出	1,673,837	40,773
	差 引	△ 371,502	当年度分損益 勘定留保資金 330,729

<主な施行事業予定>

管渠整備事業	596,456千円	(内、幹線管渠 布設延長 2,018.5m、 枝線管渠 布設延長 1,520m)
ポンプ場整備事業	351,320千円	(高西東新涯ポンプ場建設工事外)
処理場整備事業	10,356千円	(ストックマネジメント策定)
合 計	958,132千円	

尾道市病院事業会計当初予算比較表

(単位：千円)

区 分		平成 3 1 年 度		平成 3 0 年 度	
収 益 的 収 支	病院事業収益	14,257,920	病 床 数 549床	14,264,586	病 床 数 549床
	病院事業費用	14,374,352	年間患者数 入院 173,484人 外 来 258,180人	14,317,567	年間患者数 入院 171,915人 外 来 265,108人
	差 引	△ 116,432		△ 52,981	
資 本 的 収 支	資本的収入	435,661	不足額の補てんは、	291,246	不足額の補てんは、
	資本的支出	1,260,039	・過年度分損益勘定 留保資金 692,646 ・当年度分損益勘定 留保資金 129,921	1,077,328	・過年度分損益勘定 留保資金 680,741 ・当年度分損益勘定 留保資金 104,226
	差 引	△ 824,378	・当年度分消費税及 び地方消費税資本的 収支調整額 1,811	△ 786,082	・当年度分消費税及 び地方消費税資本的 収支調整額 1,115

＜主な施行事業予定＞

病院等施設整備事業

(市民病院 第2駐車場機器更新工事他)	15,478千円)
(瀬戸田診療所 受水槽設置工事)	5,500千円)
(みつぎ総合病院 病院空調・熱源設備他改修工事)	136,183千円)

器械等備品購入事業

(市民病院 3D画像処理用ワークステーション、滅菌システム、 内視鏡情報管理システム、自動支払機等)	248,845千円)
(みつぎ総合病院 CT装置、MRI装置等)	311,290千円)

<業務の予定量>

区 分		予 定 量	病 院 別 内 訳	
			市立市民病院	公立みつぎ総合病院
病 床 数 (床)		549	309 (19)	240
年 間 患 者 数 (人)	入 院	173,484	89,670 (4,392)	83,814
	外 来	258,180	121,946 (13,496)	136,234

() は瀬戸田診療所分で内数である。

<収支の予定>

(単位：千円)

区 分		予 定 額	病 院 別 内 訳	
			市立市民病院	公立みつぎ総合病院
収 益 的 収 支	病 院 事 業 収 益	14,257,920	7,447,041 (285,465)	6,810,879
	病 院 事 業 費 用	14,374,352	7,502,799 (342,126)	6,871,553
	差 引	△ 116,432	△ 55,758 (△56,661)	△ 60,674
資 本 的 収 支	資 本 的 収 入	435,661	212,721 (4,000)	222,940
	資 本 的 支 出	1,260,039	655,389 (18,754)	604,650
	差 引	△ 824,378	△ 442,668 (△14,754)	△ 381,710

() は瀬戸田診療所分で内数である。

<資本的収支の補填財源>

(単位：千円)

区 分	予 定 額	病 院 別 内 訳	
		市立市民病院	公立みつぎ総合病院
減 債 積 立 金	0	0	0
建 設 改 良 積 立 金	0	0	0
過 年 度 分 損 益 勘 定 留 保 資 金	692,646	442,646 (14,754)	250,000
当 年 度 分 損 益 勘 定 留 保 資 金	129,921	0	129,921
繰 越 利 益 剰 余 金	0	0	0
そ の 他 積 立 金	0	0	0
当 年 度 分 消 費 税 及 び 地 方 消 費 税 資 本 的 収 支 調 整 額	1,811	22	1,789
補 填 額 計	824,378	442,668 (14,754)	381,710

() は瀬戸田診療所分で内数である。

<施行事業予定>

(単位：千円)

区 分	予 定 額	病 院 別 内 訳	
		市立市民病院	公立みつぎ総合病院
病 院 等 施 設 整 備 事 業	157,161	20,978 (5,500)	136,183
器 械 等 備 品 購 入 事 業	560,135	248,845 (3,000)	311,290

() は瀬戸田診療所分で内数である。